

令和 7 年

会津美里町議会会議録

定例会 6 月会議

6 月 2 日開議～ 6 月 13 日散会

会津美里町議会

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議会議録目次

第 1 日 6 月 2 日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	6
○陳情第 1 号の議題、報告、質疑、討論、採決	6
○議案の上程及び提案理由の説明	9
○陳情の常任委員会付託について	1 1
○会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙	1 1
○散会の宣告	1 2
散 会 （午前 1 0 時 4 1 分）	1 2

第 2 日 6 月 3 日（火曜日）

○議事日程	1 3
○本日の会議に付した事件	1 3
○出欠席議員	1 4
○説明のため出席した者	1 4
○事務局職員出席者	1 4
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 6
○開議の宣告	1 6
○一般質問	1 6
櫻 井 幹 夫 君	1 6
根 本 謙 一 君	2 4
小 島 裕 子 君	3 5
長 嶺 一 也 君	4 0
○延会の宣告	5 3

延 会 (午後 2 時 2 0 分)	5 4
--------------------------	-----

第3日 6月4日(水曜日)

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出欠席議員	5 6
○説明のため出席した者	5 6
○事務局職員出席者	5 6
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	5 8
○開議の宣告	5 8
○一般質問	5 8
村 松 尚 君	5 8
星 次 君	7 0
渋 井 清 隆 君	8 1
○散会の宣告	9 0
散 会 (午後 1 時 3 7 分)	9 0

第4日 6月9日(月曜日)

○議事日程	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出欠席議員	9 2
○説明のため出席した者	9 2
○事務局職員出席者	9 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	9 4
○開議の宣告	9 4
○報告第8号の議題、説明、質疑	9 4
○報告第9号の議題、説明、質疑	9 4
○報告第10号の議題、説明、質疑	9 5
○報告第11号の議題、説明、質疑	9 6
○議案第41号の議題、説明、質疑	9 7
○発言の訂正	1 0 3
○総括質疑	1 0 4
○議案の常任委員会付託について	1 0 4

○散会の宣告	1 0 5
散 会 （午前 1 1 時 1 9 分）	1 0 5

第 5 日 6 月 1 3 日（金曜日）

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 7
○出欠席議員	1 0 9
○説明のため出席した者	1 0 9
○事務局職員出席者	1 0 9
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 1 1
○開議の宣告	1 1 1
○常任委員会委員長の報告	1 1 1
○議案第 3 7 号の議題、討論、採決	1 1 3
○議案第 3 8 号の議題、討論、採決	1 1 4
○議案第 3 9 号の議題、討論、採決	1 1 5
○議案第 4 0 号の議題、討論、採決	1 1 5
○議案第 4 1 号の議題、討論、採決	1 1 6
○議員派遣の件について	1 1 6
○陳情第 2 号の議題、討論、採決	1 1 7
○陳情第 3 号の議題、討論、採決	1 1 7
○陳情第 4 号の議題、討論、採決	1 1 8
○陳情第 5 号の議題、討論、採決	1 1 9
○陳情第 6 号の議題、討論、採決	1 1 9
○陳情第 7 号の議題、討論、採決	1 2 0
○日程の追加	1 2 1
○議案第 4 2 号、議案第 4 3 号、同意第 2 号の議題及び提案理由の説明	1 2 2
○議案第 4 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 4 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○同意第 2 号の議題、質疑、討論、採決	1 2 5
○発議第 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○発議第 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○発議第 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○発議第 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 9

○発議第 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○発議第 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○発議第 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○散会の宣告	1 3 3
散 会 （午前 1 1 時 5 0 分）	1 3 3

定 例 会 6 月 会 議

(第 1 号)

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 10 時 00 分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 陳情第 1 号 福島県の自然と景観を大規模な再生可能エネルギー施設開発から守るため福島県
に法的な整備を求める意見書を提出することを求める陳情

第 3 議案の上程及び提案理由の説明

第 4 陳情の常任委員会付託について

第 5 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	9 番	洪 井 清 隆 君
2 番	小 柴 葉 月 君	10 番	堤 信 也 君
3 番	荒 川 佳 一 君	11 番	鈴 木 繁 明 君
5 番	長 嶺 一 也 君	12 番	横 山 知 世 志 君
6 番	村 松 尚 君	13 番	横 山 義 博 君
7 番	小 島 裕 子 君	15 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	16 番	大 竹 惣 君

○欠席議員（1名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会計管理者 兼 出納室長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事務局長兼 事務総係長	小	林	一	成	君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を 7 番、小島裕子君、報告願います。

〔7 番（小島裕子君）登壇〕

○7 番（小島裕子君） 会津若松地方市町村圏整備組合議会結果報告を申し上げます。

当議会からは 3 名の派遣となっておりますが、代表して、私から 3 月以降の議会報告をさせていただきます。

なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合を整備組合と名称を省略してご報告申し上げます。

令和 7 年 3 月整備組合議会臨時会が 3 月 18 日火曜日午後 2 時 30 分より、組合庁舎 4 階講堂において開催されました。

提出案件は、議会側提出の条例 1 件、管理者側提出の条例 4 件、予算 3 件、契約 1 件の計 9 議案です。

議会側提出案件の議案第 9 号、整備組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類について、所要の改正措置をするもので、懲役を拘禁刑に改めるものであり、本件については満場異議なく原案のとおり決せられました。

また、管理者側提出案件の議案第 10 号から第 17 号までの 8 議案についても満場異議なく原案のとおり決せられました。

議案内容をご説明いたします。議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類について、関係条例の整理をするため、条例を制定しようとするもので、改正内容は禁錮及び懲役を拘禁刑に改めるもの。

議案第 11 号、整備組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正措置をするもの。

議案第 12 号、整備組合職員の給与に関する条例及び整備組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 13 号、整備組合水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案については、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ

て給与改定を行うため、所要の改正措置をするもの。

議案第14号、令和6年度整備組合一般会計補正予算（第4号）については、新ごみ焼却施設整備運営事業建設工事について、債務負担行為を2,583万4,000円から1億1,583万4,000円に変更するとともに、歳入において循環型社会形成推進交付金を1億7,267万6,000円に増額並びに廃棄物処理施設基金繰入金8,917万6,000円及び衛生債を8,350万円減額する補正措置をするもの。

議案第15号、令和7年度整備組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入において廃棄物処理施設基金繰入金を9,000万円増額、歳出においては新ごみ焼却施設整備運営事業建設工事に伴う電源接続に係る経費9,000万円を計上するほか、職員の給与改定に伴う人件費の調整に要する経費について741万6,000円補正措置をするもの。

議案第16号、令和7年度整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定に伴う人件費の調整に要する経費について14万2,000円補正措置をするもの。

議案第17号 高機能指令システム構築工事請負契約の締結については、高機能指令システム構築工事に当たり、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容は、指名競争入札により3者の入札参加があり、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部が8億6,900万円で落札いたしました。

続きまして、令和7年5月整備組合議会臨時会についてご報告いたします。5月23日金曜日午前10時30分より、会津若松市北会津支所ピカリンホールにおいて開催されました。

提出案件は、議会側提出の選挙案件1件、選任案件2件、管理者側提出案件の報告1件、予算1件、契約1件の計6議案です。

議会側提出の3案件、第1号から第3号については満場異議なく決せられました。

案件内容をご説明いたします。選挙第1号、整備組合議会副議長選挙については、新たに議会副議長を選挙するものであり、会津坂下町選出の五十嵐一夫議員が当選人となりました。

選任第2号、整備組合議会常任委員会委員の選任については、湯川村より新たな議員が選出されたことにより、篠竹正弘議員が選任されました。

選任第3号、整備組合議会運営委員会委員の選任については、昭和村選出の羽染豪議員が選任されました。

管理者側提出案件の報告第3号 専決処分については、福島県市町村総合事務組合を組織する南会津地方環境衛生組合が本年3月31日をもって解散し、脱退したことに伴い、同組合同規約の一部変更について専決処分をしたもの、議案第18号、第19号の2件を一括議題とし、満場異議なく原案のとおり決せられました。

議案内容をご説明いたします。議案第18号、令和7年度整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第2号）については、令和8年度より馬越浄水場の個別委託方式から第三者委託方式を採用し、運営をするため、馬越浄水場及び送水施設運営業務委託料について令和7年度から令和12年度まで9億

5,385万円の債務負担行為を設定するもの。

議案第19号 新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更については、施設の電源接続時期が3か月遅れの令和7年12月となることから、令和8年3月竣工とするため、契約を変更し、一括検討プロセスから2段階受電の追加工事を実施することとします。変更後、契約金は8,998万円増額の191億4,153万7,800円となるもの。

以上で整備組合3月以降の議会報告とさせていただきます。

なお、会議資料につきましては、議会事務局に提出してありますので、よろしくお願いいたします。
○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

3番 荒 川 佳 一 君

5番 長 嶺 一 也 君

の両名を指名いたします。

○陳情第1号の議題、報告、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、陳情第1号 福島県の自然と景観を大規模な再生可能エネルギー施設開発から守るため福島県に法的な整備を求める意見書を提出することを求める陳情を議題といたします。

ここで総務厚生常任委員長より報告があります。

総務厚生常任委員長、村松尚君。

〔総務厚生常任委員長（村松 尚君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（村松 尚君） それでは、総務厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和7年3月会議において継続審査となりました陳情第1号について、陳情者に出席を求め、4月22日午前10時より、議場におきまして総務厚生常任委員会を開催いたしました。

初めに、陳情者より陳情の趣旨説明と所見を述べてもらい、その後、委員より質疑応答を行いました。

質疑について、まず委員より、再生可能エネルギーに対して反対ではないとの趣旨は理解する。また、福島市先達山での開発問題等についても理解はできるが、開発におけるガイドラインや県の基準整備がされている中で、なぜ今のタイミングでの陳情となったのかとの問いに、陳情者より、再生可

能エネルギー開発が自然に対しよいものであるとは理解するが、一方で林地開発は行われ、日本全国を見れば問題事案が多くある。北海道では、開発中にオジロワシの巣が見つかるといった事案が発生したが、自然保護団体は工事の中止を申し入れたが、開発業者は法律にのっとり許可を得たことから、工事を行ってもよいと判断しており、意見の相違もある。また、このような事案は全国各地で起きていることから、規制の強化を含め、今回の陳情に至ったとの説明がありました。

そのほか、委員より、陳情に記載されている内容は法的な整備や条例の制定や改定が必要で、ハードルが高い内容であるといった意見や、県議会にて既に採択されているのではないかなどの意見、また会津美里町は自然に対し高い意識を持っていることから、この陳情に賛成するなどの意見がありました。

採決に入り、討論はなく、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で継続審査となりました陳情の結果について報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） 報告が終わりました。

これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

8 番、星次君。

○8 番（星 次君） 反対の意見を申し上げます。

先ほど委員長報告にもございましたが、この陳情者には県のほうでも意見書は採択されているということでありまして、また再生可能エネルギーということで反対という立場ではないというふうなことを言っております。再生可能エネルギーは、人類が永続的に発展するには重要な方法であるというふうな再認識もしているところでありまして、陳情者は林地開発の環境評価とか景観評価をもう少し一層厳密にしてほしいというふうなことも言っておりますが、県のほうの林地開発については、県の農林水産部での判断でありまして、その認識に基づいて厳しくやっておるというふうな認識でございます。

それから、福島市の場合も陳情者は言っておりますが、これについても県で十分に調査して許可をしているところであります。したがって、市町村は許可権を持っていないので、やはりこれについてはふさわしくないというふうなことで、私は本件の陳情には反対を唱えるものであります。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

2 番、小柴葉月君。

○2 番（小柴葉月君） 大前提として、この陳情は再生可能エネルギー開発に対しての賛否を示して

いる内容ではないというところが大きなポイントになっています。

令和7年3月7日、定例会3月会議、総務厚生常任委員会において審議を行いました。継続審査となりました。理由は、陳情内容に問題はないが、既に県議会で採択されているにもかかわらず、なぜ当町に陳情するのか。また、県議会に提出されたものと当町に提出された内容が少々異なっている。その理由は何かという点です。

令和7年4月22日、改めて総務厚生常任委員会において陳情団体に出席いただき、不明点について伺ったところ、当町に提出した意見書と同じものを県議会で提出した際に、不本意ながらも5項目を1項目にせざるを得なかったため、結果的に県議会に提出したものと当町に提出したものの内容が異なってしまったとのことでした。つまり県議会に提出したものと当町に提出したものの内容が異なるため、整合性が取れないという議論は成り立たないということが分かりました。

よって、本陳情は、既に県議会で採択されているものとは別物として考えるべきだと受け止めました。

本町では、豊かな自然環境を財産として大切にしているように感じています。実際に第4次総合計画策定に向けたワークショップやアンケートには、町民がいかに町の自然を大切に思っているのかが表れています。その他ワークショップや当議会で言う意見交換会においても必ずと言っていいほど自然についての意見が出るほど、町民は当町の自然を大切に思っていることが分かります。

よって、この自然景観や環境を守りつつ、健全に継続的に再生可能エネルギー開発ができるような環境整備を求めるといった陳情内容は、本町においても自分事として捉えるべきと考え、賛成します。

最後に、本陳情の採択結果にかかわらず、自然環境を大切に思っている本町として、県や国の動きに身を任せることなく、このような視点から私たちの財産を自ら守っていく姿勢が今後求められてくると思います。

以上のことを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（大竹 惣君） 反対の討論はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 私は、本陳情につきまして、意見書として県に提出することに反対する立場で意見を申し上げます。

本件陳情につきましては、趣旨は理解はしております。ただ、このような自然環境を守る団体につきましては、県内にほかにも複数あるように聞いておりまして、一枚岩ではない中での陳情というのはどうなのかなというようなこともございます。

あと福島市の先達山の事例を踏まえまして、県のガイドラインの許可する基準も厳しくなっておりますので、何で今さらこのような形で陳情するのかというようなことも理解できないという立場で私はおります。町民アンケート等でも会津美里町の町民につきましては、「町の何が好きですか」なんてお聞きしますと、自然環境というような話もあって、会津の自然を守る必要はあるかとは思いますが

が、林地開発に当たってのガイドラインがしっかりと構築された中で、あえて意見書を出す必要もないのかなという立場で、私はこの陳情に対して、意見書を県に提出することにつきましては特に必要ない。なので、反対ですという立場で意見を申し上げます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 私は、この陳情の趣旨に賛成の意を表したいと思います。

今ほど2名の議員から反対討論がありました。私は内容的にも理解に苦しむところです。賛成の趣旨は、2番議員の趣意にほとんど重なるところであります。

それから、問題は、福島市の事例からしても、それから県の許可を得ているという事案についても、あくまでもこれは報道の限りではありますけれども、現場調査を十分に行われての許可ではなかったような内容もあります。いずれにしても、自然景観の悪化、それから自然災害への懸念、これは最重要要件だと思います。本当にそういう趣旨を踏まえての許可だったのか、これは許可を受けて工事が進んでおりますけれども、これが将来的にも本当に懸念事項として我々は考えなくていいのか、自分事として考えなくていいのか、私は大変そこに留意すべきだという観点を持っております。

以上の趣旨から、この陳情には賛成の意を表したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第8号から報告第11号まで、議案第37号から議案第41号までの計9議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和7年会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、議案5件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第8号は、令和6年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和6年度補正予算において継続費の議決をいただきました町道12009号線用地補償事業につきまして、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第9号は、令和6年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和7年3月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました公用车管理事業ほか3事業、令和7年3月会議追加補正予算において繰越明許費の議決をいただきました農業総務事業ほか2事業、令和7年3月会議補正予算及び令和7年3月会議追加補正予算において繰越明許費の議決をいただきました道路新設改良等事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第10号は、令和6年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、林道整備維持管理事業について、大滝線支線及び水無沢線においてそれぞれ不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから、経費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第11号は、令和6年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本件は、令和6年度内において事業が完了しなかった水道事業について、繰越計算書を調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次の議案第37号は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、インターネットを用いた公示送達及び特定親族特別控除並びに加

熱式たばこの換算方式の新設等の所要の改正をするものであります。

次の議案第38号は、会津美里町児童館条例の一部を改正する条例であります。本案は、放課後児童健全育成事業の効果的な運営に向け、業務の整理を行うため、所要の改正をするものであります。

次の議案第39号は、会津美里町下水道条例等の一部を改正する条例であります。本案は、災害その他の非常の場合において、排水設備工事及び給水装置工事の実施について所要の改正をするものであります。

次の議案第40号は、会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正をするものであります。

次の議案第41号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億4,471万3,000円とするものであります。

私からは以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第4、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

○議長（大竹 惣君） 日程第5、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

故根本剛議員の逝去により、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠けておりますので、後任者を決めるための選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前１０時４０分）

再 開 （午前１０時４１分）

〔会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員として、お手元に配付した名簿のとおり、新たに長嶺一也君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長嶺一也君が当選されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前１０時４１分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 2 号)

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 2 号

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	9 番	洪 井 清 隆 君
2 番	小 柴 葉 月 君	10 番	堤 信 也 君
3 番	荒 川 佳 一 君	11 番	鈴 木 繁 明 君
5 番	長 嶺 一 也 君	12 番	横 山 知 世 志 君
6 番	村 松 尚 君	13 番	横 山 義 博 君
7 番	小 島 裕 子 君	15 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	16 番	大 竹 惣 君

○欠席議員（1名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会計管理者 兼 出納室長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事務局長兼 事務総係長	小	林	一	成	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 1番、櫻井幹夫です。通告書に従い、質問いたします。

それでは、通告書を読み上げます。1、人口ビジョンを捉えた今後のまちづくりについて。令和7年3月に会津美里町第3期人口ビジョンが示された。その中で、本町人口ビジョンはこれまで、平成28年3月に会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、令和2年3月に会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定し、戦略的に取り組んできたとしている。この間に町は具体的にどのような人口減少対策に取り組んだのか。取り組んだ結果、どのような成果が確認できたのか、また取組における問題点や課題は抽出されたのか伺います。

第3期人口ビジョンにも示されているとおり、今後確実に人口は減少します。それもかなり大きな幅であります。その事実を変えることはほぼ不可能であり、今の行政には、人口減少という現実としっかりと向き合い、未来へ向けた具体的なまちづくりを進めつつ、次の世代へ施策のバトンをつないでいく責任があると考えます。本町の多くの若者は、首都圏の大学や企業を目指し、勉学やスポーツに励み、自身の能力向上を目指しています。そうした若者に対し、本町に残るという選択を求めることは、彼らに対する正しい対応とは思えません。むしろ大海へこぎ出す若者の背中を押すような施策を進めることこそが重要だと考えます。本町の若者が今後の日本、さらには世界で活躍する人材となるであろうことを切に願わずにはられません。

一方で、現代においては多拠点生活、いわゆる複数の居住地を有しながら生活するスタイルが注目されつつあります。例えば平日は首都圏で仕事をしながら、週末は地方に移り、農業をしたりして生活を送っています。1つの仕事、1つの物事にとらわれずに、自身の可能性を追い求めることも可能な社会となっています。このことは、必ずしも首都圏の大都市と本町という関係のみならず、例えば郡山市や会津若松市と本町における関係も成り立つものと考えます。平日は郡山市や会津若松市に住み、仕事や事業を行い、週末には本町に戻り、米作りなど農業をしたり、家族や地域の人たちとのコミュニティを持つことで生活の幅が広がり、人生観も広がるものと考えます。本町を一つの拠点とする人が増えれば、その後移住、定住する人も現れ、人口減少対策の一つになるものと考えます。ある

いは、大海に出た稚魚が遡上してくるように、本町出身の若者もまた生まれ故郷に戻ってくるかもしれません。それには、帰りたくなるようなまちづくりを進め、その魅力を広く発信していくことが重要であります。

そこで、多拠点事業者への特別支援策や、地域のコミュニティ活動における多拠点住人への呼び込みに向けた活動に対し支援するなどが効果的と考えますが、見解を伺います。

2、災害備蓄品の広域保管について。人口減少は、様々な社会問題に絡む重要な課題であることは誰しもが判断するところであり、その対応策が急務であります。人口が減少し、人手が少なくなる中で、広域保管するメリットは何か。有事の際のことを考えれば、コスト削減はメリットとは言えません。災害、特に地震や洪水は広範囲に及ぶことが多く、その際移動は困難を極めます。まして人口減少によって救助や支援に携わる人が少なくなれば、広域保管のメリットは薄いのではないのでしょうか。むしろもっと分散備蓄を進めるべきだと考えます。奥地に行けば行くほど高齢化が進み、移動が困難になります。身近に備蓄品があれば、無理に買いだめせずにも済みます。まずは、住民第一に考えるべきではありませんか。町も示しているとおおり、これからは自助、自分自身の身は自分で守ることが重要であります。各自がその意識をしっかりと持つことが大切であり、そのためには日頃から災害時の避難方法や、救助が来るまでの物資の確保などをしっかりと意識しておくべきであります。そのためにも広域ではなく、局所的な備えのほうがより効果的であり、住民の意識も向上すると考えます。広域保管と併せ、さらなる分散備蓄を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

3、旧本郷第一小学校跡地公園整備計画について。人口減少がますます進み、子どもの数は減る一方にもかかわらず、子どもの遊び場や触れ合い創出などを中心とした計画が主体のようですが、そのための維持費用が将来に向かって町の財政を圧迫するようでは、未来へ負の財産となりかねません。旧本郷第一小学校跡地のすぐ近くには、向羽黒山城跡や本郷焼の窯元が多数点在しており、そうした産業、観光資源との動線を結び、商業施設の要素を充実させるべきと考えます。ついては、計画において幾らかの検討はされているようですが、食事どころや休憩スペースなどを多数取り入れた複合型商業施設について、今後の検討の余地を含め見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 1 番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、人口ビジョンを捉えた今後のまちづくりについてであります。1 点目の具体的な人口減少対策の取組につきましては、町では第 1 期及び第 2 期総合戦略に基づき、安定した仕事をつくる、新しい人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標として、農林業や観光などの産業振興、新たなビジネスの起業、創業支援、移住、定住の促進や空き家の利活用、地域おこし協力隊の受入れ拡大、さらには出会い、結婚、子育て支援など、様々な取組を行ってまいりました。

2点目の取組の成果や問題点、課題につきましては、国においてもこの10年間の地方創生の取組については、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるに至らず、厳しい状況にあると総括しておりますが、本町においても、移住の促進や空き家の利活用などにおいて一定の成果は認められるものの、第2期人口ビジョンや第3次総合計画で掲げた令和7年度の目標人口には大きく届かない見込みとなっております。したがって、第3期総合戦略や来年度からスタートする第4次総合計画においても、引き続き人口減少対策を最重要課題と位置づけ、取組を強化してまいります。

3点目の多拠点事業者や多拠点住人への支援につきましては、現時点では本町に住所を有しない多拠点事業者を正確に把握することは難しいため、具体的な支援策は検討しておりませんが、今後サテライトオフィスなどの利用促進を通じて、多様な事業者との関わりを深め、関係人口の創出につなげていけるものと考えております。

また、地域のコミュニティにおける多拠点住人につきましては、地域内の人口減少を補うため、地域外、特に都会の若者を積極的に受け入れ、交流を行う例は全国的にも増加しており、関係人口を核とした新たな地域づくりの形だと認識しております。本町におきましても、今後そのような取組が見られた場合には、積極的に支援していく考えであります。

次の災害備蓄品の広域保管についてであります。今年度、町では災害備蓄品の広域保管として、両沼7町村による防災連携協定事業を進めているところであります。災害備蓄品を広域保管する主なメリットとしては3点ほど挙げられます。まず、1点目として備蓄品在庫の増加であります。町単独では備蓄品の数や保管場所等に限りがあるため、共同で備蓄、管理することにより備蓄品の数を増加させることができ、災害時の対応力を向上させることができます。2点目として、業務締結事業者による共同備蓄倉庫から避難所等への災害備蓄品の迅速かつ的確な搬送であります。災害等発生時は、職員のマンパワー不足が想定されるため、迅速かつ的確に搬送できるシステムを構築することは必要不可欠であると考えております。3点目として、在庫管理等に係る業務コストの最適化であります。適切な温度帯による衛生品等の保管や、期限切れの食品の把握、廃棄、在庫管理等を業務締結事業者において集中管理することで、在庫管理等に関する業務コストの削減が見込まれます。

しかしながら、山間部等の災害により孤立集落が発生した場合、災害備蓄品を迅速に搬送することが困難になる状況が想定されます。町民に対して、自分の身は自分で守る自助が重要であることを周知徹底し、各家庭での災害備蓄品の確保を推進するとともに、災害時において孤立集落が発生した場合の対応について検討してまいります。

次の旧本郷第一小学校跡地公園整備計画についてであります。複合型商業施設の検討の余地につきましては、整備計画を踏まえ、地域としての必要性に応じて、引き続き地域住民等との協働により検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1 番（櫻井幹夫君） 会津美里町第3期人口ビジョンを見て、私は驚き、またその後恐怖を感じました。今現在、当時私が通った保育所も、小学校も、中学校ももうありません。今後、第3期人口ビジョンに示された2070年、人口5,000人以下の会津美里町となれば、再びの合併で町さえなくなってしまうかもしれない、そんな恐怖を覚えました。しかしながら、令和6年1月1日現在、福島県には59の市町村があり、そのうち17の町や村が人口5,000人以下です。東日本大震災による影響などもありましたが、それでも今現在自治体運営を続けています。ですから、我が町も人口ビジョンに示された人口5,000人以下になっても、自治体としての運営は十分に可能と考えます。それにしても、今と同じような行政運営ができるとは思えません。人口が減少していけば、当然議員は減りますし、町の職員も減ります。さらには、今より大幅に予算も減ることでしょう。そうなれば、今と同じようにはいきません。建設費はもちろん、教育費も大きく減ることは容易に想像できます。子どもの数が減れば、学校はさらに統合が進むことになるでしょう。町全体で小中学生が100人程度になれば、小学校も中学校も1つになると思いますし、もはや町には高校はないと思います。さらにデジタル化が進み、もしかしたら学校に通う必要もなくなっているかもしれません。そうなれば、この町で子育てしよう、したい、するという人はほぼいないと思います。それでも、町は子育て支援や子どもを増やす施策を続けるのでしょうか。

町長の任期は4年、その間の成果を求められる町長の重点事項が子育て施策だとしてもしょうがないとは思いますが、行政をつかさどる皆さんは、町が続く限り、この先もずっと町政運営を続けていかなければなりません。目先ではなく、未来を見据えた考え、取組が必要になってまいります。人口が5,000人以下となれば、案外行政運営はしやすくなっているかもしれません。ただ、若い人は少なく、大半は高齢者に違いありません。とすれば、労働力は相当に低くなりますから、企業は生産力を失い、ひどければ倒産に追い込まれていることでしょう。もし今工場などを誘致して、それを基に若者を呼び寄せようとするのは、今後その人たちを路頭に迷わせるだけかもしれません。また、企業も多額の投資が無駄になってしまうかもしれません。一方で、農業者は数が減少しますので、数少ない耕作者が好きな田んぼを好きなだけ耕作でき、効率化が図れるかもしれません。また、人が少なくなれば、土地や空き家が増え、どこに住んでもいいようになっているかもしれません。1人で3か所くらい住みかを持つようになっているかもしれません。私は、人口5,000人以下の町は、今とは大分違う町になっていると考えます。当局の2070年、人口5,000人以下の本町はどんな町になっていると考えているのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、このまま人口減少が進めば、45年後には地区に数人しか住んでいないとか、または場合によっては、誰も住んでいないというような状況が残念ながら出てくるかもしれないというふうには思います。しかし、議員のおたかしでもあります多拠点居住であったりとか、あと昨日の

新聞報道にもありました国のふるさと住民構想などによって関係人口を増加させて、そういった活力を少しでも出していききたいというふうには思っているところでございます。いずれにしても、そういった構想の中で町に魅力がなければ美里町を選んでいただけませんので、これからそういった地域の課題を解決しながら、若者を中心に移住していただけるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。文明が発達して、AIであったりとかデジタル技術を活用して、例えばですけれども、そういったもので農業の生産性を向上させたりとか、あとは道路による配送であったりとか、そういったものが可能になっていることをある程度は想定できるかなと思うのですが、そういった課題を解決しながら、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 多拠点居住者の数を把握するのは難しいとのことですが、これも地域コミュニティを使えば比較的把握しやすいと考えます。住所はなくても人がいるわけですから、コミュニティの場があれば、そこでどんな人なのか、何をしているのかなど分かることが多いと思います。先ほど話したように、人間社会は人と人との関わりです。特に多拠点居住をする人たちは、地域の活動への参加や地域の人々との触れ合いを好むように思います。

そこで、提案として、地域おこし協力隊を活用して地域コミュニティに職員を配置、多拠点居住者の実態調査や多拠点居住者の拡大につなげてはいかがでしょうか。通告で申し上げたとおり、若松に仕事場を持ち、実家から離れて暮らす人が週末や年末年始、お盆などに実家に来て生活することも立派な多拠点居住者だと思います。今は本町の住民ではなくても、定年を迎えたときや家族の世話をするために移り住むようになるかもしれません。あるいは、本町以外の居住地で知り合ったお友達に移り住んだりするかもしれません。全国で人口が減少する中、人の取り合いをしても仕方ありません。むしろシェアしていくべきだと考えます。1人の人が複数箇所で活動してくれれば、広く全体が盛り上がります。本町内においても、複数の地域で活動してくれる人が大勢出てくれば、あちこちの地域が盛り上がり、結果、町全体が盛り上がることになるでしょう。そのためには、今のうちから様々な角度から調査研究し、施策につなげるべきです。当局の考えをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今ほど地域おこし協力隊の活用というようなご指摘がございました。地域おこし協力隊につきましては、大きく2つの目的がございまして、総合計画とか町の課題解決に向けた行動、あとは町外人材が町に住んでいただくという2つの目的がございまして、地域おこし協力隊の活用につきましては、町の課題解決という部分では目的としては合っておりますけれども、その事業が定住につながるような事業かどうかというのは、見極めていく必要があるかと思えます。あとは、集落支援員という方がいらっしやいまして、集落の状況把握であったり、集落の課題解決に当たっていらっしやいますので、そういった方の活用を促進していきたいというふうに考えております。そういったところから地域の

課題を拾い上げて、そういった課題を解決できるような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） 先ほど私、町内で多拠点居住をしてはと言いましたが、数十年後、人口5,000人以下の町で各集落に1人ずつ住んでいては、コミュニティが成り立ちません。そうなれば、集落を集約したほうがよいと考えます。今現在は、本町は他町村と比べ広大な面積があり、居住地も広く点在しています。今の状態が続けば、今後、水道管の老朽化による改修費用や冬期の除雪費用など、ライフラインの維持費用は大きな負担になります。そのため、人口5,000人以下の町では、町民同士が寄り添い合いながら暮らしていくことが望ましいと考えます。高齢者が多くなりますから、車を利用しなくても移動ができる距離にいろいろな施設があれば安心です。町の経費も個人の経費も大幅に削減できれば、みんなが安心して快適な生活が送れます。そうなるために、今から町として取り組んでいきませんか。

今現在山間地に居住している方々に対し町場に転居を求めても、聞き入れられるはずはありません。転居するにはお金もかかります。それが可能な人は、そう多くはありません。しかし、今から数十年後には、その方々の多くは多分いません。しかし、僅かに残る人たちがそのときに転居できるように、今からしっかり話を進めていくことが大事だと考えます。健康面などを考慮しても、町場で生活するほうが安心です。これから人口が減れば、山は荒れ、鳥獣被害はさらに深刻さを増します。今以上に人的被害も増えるかもしれません。町がしっかりそうした対策を講じていかなければならない中で、都市の集約化こそが最善の策と私は考えます。繰り返しになりますが、今住んでいる場所を移ることは、金銭面も含め容易なことではありませんので、今の方々には無理な願いをしろということではなく、数十年後、集落で1人になるであろう人たちにしっかりとその現実を説明し、そのときのことをしっかりと考えていただくことが大切です。

また、今はぽつんと1軒をよしとする風潮もありますが、本町において今後の町の在り方を考えれば、決して勧められるものではないと考えます。町に移住を希望される方がいらっしゃれば、そうした点をしっかりと説明し、納得いただかなければなりません。人を増やしたい、人口が増えればいいでは、数十年後の町が心配です。できれば、みんなが住める町営のアパートみたいなのがあって、近くにはスーパーや病院があればいいと思います。そのためには、長期的な計画が必要です。政策財政課だけではなく、行政が一体となった計画づくりが重要です。さらには、先ほど申し上げたとおり、数十年後には実際に住んでいるであろう人たちの意見を取り入れた計画であるべきだと考えます。町の集約化を含め、当局の考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 集住についてのご質問にお答えいたします。

集住、いわゆる一昔前であればコンパクトシティという構想かと思いますが、これについては非常

に難しい案件かなというふうに思っております。議員、当然ご存じだと思いますけれども、コンパクトシティ構想で、例えば青森市なんかでは、豪雪対策も兼ねて高齢者の方に町なかのマンションに移っていただいたというようなこともありましたけれども、やはり高齢者の方は住み慣れたところがいいというようなことで、そのマンションを離れる人も多かったというような報道も聞いております。うちの町の場合ですと、さらにもう少し人口が少ない状況でございますので、例えばですけれども、金山町であれば多目的共同住宅ということで、夏場は移住、定住者の方に開放して住んでいただいて、冬場は高齢者が雪の心配をしないで仲よく支え合って生活を送るというようなことをやっているように聞いております。こういったものがうちの町にも参考になるのではないかなというふうに思っております。ですので、非常に現時点では成功例が少ないような案件でございますので、慎重に時間をかけて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） ごめんなさい。話が少し前後してしまう点もあるかもしれませんが、今でも町内には限界集落がかなりございます。5,000人以下となったら限界集落どころか、集落の居住者が1人なんていうことになっているのではないのでしょうか。そうなれば、集落としては成り立ちません。区長を置いても意味がありませんし、役割分担はおろか、消防団などの集団組織は構成できなくなっているでしょう。あらゆる地域活動が失われてしまいます。しかし、人は1人ではなかなか生きづらいものです。集落に1人ずつ住むような町では、人間社会とは言えません。つまり、人が減れば減るほどコミュニティの存在が大事になっていくと思います。1人きりで生きていく選択を選ばない、選ばせないことも行政の役割と言えるのではないのでしょうか。集落の人数が減っていく中で、地域内で今後どうして生活していくのか、しっかり話し合うことが大事だと考えます。人の命の長さは、必ずしも同じとは限りませんが、ある程度は平均寿命などから残りの年数などを計ることはできます。それにより、10年後には何人くらい、20年後には何人ということはある程度予想できます。それを基に、今住んでいる人たちがどのような生活を送るのか、送りたいのか考えていかなければなりませんし、その傍らには行政の皆さんが寄り添っていかなければならないのではないのでしょうか。そうした話し合いをするためには、日頃からの関係性が重要です。それがコミュニティの役割です。今の本町、いや、本町のみでなく、国全体にそうしたコミュニティが少なくなっています。コミュニティを築くには、人が集まる場所やそれを維持する費用がかかります。その費用が捻出できないために、コミュニティの場がなくなっているのです。これから先、町の職員も減っていく中で、地域のコミュニティはその業務の一助となるはずです。地域で人口が減っていく中でも、住民それぞれが支え合い、助け合っていければ、少ないながらも充実した生活が送れるかもしれません。

今の町民の人たちは、人口ビジョンに示された5,000人以下の町を実感として捉えていないと思います。そのため、自分さえよければとか、自分のしたいことだけしていればという人もいます。人口が5,000人以下になるということは、今の住人の大半はその命を終わっているということです。課長

も私も同じ世代ですから、45年後は100歳を超えています。私たち自身、その場にはいないかもしれませんが、では、いないから、そのときの人たちで何とかすればいいだろうでは無責任な話で、課長はそんなことは思っていないはずです。後輩たちの未来を案じているはずです。45年後は、今年採用された皆さんでも定年を迎えていることでしょう。しかし、そのすぐ直近までは、職員として町の運営に携わっているはずです。その人たちのための今後の施策を継続的に行えるようにすることが今の私たちの責任ではありませんか。ぜひとも採用間もない職員の人たちとしっかり話し合い、45年後、人口5,000人以下の町をどんな町にしたいのか、どんな町をつくりたいのかしっかりと聞き、それに向けた施策を継続していけるように計画してあげなければならないのではありませんか。まずは、役場内においてコミュニティをしっかりと形成し、若い職員の声を集めるべきと考えますが、いかがですか。あわせて、地域のコミュニティの現状をしっかりと把握し、さらには継続を支えるために必要な条例改正など、早期の取組が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、若い職員の意見を聞くべきだというご指摘でございますが、実際今策定中の第4次総合計画におきまして、若い職員にできるだけワークショップに参加していただいて、将来の町をどうしたらいいのだというようなことで、多くの職員から意見をいただいたところでございます。そういった機会が今後もうこういった形で継続できるか、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、条例の改正についてでございますが、確かに全国にはコミュニティを活性化させるような条例を制定している自治体があるようでございます。ただ、本町におきましては、まだ現時点では住民に広く関心を持ってもらうことであったりとか、あとは基盤となる組織、または連携できるような多様な主体の構築など、そういった課題もあるかと思しますので、条例制定のメリットについて改めて調査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○1番（櫻井幹夫君） それでは続いて、災害備蓄品についてですが、繰り返しとなりますが、自分の身は自分で守ることが重要であります。様々な条件によっては1人ではどうにもならない場合があります。コミュニティを生かした共助も含め、さらなる公助の充実を望みます。少なくなる人間でも安心して暮らせる会津美里町となることを期待いたします。

最後に、本郷第一小学校跡地の件ですが、今年度、コスト面を含めた基本設計が今後示されると思いますので、その結果を見て、改めて見解を伺う機会がもしあれば、そのときに伺いたいと思いますので、今日のところはこれ以上の言及は控えることといたします。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休 憩 (午前 10 時 41 分)

再 開 (午前 10 時 55 分)

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第 2 号、15 番、根本謙一君。

〔15 番（根本謙一君）登壇〕

○15 番（根本謙一君） 議長にお願いがあります。通告書の質問の要旨冒頭の日付です。「5 月 15 日」となっておりますが、これ「5 月 14 日」の誤りでしたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） それでは、訂正を許可いたします。

○15 番（根本謙一君） ありがとうございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15 番（根本謙一君） それでは、通告してあることについて、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項 1、（仮称）本郷パーク整備計画令和 7 年度実施予定についてです。5 月 14 日、地域住民との管理運営検討会があり、全体スケジュールが示されました。整備計画、今年度実施予定の基本設計及び管理運営体制検討の考え方と進め方について、以下の 3 点を伺います。

1 点目、基本設計に大きく影響すると思われるシンボル樹木、メタセコイアに対しての樹木医による診断結果と、ほか桜の木を含む樹木等への処し方について、どのように考えているのでしょうか。

2 点目、管理運営の方向性において、管理運営体制の方針が 5 点設定されております。これまで関わってきた地域住民の中では、任意団体立ち上げに対して理解と認識がまだまだ進んでいないと思われます。全体スケジュールを見ると、住民による管理運営体制の構築に向けて、実証イベント運営、日常利用の検証と見守り活動、本郷パークの情報発信があります。住民自治の醸成観点からも、並行して体制検討のための地元 N P O 研修や事例視察などで知識、認識を深める勉強会をしっかりと進めることが必要ではないかと考えますが、所見を伺いたいと思います。

3 点目、管理運営体制の方針の 5 点目で述べております地域おこし協力隊の活用検討は、将来に向けて維持可能性を確保する意味において有効な方策と考えます。地域おこし協力隊員が樹木医、造園技能士、庭園管理士等、公園管理の専門的知識を有していくことで、町全体の公園管理ビジョンをも描いていけると考えます。町長の所見を伺いたいと思います。

次に、質問事項 2 に参ります。関係人口の創出方策についてです。地域創生は、全国的に一段と人口の減少が進む中において、地域の人口を増やすことを目的にするのはナンセンスであり、住民のみの活動には厳しい限界、現実があります。学識者が言われておりますが、にぎやかな過疎は、つまり地元の人と移住者、何らかの形でこの地域に貢献したい、ここで過ごす時間が好きといった関係人口に分類される人が集まって、地域の人は減っているのに、内外の人が交ざり合い、わいわいがやがや

している状態を指し、当事者意識を持った人を人材と呼び、人口減、人材増を目指そうという考え方です。共感を覚えるものです。関係人口は多様ですから、どのような地域づくりの理念を持ってプロジェクトを仕掛けていくかが重要であると考えます。昨年度初めて実施したふるさと納税型クラウドファンディング取組の反省はありますが、よい経験として次に生かしていくべきです。有効策として、ふるさと納税も含め、知見とデータを活用したターゲットを絞ることもできます。そのためにも、プロジェクトそのものの魅力と共感、丁寧な情報発信とその後のコミュニケーション取りが大事と言われます。そこで、以下の３点について所見を伺います。

１点目、関係人口創出についての認識はいかがにお持ちなのか。

２点目、昨年度実施したプロジェクトの結果と検証の学びをどう生かすのか。また、今年度に継続としなかったのはなぜなのか。

３点目、今年度は新たにふれあいの森公園陸上競技場の整備に対して、ふるさと納税型クラウドファンディングにより資金調達を考えていると知りました。どのようなプロジェクト内容として取り組む考えなのか、準備はどこまで進んでいるのか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）本郷パーク整備計画令和７年度実施予定についてであります。１点目のメタセコイアにつきましては、令和６年度に実施した樹木診断の結果において顕著な衰退や枯損等につながる重大な腐朽等は見られず、根の張った部分の土壌改良を行い、ロープ柵などの設置により土壌改良部の侵入防止対策を講じることで、樹木のリスクを低減できるとのことでありました。今年度実施する基本設計には、メタセコイアなどの維持に関しても設計に組み込んでまいります。

２点目の管理運営の方向性につきましては、指定管理者制度を活用し、指定管理者と住民主体の団体の協働体制または住民主体の団体自らが管理運営を担う体制を想定しております。今後、公園利活用の検証と同時に、住民主体の任意団体の立ち上げに向け、ＮＰＯ団体立ち上げの勉強会や事例視察を行い、住民自治意識の醸成を図ってまいります。

３点目の地域おこし協力隊の活用につきましては、指定管理者との関わり方や任期満了後、本町に定着できる仕組みを考慮した上で、活用の有無を検討してまいります。

次の関係人口の創出方策についてであります。１点目の関係人口創出につきましては、関係人口とは、地域に居住していない方が特定の地域に共感を持ち、継続的に関わることで地域内外の多様な主体が人材となり、地域の経済活動やコミュニティの活性化に貢献する地域づくりの一環であると認識しております。その創出に向けては、魅力的な人、場所、場面をいかに生み出すかが重要であることから、今後もふるさと納税制度の活用などを通じて、多様な関係づくりを整えてまいります。

2点目、昨年度実施したプロジェクトの1つ目、結果と検証の学びにつきましては、令和6年度は町として初めての取組であり、行政運営のための資金調達の一つの手段として捉え、ふるさと納税担当課において実施いたしました。県内をはじめ、関東、中部、近畿地方から19件の寄附をいただくことができましたが、町内外の寄附者に対し、プロジェクトの魅力やターゲット戦略の不足により、目標金額を達成することができませんでした。前年度の反省を踏まえ、令和7年度は解決したい課題や実施する事業の目的を精査し、寄附をいただくターゲット層を明確にするとともに、関係課連携の下、魅力的なメッセージやプロモーションによりストーリー性を感じられるプロジェクトを作成する必要があると認識しております。

2点目の2つ目、今年度継続としなかった理由につきましては、現在策定中の史跡向羽黒山城跡保存活用計画において、課題やその課題解決に向けた取組が明確となった段階で、寄附者の共感を得られるようなプロジェクトを立ち上げ、寄附を募ってまいります。

3点目のプロジェクトの内容と準備につきましては、現在ふるさと納税担当課であります政策財政課と事業担当課であります生涯学習課の間において、ガバメントクラウドファンディングを実施するための調整を始めたところであります。なお、募集開始時期につきましては、施設整備工事の実施時期と併せ、調整を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項1点目において、メタセコイアのこと、基本設計にもメタセコイア等の維持に関して設計に組み込んでまいりますということです。過般伺っていたところによりますと、健全性も見られるということでしたので、ほっとしているところですが、これは今般の検討会以前の、もうこれは五、六年前から大変、一時樹木医の診断が出た際に、やはり伐採が適当でないかという、全て老朽化しており心配であるということで、大変シンボリックなものがなくなってしまうことへの恐れを町民共有して持っていたところでありますけれども、今回こういう結果が出たということで、一安心しているところです。基本設計にも組み込んでいくということで答弁いただきましたので、見守りたいと思います。

そこで、このメタセコイア等というところに、この等はどういうことを含んでいるか伺いたしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

メタセコイア等の等におきましては、周辺にあります桜の木等を指しておるものでございます。桜の木におきましては、今後公園周辺で改良予定の道路への影響や近隣住民への落葉による迷惑が及ば

ないよう、伐採もしくは移植及び追加補植により対応予定だということでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 桜の木を主に今お答えになりましたけれども、北側にいわゆる、当時ひょうたん池と呼んでおりました。それから、植栽竹山あります。石の山もあります。あれをどうするかということもひとつ、子どもたちのいわゆる教材、教育の場として活用されたエリアでもありますから、可能な限りはあの樹木等も生かしていけるのではないかというふうに思うところですが、そのところも含めてお願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在現存する他の樹木に関しましても、保存できるものはそのまま保存してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。これから今後の検討会の中では、当然植栽計画の俎上に上がってくるでしょうから、しっかり受け止めて、地域協働の植栽計画になりますようにお願いしたいと思います。

では次に、2点目に参ります。答弁は、勉強会もやりましょうということと受け止めました。この体制をしっかりとつくっていくには、容易なことではないと思います。今までない世界に入っていくわけですので、どうしても行政頼りでいってしまうというのが今まででしたから、住民がそれぞれ声を上げて、しっかり自分たちも正式、あるいは思いを一緒につくっていこうというところに立つには、やはり一定程度時間は必要だと思います。これ一、二年こういう議論してきましたけれども、本郷地域の皆さん、一生懸命ここまで行政と共に歩んでこられたというのは本当に敬意を表したいと思えますし、この機運を大事にして育てていていただきたいと、育ち合いたいですねということをまず申し上げたいと思いますけれども、そこでこのスケジュール表を見ますと、9月頃には任意団体の立ち上げ、可能ならばというような内容になっていたかと思います。当然地域住民との話合いの過程を見なければいけませんけれども、今年度には当然立ち上げていくべきではないかなというのが町側の考え方だということで認識してよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

地域住民の方々に任意団体等を立ち上げて運営していく方向性で進めてまいりたいとは考えておるところなのですが、今現在まだその意識自体は根づいていないかと存じます。それを一刻も早く勉強会等、また視察等を行った上で根づかせるのが重要だと考えており、その結果において9月までに立ち上げればよいことかなというふうに存じ上げます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 9月までにということは、ちょっと私としては、少し関わってきた者としては厳しいかなとは思っております。そのための前段のこなし方が相当精力的にやっておく必要があるのではないかなというふうに思います。これ見切り発車でできるようなものではないと思いますので、そこのところを踏まえまして、それでも9月をめどにということの意味なのか、確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在、あくまでも予定で9月をめどにということでございましたが、準備が整わなければ先延ばしすることもあるということで理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） いずれにしても丁寧にしっかり、濃密に繰り返してそこは取り組んでいただければというふうに思います。

次に参りますが、地域おこし協力隊の活用ですけれども、ここで答弁で少し問題になるのが、本町に定着できる仕組みを考慮した上で、これは任期満了後ですね。3年間地域おこし協力隊として関わっていった場合、その活用の有無を検討してまいります。当然本郷パークの公園づくりに関わるわけですから、ただ単に一緒に汗かいてつくるという話でなくて、いろんな資格もその中で取っていく、質問でも申し上げましたように、樹木医の資格もできれば取っていつてはどうかと思いますし、造園管理士、それから公園管理士という資格もあるのです。町民の中にもそういう資格をお持ちの方がおられるということも分かりました。ですから、そういう方々も含めて有識者を巻き込んで、共に、町民、地域住民共々つくり育てていくという、そういう環境づくりになる核として、地域おこし協力隊の方が常駐しているということの安心感といいますか、未来を描ける、ビジョンを描けるということにつながっていくと思うのです。その辺の受け止め方は、どのようにお持ちでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集に当たりましては、今議員おっしゃったような資格等を限りなく有する方が雇えれば一番いいのかなとは存じますが、任期満了につきましては、公園関係の管理でもってなりわいとするようなことに関しては、今後またさらなる勉強等必要で、検討が必要かとは存じます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 今の後半の部分の答弁がちょっと理解しにくいところなのですが、3年後にあの地域に関わって、定住していただければもうベストですよ。それを目指すわけですよ。

それを目指しますよということで募集をかけますよね。ですから、いや、やっぱり3年後ちょっとということに、100%ならないということはないでしょうけれども、やっぱりそれをそもそもお持ちの方をお願いしているわけだから、私は十分に定住は願っていいのかなというふうに思います。そして、当然なりわいとしていくには、あそこだけでそれは、可能性はやっぱり極めて小さいとされますので、町にこれだけのいろいろな公園があるわけです。それにも絡んで、なりわいの一助になるような仕組みづくりを町がやっぱり提供するという姿勢、私あつてしかるべきだと思うのです。住民からの声聞こえますし、観光客からも聞くのですけれども、公園はいっぱいあるようなのだけれども、そこで憩っていききたいとか、ちょっと休んでいききたいとか、ここいいですねとかという憩いの場としての姿がなかなか見ていただけていないというのが現実だと思います。だから、これだけ何のために造ったのだということからすると、やはり清掃、管理が行き届いていないということも1つ現実としてあるわけですから、そういうことも含めて、町全体の公園管理のビジョンとして将来的には見てはどうかというのが今回の提案でもありますので、その受け止め方を伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今おっしゃられたように、任期満了後については当然それが生活の糧となるのかなということは想定してございます。町が発注する公園の維持管理業務を受注すること、地域おこし協力隊としてその後の独自の利益等を上げられるようなことが想定できるのかと思っております。その利益を確実にするものとしてできるのかなということが今後の課題と考えておりますので、それを検証等今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そこをご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。いずれにしても、3年たったらあとは自分でやりなさいよというわけではないので、当然町としてはしっかりサポート、フォローしていく、支援していく、定住してしっかりやっていけるように続けてフォローしていく、可能な限り、こういう姿勢はしっかり持っていつていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

では次、質問事項2に参ります。関係人口の創出方策についてです。答弁では、至極当然なことをおっしゃっているわけですが、関係人口って最近にわかに言われ始めたことではなくて、これはもう七、八年前からこういう考え方は出てきております。それを目ざとく生かしてきたのが、よく私が例示を出す北海道の東川町です。そこの登録株主制度ですね。よく例に出しますけれども、これ国のふるさと納税制度も活用しておりますけれども、そもそもの取組の考え方が、発想が全く違うのです。そこは、十分理解されていると思いますけれども、ここでふるさと納税制度の活用などを通じて多様な関係づくりを整えてまいりますということですが、今まではそういう取組はしていなかったということなのですか。今まではこういうことをやっていたけれども、より深化させていきま

すよ、より発展させていきますよということなのか、あるいはターゲットを絞っていきますよということなのか。今までの取組が、以前から度々申し上げてはきておりましたが、やっているようには思えなかった。思えない。今回、昨年度クラウドファンディングに取り組みましたが、そのご縁も含めてどのようにして生かすのかというのが大事だと思うのです。関係人口ですから、交流人口ではないですから、ただ来て去っていくという話ではなくて、ずっと関わっていってもらおうということですから、そこはどのように考えていますか。今までこういうことをやってきたけれども、今度はこういうことやりますよということも含めて、もう少し詳しく伺えたらと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、ふるさと納税をしていただいた方に関して直接関係人口となっていただけのような具体的な取組は、これまであまりしてこなかったというふうに認識しております。昨年度のガバメントクラウドファンディングにおいて、実際に礼状なんかをお渡しして来ていただけるような取組はしたところではございますが、一般のふるさと納税におきましては本当に礼状の発送等に重点を置いて、町に足を運んでいただけるような取組は不足していたというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） でも、その問題提起は最近言ってきたことでなくて、随分前から一般質問等で、あるいは予算案の審議等で申してきたことであります。そういう認識であるというので、ではこれからどうするのだというところですよ。多様な関係づくりを整えてまいります、ふるさと納税制度の活用なども含めてと。具体的に考えていることをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） やはり礼状の文章なんかにおきましても、単に寄附についてのお礼だけではなくて、今後町に足を運んでいただけるような、町のイベントなんかに来ていただけるような内容を盛り込んで、PRをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そういう答弁をその場しのぎというのです。これ半年前でも一般質問でやりましたよね。今までの反省から今度こういうことをできればと考えているとか、決定ではないけれども、こういうことも考えていますよ、こういう案もあるのですとか、そこまで言わなければ考えることには私はならないと思います。先ほどの一般質問での答弁で、先進的な事例を研究していくという答弁されていますよね。ですから、具体的なところにも入っていくのだなということは、当然この答弁から推察できます。ですから、伺っています。再度の答弁ですけれども、同じですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまの再質問にお答えいたします。

やはり現時点で詳しい具体的なお答えはできないところでございます。ただ、議員のおただしのよ

うに、北海道の東川町、そういった先進事例なんかを調査研究して、本町に合ったふるさと納税、さらには関係人口の創出につながるような仕組みを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 調査検討はいつでもしていいのですけれども、ここに至っても調査して研究していきますというのは、これ1年後、2年後、5年後ってなってしまいます。最近の新聞報道で、石破政権が地方創生で二拠点登録制度をもう今検討しているということもありますよね。これは、やはり前段があるのが東川町の例だったり、それから構想日本という団体が提唱しているふるさと住民制度、これにいち早く取り組んだのが福島県では飯舘村ですよね。それから、北海道の二セコ町も取り組んでいます。全国で十二、三団体かなというふうに記憶しておりますけれども、これを活用してふるさと納税をもう、爆発的には言いませんけれども、すごく増やしてきている。やはりその土地特有のプロジェクトをつくっているわけです。それに共感を得ていただいて、関係人口なり、それからふるさと納税を増やしていると。これは、我々そんなに詳しくない者でも、勉強すれば一定程度理解できる取組なのです。皆さんはシンクタンクなのですから、もう先んじて、この町にとってこれがいいよねというのをやっぱり先んじて提示して、取り組んでいっていただければなというふうにずっと思ってきました。ところが、ここに至ってもこれから勉強していきます、調査研究していきますでは、いつやるのですかということになる。やるのは今でしょうということ。国の言うことをやっていても、なかなかうまくいかないのが今までの事例ではないですか。鈴木副町長、若かりし頃一緒に活動しましたが、中心市街地活性化のときもそうですけれども、なかなか国の言うとおりと、あまりうまくいかない。やはりその地域が自分で考えて取り組んでいくというのが一番肝要なところだと思うのです。もう一度認識を伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かに議員何度かご指摘されましたように、なかなかこのふるさと納税に関する対応といえますか、進んでいない現状は反省しているところでございます。先ほども議員のほうからもお話がありました国のふるさと住民登録制度、こういったものも活用してまいりたいというふうには思っておりますが、やはり先行して成功している、今ほど名前のありました二セコ町であったり、飯舘村であったり、そういったところを調査をして、美里町に合った取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 町長、尻をたたいてやっていただけませんか。これから研究していくという話ではないですよ。これ、よその事例の後追いになってしまいますよ。後追いには何の魅力も感じていただけない。このポイントはやっぱり共感ですから、応援したいと、ずっと関わっていただくと、これが肝要なので、ここは、いつまでもいつまでも研究して頭ばかりでっかちになってもいい

けませんから、やっぱり一つ一つこなしていったって、それからあとは蓄積をもって、ストックをもって次に生かしていくという、そういう姿勢でやっていただきたいなと思うのですが、その点に関して町長の感想をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

ふるさと納税、本当に町にとっても有効な財源の一つになるわけでありまして、それも関係人口につながってくるということでもありますから、成功事例の自治体、これありますけれども、それが全て我が町に合うかというところではないと思いますから、しっかりその辺は見極めながら、我が町独自の関係人口につながるような施策考えて、検討するように私からも指示をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それでは、2点目のところで、昨年度実施したプロジェクトのクラウドファンディングの反省を踏まえて答弁をいただいております。そこで、関係課連携の下、魅力的なメッセージやプロモーションによりストーリー性を感じられるプロジェクトを作成する必要があると認識しております。これが今度向羽黒山城跡については、保存活用計画ができた後に新たにプロジェクトを立ち上げて、取り組んでいきたいということの答弁だというふうに受け止めていいですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

議員おただしのとおりでございまして、保存計画が6年、7年、今年度までの2年間の計画になってございますので、計画が完成し、それに合わせて、どういった整備がなされるかというところを踏まえてプロジェクトを立ち上げたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 3点目と絡むのですけれども、今年度のプロジェクトはふれあいの森陸上競技場の整備にかけたいということですよ。そうしますと、毎年毎年そのプロジェクトが変わるというのは、私はあまりいいことではないと思っています。というのは、いわゆるその先に何のまちづくりを見ているのかというのが伝わってこないのではないかなという懸念があります。このクラウドファンディングをすることによって、こういうものを造る、あるいはこういうものを整備することによって、その先にはこういう絵描いていますよと、まさにストーリー性だと思います。そして、そこでその関係人口の方々、寄附者も含めて関わっていったらうと、末永く交流していく、そういうものをしっかり描いていきますよということを私は発信する必要があると思っています。ただこれを整備して人を呼びたいから、協力してください、よろしくお願いします、これだけではなかなか共感私は得られないのではないかなというふうに思いますけれども、そのところはどんなふうな認識お持ちでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃられるように、1つの事業に特化をして、そこにストーリー性を持たせて、関係人口の増加、興味を持っていただいた方に足を運んでいただくという町の方針を示すということも一つの在り方だとは思いますが、ただ、うちの町としましては、昨年度向羽黒山城跡のプロジェクトに対して実施をしました。ただ、初年度ということもあり、いろいろ反省点もあって、なかなかその寄附の金額も増えなかったという状況がございます。あと、整備の内容につきましても、道の整備であったり、支障木の伐採、そういったところで少し寄附いただける方に対しても、あまりちょっとPRが弱かったのかなというようなところは分析しているところでございます。

今年度、新たに今検討しておりますのがふれあいの森の陸上競技場の整備でございまして、こちらでも本当に町として重要な、魅力のある事業になるというふうに思っておりますので、確かに複数の事業に対してプロジェクトというのはどうかという考えもおありかと思いますが、町としましては魅力のある事業ということでPRをして、関係人口の創出につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 基本的認識はそれでいいと思うのですが、その認識を持ってあるプロジェクトを立ち上げた際に、それが本当に魅力のあるものか、ただ自分たちの思いだけで外に出していないかというところ、目標が一定程度明白になっていますけれども、明確化されていますけれども、その先に何を見ているのですかと、まさにここにストーリー性を持ってと言っているではないですか。そこだと思うのです。

それを踏まえて、3番目の新たにクラウドファンディングに取り組むと、ふれあいの森の陸上競技場、これどういうストーリーを描いていらっしゃるのですか。どういう共感を得ようとしているのですか。何を伝えようとしているのですか。ぜひ。それから、想定目標額はこれからなのかもしれませんが、具体的にどこを可能な限り出していただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

まず、想定目標金額については、これから事業化とともに設定をしてまいりたいというふうに考えております。

ストーリー性を感じられるプロジェクトかということでございますけれども、やはりふれあいの森陸上競技場は、非常に老朽化が進んでおりますが、現在も各種団体であったり、中学生が練習の場で使っております。さらには、昨年度策定しました基本構想において、今後ふれあいの森周辺を一体のにぎわい創出の場として、多くの方に足を運んでいただけるような施設として整備していくということから、陸上競技場の整備についても多くの方々にPRをしていきたいというふうに考えております。

す。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 時間が押してきました。いわゆる、これ今年度に整備するのですよね、3億何がし使って。ですよね。それなのに、目標額がまだ出ていない、クラウドファンディングの。寄附の目標額も出ていない。それから、今の話ですとストーリー性は全くないですよね。これを整備したことによって、あそこで子どもたちが未来に向けて、オリンピックにも出ようという人材を育てたいのだとか、育てていくように私はしむけていきたい、会津のメッカにしたいとか、いろいろあるではないですか、夢物語にしたとしてもですよ。そういうものを語らないと。あそこに行けばいつも子どもたちが励んでいますよ、それに大人も関わってっていますよ、何か心くすぐるようなそういうストーリー性が描けないと、なかなか寄附をお願いするにしても私は難しいと思うのですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かにきちっとしたストーリー性がないと、なかなかガバメントクラウドファンディングとして有効ではないというふうにも私も理解しております。実際いろいろほかの自治体の事例なんかを見ますと、やはり単なる整備だけでは寄附額が集まらないというような事態も目にしております。ですので、非常に時間はないわけではございますが、そういったストーリー性について担当課で今後さらに磨き上げて行って、少しでも多くの方に来ていただけるような内容にしていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 時間ないので、ではそれはいつ頃までにまとめ上げ、募集に入るという想定なのですか。目標額も含めて、いつ頃にというふうに考えているのですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 詳細なスケジュールにつきましては、現在事業工事担当課の生涯学習課と一緒に協議をしているところでございます。現在その整備につきましては、設計業務を6月、今月までの日程でというようなことにはなってございます。その後、整備工事ということになってございますので、今月をめどにいろいろなスケジュールを明確にしていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 今月をめどにって、今月末ということですね。ということは、来月の初めにはもう募集にかかるということですね。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 細かな日程は、再度我々の政策財政課と生涯学習課のほうで、今協

議中でございますので、正確な日数は今ここではお答えできない状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 無理を言うつもりはありません。

最後に言いますけれども、答弁で言っているのですから、関係課連携の下、魅力的なメッセージやプロモーションによりストーリー性を感じられるプロジェクトを作成する必要があると認識しています、これはこのとおりやっていただきたい。これよく考えられましたねということの演出を私は待ちたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時43分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第3号、7番、小島裕子君。

〔7番（小島裕子君）登壇〕

○7番（小島裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1、宮川河川敷の整備について。宮川の河川敷では、日常的にウォーキングやペットとの散歩、休日にはテニスやゲートボール、公園は親子での遊具遊びで利用されており、春には満開の宮川千本桜や季節の花々に元気をいただいています。しかし、河川の整備状況を再確認し、改善を要望する声も上がっています。町民の憩いの場としてよりよい環境整備のため、以下の「5点」となっておりますが、ここ「6点」ということで、大変遅くなってしまいました、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） では、その訂正を許可いたします。

○7番（小島裕子君） すみません。あと、続いて訂正2つあったのですけれども、追加でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） では、申し上げます。

○7番（小島裕子君） すみません。（3）番の2行目なのですけれども、「使用する状態ではない」というところを「使用できるとは思えないこと」というふうに。

（4）番の2行目なのですけれども、「休憩できる状況ではない」というところを「休憩しようと思える状態ではない」というふうに訂正のほうよろしくお願いします。大変申し訳ありません。

○議長（大竹 惣君） 訂正を許可いたします。

続けてください。

○7番（小島裕子君） 以下6点の改善点及び提案について見解を伺います。

(1)、桜の適切な管理がされず、歩行者や車等の安全が確保されないこと。

(2)、桜は老木になり、枝枯れが見受けられること。

(3)、両岸に設置された公衆トイレは老朽化が進み、使用できるとは思えないこと。

(4)、右岸の公衆トイレ付近のベンチと藤棚やヒバの管理がされず、休憩しようと思える状態ではないこと。

(5)、左岸の宮瀬橋から新宮瀬橋間の道路は、陥没補修が何度も繰り返され、高齢の歩行者や押し車を使用しての歩行は危険が伴う状態であること。

(6)、公園や河川敷の魅力づくりのために、地域おこし協力隊の活用を提案します。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

宮川河川敷の整備についてであります。1点目の桜の適切な管理されず、歩行者や車等の安全が確保されないことにつきましては、宮川河川敷は町民の皆様にとって、散策やレクリエーション、季節の花々を楽しむ憩いの場として広く親しまれている場所であり、その役割を十分認識しております。桜につきましては、町が植樹を行ったものではないため、全ての木を一律に管理することはしていませんが、公園の利用や町道通行に支障がある範囲につきましては、必要に応じて伐採、枝払いなどの安全対策を講じており、今後も継続して対応してまいります。

2点目の桜は老木になり、枝枯れが見受けられることにつきましては、安全確保のため伐採、枝払いを実施いたします。

3点目の両岸に設置された公衆トイレにつきましては、衛生面や景観に配慮した改修を施しながら、女性や子ども等の様々な立場の方が利用しやすい状態に整備してまいります。

4点目の右岸の公衆トイレ付近の施設管理につきましては、藤や桜が繁茂しており、昼間でも薄暗い状態であるため、今年度公園管理業務の中で藤や桜等の枝払い等を行い、憩いの場としてふさわしい環境整備を図ってまいります。

5点目の左岸の宮瀬橋から新宮瀬橋間の道路につきましては、これまでは路面の傷みや陥没に対し部分的な補修を行い、通行上の安全確保を図ってまいりました。今後においては破損の状況に応じ、全体的な舗装補修も視野に入れ、引き続き高齢者を含む全ての利用者が安全、安心に通行できるよう良好な道路状況の確保に取り組んでまいります。

6点目の地域おこし協力隊の活用につきましては、公園の維持管理と併せて、公園に人を呼び込む企画を担当する人材について、業務委託先との関わり方や、任期満了後本町に定着できる仕組みを考慮した上で、活用の有無を検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） かなり前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

（1）番目のやっぱり桜の木の伐採についてなのですが、毎年ここも私も日常的に使っている道路で、やはり桜の枝がかなり飛び出してきているという、車にとっては少し切っていただければ何ということもなく通ることはできるのですけれども、やっぱりその中で、あそこの道路は結構歩行者も多いですし、あと自転車、バイク等も結構通る道路になっているのです。そういった場合に、車にとっては安全な伐採状況なのかもしれないのですけれども、歩行者や自転車、バイクが通るときに果たしてその人たちが安心して通れる状況なのかなというふうに、そこまでちょっと見たときに、歩行者、あとは自転車、バイクの方は、枝がやっぱりどうしても飛び出してきて、もうぶつかるのが怖いというか、そういう状況になっているのです。だから、道路というのは本当に車にとって安心な状況になっていても、やっぱり歩行者や2輪車を使う方のところまで配慮した伐採の仕方、そこまで気をつけていただけるとありがたいと思うのですけれども、できましたら今までよりも1メートルくらい短めの伐採、短めというか、切るほうからすれば長めの伐採に取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

今までは、本当車の配慮のみであったかなというふうに感じております。今後におきましては、現地の再確認を行い、歩行者、2輪車等にも配慮した伐採等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） ぜひお願いしたいと思います。本当に最近になると、歩行者が車道の真ん中というのですかね、も歩いているような状況なのです。朝晩散歩される方も多くいらっしゃいますので、そういったところ、本当に伸び切ってしまって通行の邪魔になってから伐採するということではなく、やっぱりその辺もちょっと配慮していただいて、管理して、管理は町ではないということはちょっと前々から伺ってはいるのですけれども、その辺の配慮もよろしくお願いしたいと思います。

あとは、2点目につきまして、やっぱり桜の老木ですね。どうしても毎年冬になると、雪の重みで折れてしまっているところが見受けられますけれども、あれが本当に歩行者が通っているところに折れてきて落ちてしまったとなると、大変な状況になると思いますので、その辺もちょっとなかなか大変なことだと思いますけれども、しっかりと日常のパトロールの中で気にかけていただいて、見ていただければと思っております。その辺は、今もまだ枯れている木もあるのですけれども、その辺の撤去についてはいつ頃対処されるように計画されているでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在、再度現地のほうを確認した上で、今後夏頃までに何とか伐

採のほうをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 夏頃までということなので、なるべく早めをお願いしたいと思います。

3点目の公衆トイレにつきましては、本当に衛生面や景観に配慮した改修を施しながら、女性や子ども等の様々な立場の方が利用しやすい状況に整備してまいりますということで、本当に私いつもトイレの要望が多いところなのですけれども、やはり少子化対策という、常日頃から取り組んではいるのですけれども、少子化対策には若い女性が町、市に多く住んでいることが何よりもやっぱり大切だというような、そういったことも言われてきておりますので、子どもさんや女性の方が気持ちよく使えるようなトイレの整備に努めていただきたいと思いますけれども、またトイレの周辺も本当に雑草がすごいのです。だから、そういったところの管理については、ちょっとどういうふうに思っているのか伺いたいと思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

トイレにつきましては今現在、この間確認してまいりましたけれども、建屋は今現在しっかりしており、ここの設備、トイレの洋式化、手洗いの水洗自動化の更新を行っているため、今現在は建て替えまで必要でないと考えておりますが、今後衛生的に万全にするよう改修を行いながら、周辺の雑草等にも刈り払い等やってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 雑草も本当に生えてしまうと、なかなかトイレまで行きたくないという形にもなってきますので、その辺の管理のほうもよろしくをお願いしたいと思います。

あと、トイレについては、やっぱりトイレトペーパーの設置の仕方というか、管理の仕方、この間見てきましたら、ビニール袋にトイレトペーパーが入れてあって、それがちょっとどこかに結びつけてあって、ぶら下がっているような状況。もうほこりだらけになっているとか、そういったところで、やはりトイレはあっても、そういった周辺の環境が雑な状況になっていますと、本当にトイレはきれいにしても、そこら辺はやっぱりまだまだ使える状況とは思えない状況なので、その辺もしっかりと整備していただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。その辺、一言お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） トイレトペーパーの置き方については、今後は配慮してまいります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） それでは、4点目になります。右岸の公衆トイレ付近の藤や桜が繁茂して、本当にすごくいい形でベンチやテーブルも設置されているのですけれども、今はもう使いたいというような状況になくなってしまっているということで、藤や桜の枝払いを行うというふうに答弁されていますが、これもやっぱり夏頃までという形になるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

藤や桜の枝払いについても、夏頃までには完了させたいというふうに思っております。夏場ということを考えまして、ある程度涼が取れるほどの、その程度は枝のほうを残したいななんていうふうに考えているところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 枝払いをしていただけるということで、これからは本当に利用しやすい環境になるのかなと期待しています。ただ、やっぱり剪定をするに当たっては、夏というのはあまり樹木にとっては好ましくない時期にはなってくるので、その辺もちょっといろいろな形で樹木に配慮した管理、剪定の仕方も考えていただければというふうに思っております。

6点目に関しましては、午前中の同僚議員の質問にもありましたとおり、もういろいろな形で答弁もされていたことを伺いましたので、特にこの辺に関して私からは意見はありません。ただ、今回の質問させていただいた内容につきましては、やはり町へ移住される方のお声をよく聞くのですけれども、美里町の豊かな自然に魅せられて移住されてこられるというふうに伺っています。豊かな自然といっても、やはり手つかずの放任状態ではなく、いつ見てもすがすがしく管理が行き届いていることは私も望んでいるところであり、やはりそういったところを見ると、町民の方も本当に気持ちが前向きになるのです。雑草だらけのところ暮らししているというのは、やっぱり気持ちが萎えてしまうという、そういった声も聞いております。日常の中で宮川の河川敷は、町民の方が思い思いに利用されていると思いますが、まだまだ管理し切れていないように見えます。宮川の魅力を最大限に生かして、その魅力をアピールできるイベント等も企画し、もっと町のにぎわいの中心的な川にしていきたいと思っておりますが、この辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 議員おっしゃるとおり、そのような姿にあるべきだなとは私も思うところでございます。イベント等に関しましては、今後町のほうで十分考えながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 最後になりますけれども、何よりも町の歴史ある学校の名前として、また校

歌にも宮川は本当に取り入れられて愛されております。子どもたちが生涯にわたり、この宮川を誇りに思えるような宝であり続けてほしいと願うところから提案させていただいたわけなのですが、これからの宮川の、本当にまだまだ、宮川というのはもう上流に行くと、できれば松岸橋から工業団地までの河川敷が今の芝生を張ったようなきれいな河川敷になっていけたら、もっともっと町民の利用が深まり、また町としてもいろんなイベントを催すことができるのではないかなというふうに考えているところですが、最後にその点についてお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今議員おっしゃられましたとおり、今現在、町の管理する部分と県で管理している部分とがございます。県とタイアップしながら、管理のほうは万全にしていきたいと思いますというふうに思っております。イベント等も今後いろいろ協議しながら考えてまいります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時18分）

再 開 （午後 1時19分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第4号、5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 5番、長嶺一也でございます。通告に従い、質問させていただきます。

まず、1の本町第3期人口ビジョンについてお尋ねします。本町の人口推計は、2070年に4,919人まで減少するとされました。これは、本年2025年4月1日現在の1万7,986人の3割以下の27%とされたものであります。4,919人の内訳は、年少人口257人、生産年齢人口1,695人、老年人口2,967人となっております。このような人口推計に衝撃を受けた次第であります。私は昨年、一般質問で消滅可能性自治体についてただしたところでありますが、このような人口減少推移を受け、町当局は行政サービスや行政運営をどのように展開しようとしているのか、どのように危機意識を持っているのか、以下お尋ねします。

（1）、まず人口減少に伴い、町職員も減少すると考えます。行政サービスの低下を懸念するところではありますが、サービス低下とならないようどのように対応する考えかお尋ねします。

（2）、行政運営において、町民との協働も視野に入れた運営も必要となると考えますが、見解をお尋ねします。

（3）、人口減少に伴うマンパワーの低下を懸念するところです。特に高齢化している除雪オペレーターの確保についてお尋ねします。

(4)、本町面積の約7割を山林が占めておりますが、管理不全となる山林をどのように保全していく考えなのかお尋ねします。

(5)、人口減少に少しでも歯止めをかけるため、少子化対策をさらに強化する必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

(6)、子どもを産み育てる環境整備（子育て世代の休暇や所得の保障に係る企業等に対する町の補助）も必要と考えますが、見解をお尋ねします。

(7)、年少人口の減少に伴う小中学校の運営と統合に係る問題も発生すると考えますが、町の長期展望をお尋ねします。

次に、2の地域移行の対応についてお尋ねします。中学校部活動の地域移行は、地域展開へと名称が変更になることが決定されました。教員の働き方改革に端を発する部活動運営の改革と同じもの、変更はないものと考えます。一方、少子化に伴い、1つの学校において団体競技ができない状況が発生していると聞いております。部活動は、生徒の心身の健康増進のために重要なものと考えますが、少子化の中で地域移行をどのように進めていく考えか、以下お尋ねします。

(1)、地域移行は適切に運営されているのかお尋ねします。特に平日は教員が指導し、週末は教員以外が指導していると思いますが、指導の連携状況によって生徒にストレスは生じていないかお尋ねします。

(2)、各中学校における団体競技の部活動状況は、人数的に1つの学校で練習試合ができる人員かお尋ねします。

(3)、地域移行を進めるに当たり、生徒の移動手段についてお尋ねします。あわせて、移動するに当たっての費用負担はどのようになっているのかお尋ねします。

(4)、運動部の活動において土曜日、日曜日は少なくとも1日以上休養日とする国の方針ではありますが、土日も練習したいと思っている生徒や指導に熱心な教員等との兼ね合いを利用者に対してどのように説明し、理解していただくのかお尋ねします。

(5)、地域移行を推進するに当たり、本町単独では成り立たず、近い将来広域的に進める必要が出てくると考えますが、見解をお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。なお、町第3期人口ビジョンについての7点目、小中学校の運営と統合に係る町の長期展望及び地域移行の対応につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町第3期人口ビジョンについてであります。1点目の職員数の減少による行政サービスへの対応につきましては、まず職員数の減少が行政サービスに与える影響は、大きく2つの側面があ

ると認識しております。1つ目は、職員数が減少することにより、1人当たりの業務負担が増加することが見込まれます。その結果として、地域ニーズや住民の声を反映した行政サービスの提供が難しくなる可能性があり、ひいては行政サービスの質が低下することが懸念されます。2つ目は、限られた人員で効率的に業務を遂行する必要があります。それには、新たなシステムや業務プロセスの導入など業務の効率化が求められますが、その一方で導入時の初期投資や運営コストにより、職員の業務負担が増加し、行政全体のパフォーマンスの低下につながる可能性があるかと認識しております。

このように、職員数の減少による行政サービスへの影響に備えるため、現在主に3つの業務改善に取り組んでいるところであります。1つ目は、業務の見直しとデジタル化の推進であります。具体的には、業務フローの見直しに当たり、デジタル技術を積極的に活用することで、職員の負担軽減と業務効率化に取り組んでおります。2つ目は、職員のスキルアップと人材育成の強化であります。具体的には、定期的な研修に加え、OJTや外部講師による実践的な研修を通じて、職員一人一人の対応力や専門性を高め、限られた人員において、職員の能力向上による質の高い行政サービスを維持、提供できる人材育成に取り組んでおります。3つ目は、業務のアウトソーシングの拡充であります。現在、業務の一部において導入しているところであり、定型的な申請、受付業務の事務処理といった定型的、反復的な業務を整理し、業務委託の範囲を拡充することにより、職員が担うべき業務が整理され、限られた人材を職員が担うべき業務に注力させることで、多様化する住民ニーズに対応する体制づくりに取り組んでおります。引き続き、町といたしましてはこのような取組を通じて、将来にわたり持続可能な行政運営と住民サービスの維持、向上に努めてまいります。

2点目の町民との協働につきましては、これまでも町民はもとより、NPO法人や地域団体等、多様な主体と連携、協働した取組を行ってまいりました。今後人口減少がさらに進行する中で、行政がこれまでどおり全ての公共的サービスを担い続けることは困難になると予想されます。そのため、身近な地域のことは、その地域の住民が行政と協働しながら、主体的に担えるような仕組みづくりを進めていくことが重要だと考えております。

3点目の除雪オペレーターの確保につきましては、除雪業務における人材確保は、今後の体制において重要な課題であると認識しております。現在は、町広報紙、ホームページ等の募集により採用している会計年度任用職員と地元建設業者等への委託により対応しています。令和6年度の会計年度任用職員の年齢は24歳から71歳までで、平均年齢は47歳と比較的若い年齢層で構成されており、現在のところ高齢化は見られませんが、今後将来を見据え、安定した除雪オペレーターの確保が必要であると考えております。そのため、町では除雪に係る免許取得等の支援を実施しており、今後も引き続き支援を推進しながら人材の育成、確保に取り組んでまいります。また、除雪委託におきましても、地元業者等との連携を強化し、より安定した体制づくりに努めます。

4点目の山林の保全につきましては、町の森林面積のうち約9割である1万8,962ヘクタールが民有林となっており、その管理は森林所有者が行うものとされておりますが、町といたしましては人口

減少に伴う森林の荒廃を防ぐため、森林施業の主体となり得る林業関係事業者と連携し、森林整備に係る協議や林業従事者の確保などに取り組んでおります。また、補助金を活用した高性能林業機械の導入支援などに引き続き取り組むとともに、森林環境交付金を活用した森林環境学習や県産材の利用促進事業を通して、森林環境保全に関する普及啓発に努め、適切な森林の整備等が促進されるよう取り組んでまいります。

5点目の少子化対策の強化につきましては、本町においては人口減少の要因として社会減よりも自然減の影響がより大きいため、人口減少対策としての少子化対策は極めて重要であると認識しております。そのために、出会いや結婚の支援から安心して子どもを産み育てられる環境の整備まで重点プロジェクトとして推進しているところであり、今後も引き続き取組を強化してまいります。

6点目の子どもを産み育てる環境整備につきましては、子育て世帯の休暇や所得の保障に係る企業等に対する補助として、国が中小企業の事業主体を対象に、仕事と育児等を両立できる職場環境づくりのための各種支援助成を既に実施しておりますので、町としての補助は考えておりません。町独自の子育て世帯への経済的支援といたしましては、小中学校等入学時と中学校卒業時の子育て支援金の給付や、新生児育児用品の購入の助成などを実施しております。また、令和7年3月に策定した町子ども計画において、子育て支援策の一つとしてワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別にかかわらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や、企業の取組に対する啓発を行うこととしております。町内の企業に対しては、共に育てるという観点から男性の育児参加を促し、国の助成制度などについても併せて周知してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町第3期人口ビジョンについてであります。7点目の小中学校の運営と統合に係る長期展望につきましては、令和3年から3年間をかけて会津美里町立小中学校適正規模・適正配置検討委員会において、当面は小中学校の統廃合は行わず、小規模であっても教育内容の充実を目指していくという結論を得ているところであります。そのため、令和6年度より高田、本郷、新鶴それぞれの地域で幼児教育と連携した小中一貫教育の枠組みを整え、取り組んでいるところであります。また、令和4年度よりコミュニティ・スクールとして学校運営協議会や地域学校協働本部事業によって、地域と共にある学校と学校を核とした地域づくりを進めております。義務教育諸学校の適正配置に関する長期展望につきましては、出生数など人口の推移を注視しつつ、学校運営協議会での熟議などを踏まえ、地域、保護者の意見を大切にしながら、丁寧な議論と慎重な検討を行っていく考えであります。

次の地域移行の対応についてであります。1点目の運営につきましては、教員以外の指導者である部活動指導員を3名雇用し、各校で指導いただいているところであります。平日も教員と連携して

指導しておりますが、部活動指導員を対象とした研修を行うなどして資質、能力の向上を図っており、適切に運営されているものと認識しております。今後、週末に教員以外の指導者が中心となって活動していくことになった際にも、教育委員会といたしましては、教員と指導者が十分な連携を図り、適切に運営されるよう指導、助言してまいります。

2点目の各団体競技の部活動状況につきましては、町内全ての団体競技の部活動において大会出場は可能となっておりますが、一部の部活動では校内で紅白試合ができるまでの部員は確保されておられません。

3点目の生徒の移動手段と費用負担につきましては、現在は遠隔地への移動手段が必要となるような状況ではありませんが、将来的には町内や近隣市町村への移動も想定されることから、課題があるものと認識しており、どのような支援が可能か研究してまいる考えであります。

4点目の土日とも練習したい生徒や熱心な指導者に対する説明につきましては、本町では国や県の方針に基づき、設置する学校に係る部活動の方針を定めており、土日いずれか1日以上以上の休養日を設けることを明記しておりますが、年度内の別日に休養日を振り替えることを条件に、土日両日の大会や練習試合への参加を可能としております。なお、この方針につきましては、部活動を離れて生徒が自主的に行う練習まで制限するものではないことから、様々な練習環境を求めて主体的に活動している生徒もおり、また教員も自ら競技団体等に参加して指導に当たっている方もいるものと認識しております。

5点目の広域的に進める必要性につきましては、生徒が将来にわたってスポーツや文化活動に親しめる環境を整えるという理念の上では、必要な視点であると考えております。しかしながら、自治体間の調整や移動手段の問題など課題が多いことから、現時点では取り組んではおりません。まずは、町内において総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、あるいは高等学校などの既存の団体と連携を深めながら、地域展開を進めていく考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 再質問をさせていただきます。

まず、1の（1）のところなのですが、厚労省の全国の人口推計を見ますと、2020年、1億2,615万人から2070年、8,700万人と69%、31%の減ということで、本町の人口減少の推計27%と大きな隔たりがございます。本町の急激な人口減少が見込まれる中、行政サービスの業務量は変わりません。職員数につきましては、適正化計画で年々減っていくものと思っております。業務の効率化にAIなんかも活用しまして業務に当たられているかとは思いますが、まず答弁にもあったとおりAIに頼る前に、業務の合理化、効率化をもっと図るべきかと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） AIに頼る前に業務の効率化を優先すべきではないかという部分だと思いますが、まず現在町のほうとしましては、町長答弁にもございますように、窓口業務等の業務委託を行っております。それは、職員のほうはなるべくコアな内部の業務に集中して、繰り返し、反復的な業務については外に出していく、委託をしていくという形で、より職員は専門的な業務のほうに携わっていくということを踏まえながら取り組んでいるところでございます。あと、今後、第4次総合計画等の、8年からですか、始まります。今までの業務を検証した中で、スクラップ・アンド・ビルドですか、言葉で言うと。今までの評価をして、もう要らないもの、これから必要なもの、そういったものはやはりしていかなければいけないと考えております。そうした中で業務を整理していったら、職員がより住民サービスに必要なものを取捨選択して取り組んでいく。それによって職員に対する負担等も減っていったら、サービスの充実につながっていくものと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 職員数の減少に伴う業務の効率化なのですけども、職員が減っていったら支所機能が本庁のほうに集約されるというような心配もあるのですが、その辺は今のところ町はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 現在支所機能につきましては、基本的に住民の方からの相談窓口、あと窓口での証明、そうした部分に特化している部分はあります。各課の業務をそこで処理して終了しているかという形ではなく、窓口につなぐという部分に特化しておりますので、現在業務委託に出している窓口関係の業務を継続することによって、対応は可能かなというふうに考えているところであります。ただ、やはり住民の方からの相談を直接職員にしたいというご意見もあろうかと思っておりますので、それは様子を見ながら、今後どうしていったらいいかということは、やはり検討する余地はあるかなというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの生成AIを活用した業務の効率化ということでお話ししましたけれども、多分議事録作成等でAIを活用しているかと思うのですが、今現在どのような業務にAIを活用しているのか、今後どういう業務に活用していく考えなのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事、金子吉弘君。

○政策財政課参事（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、現在のところのAIの活用につきましては、今ほど議員おただしのとおり、会議録の作成支援ということで実装して、実行させていただいているところでございます。これによりまして、若干の手直しは必要なのですが、ほとんど録音した内容でもって文字起こしができているというふうな状況でございまして、非常に業務の効率化に寄与しているようなところでございます。今後の取扱いといたしますか、今後につきましては、随時その生成AIの機能を最大限に生かしたような取組としまし

ては、やはりいわゆる挨拶文、文書の作成の業務でしたり、あとはチラシや、画像なんかも適切に内容に沿ったような画像を取り込めるような、そういった機能がありますので、そういった活用をしていくというふうなことのほかに、今のは内部向けの話になるわけなのですが、外部向けといたしましては、いろいろ各種行政サービスを我々展開しているわけなのですが、それに対するサービス内容の確認なんかは、ＡＩの機能を利用することによりまして適切に、電話等にその機能をつけて、かかってきたサービス内容なんかを問いただししていただければＡＩが答えていくとか、そういった機能も十分今後活用できるものなのかなというふうに考えておりまして、いずれにいたしましてもＡＩ含めましてデジタル化の推進することによりまして、住民サービスの向上に全体的に寄与できるというふうに思っておりますので、できることから取り入れながら、今後とも進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○５番（長嶺一也君） 総務省のＡＩを活用した先進事例なんか見ているかと思うのですが、そういったものも参考にしてＡＩ化を進めていただければ職員もいいのかなと、あと合理的に仕事ができるのかななんて、こう思います。議事録作成につきましても、ＡＩで要約文もやってくれる機能もあるそうなので、その辺もしっかり活用していただければというふうに思います。

ＡＩ活用に当たって、町としてのガイドラインみたいなのはまだ、作成はしているのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） お答えいたします。

ガイドラインでございますが、これにつきましてはまだ作成はしていないところでございます。現段階では、いわゆる役場の業務に応じて、使えるものからちょっと使っているような状況でございます。でも、これから行政サービスをこれによって展開していくという中では、やはりガイドライン的なものが必要だというふうに考えておりますので、これは総務省で出している、国が示しているようなガイドラインを参考にさせていただいて、必要であればしっかりと構築をしていく必要があるのかなというふうに思っております。当然、ちょっと今の段階で国のガイドラインが我が町に生かされるかどうかも含めまして、しっかりと検討を重ねていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○５番（長嶺一也君） 続きまして、町民との協働についてお聞きいたします。

私がちょっと想定したのは、道路パトロールなんかやっていた際に、穴ぼこ補修に当たって町民の人がスマホで写真を撮って町に送れば、位置情報もその画像に添付されているので、補修も効率化が図られるのかなというふうに思ったものですから、お聞きしたところです。あとは、先月10日にインフラ長寿命化ということで、平田村モデルなんていうようなことで、町民との協働でインフラ長寿命化ということで対応しているというような記事もあったものですから、お聞きしたのですけれども、

その辺、道路の長寿命化に関しまして、町はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、ただいまのは通告にないと思いますので、質問を変えていただきたいと思います。

長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、協働の再質問はやめにします。

続きまして、除雪オペレーターの件なのですが、これを聞いたのは、今年は雪が2月多く降ったものですから、それで除雪オペレーターはどうなっているのかなと思ってお聞きしたところでございます。県の建設事務所勤務のオペレーターですと、70歳代とか、高齢の方が多くいたものですから、本町も高齢化になっているのかなと思ってお聞きしたわけなのですが、平均年齢が47歳ということで、ちょっとすみません、認識不足でございました。

あと、オペレーターの新たな応募状況なのですけれども、令和6年度ですか、どのようになっているのかちょっとお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

6年度の状況につきましては、令和5年度と比べまして4名ほど減になったような状況でございました。

〔「すみません、よく聞こえなかったです」と言う人あり〕

○建設水道課長（加藤定行君） 6年度の状況でよろしいでしょうか。6年度の除雪オペレーターの状況につきましては、令和5年度と比較しまして4名ほど減ったような状況で稼働していたような状況でございます。今年度におきましては、そのようにならないよう広報等も十分行いまして、オペレーターの増員につなげるようなことでやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、除雪に係る免許取得等の支援を実施しているというお話でございました。具体的に免許取得というのは、大型特殊免許証を取得して、その後オペレーター用の講習会なんかも受けるかと思うのですけれども、そういった支援でよろしいですか。先ほどの答弁で等と、こうなっていたものですから、この辺具体的にもう少し教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

除雪を行う上では、免許としましては今ほど言いましたように大型特殊の免許が必要でございます。そして、もう一つ、作業免許というものが必要で、その作業免許である整地という種類の作業免許が必要になり、その2つがそろって初めて除雪のほうできるようになってございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 続きまして、林地の整備のことにつきましてお伺いします。

昨年から少花粉の杉の植林事業が始まったかと思うのですが、その辺、本町でも取り組んでいるかと思うのですが、そういったことで、少杉花粉の植え替えに係る支援とか、補助とか、その辺はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、今のは通告に関連する質問ですか。

○5番（長嶺一也君） そうです。森林整備の関係。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの少花粉の杉材、種苗の補助というようなおたしだと思います。この部分につきましては、町におきましては森林整備促進事業補助金ということで、人工造林の植栽におおむね2分の1の補助金がございますので、そちらのほうを活用していただくことになります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 少子化対策につきまして再質問させていただきます。

少子化を止めることは困難であるかと思っております。産めよ増やせよと行政は言うことはできないと思います。子どもの数につきましては、それぞれの夫婦が決めることでございます。ただ、子どもが少なくなると、人口も少なくなっても、豊かな環境づくりが必要になってくるのかなと思います。長期総合計画の中でもウェルビーイングというような言葉で言っておりますが、ほかの市町村に比べてまして本町の子育て支援施策は自慢できるような状況になるかと思うのですが、本町独自の子育て支援の情報発信をもっとやって、交流人口を増やすに当たって選ばれるまちづくりというのにも必要になっているかと思うのですけれども、その辺は情報発信をどのようにしているのか、もっとやるべきだと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、質問にお答えいたします。

議員おたしのとおり、本町の子育て支援につきましては、私も会津振興局主催の会議なんかでもほかの自治体の取組なんかを聞いた中では、やはりいろんなバランスよくうちの町は取り組んでいるというふうに理解しているところでございます。大事なのは情報発信ということでございまして、これまでも様々な事業を広報紙であったり、ホームページで紹介しているところでございます。あとは、ご存じだと思いますけれども、ネウボラ、冊子を作って、町の取組を一覧表にしたようなものを配布しているところでございます。また、第3期総合戦略の中でも、SNSを使った情報発信によってそういった、例えばですけれども、婚活イベントへの参加を募るとか、そういったことで、それぞれの事業においてもSNSなどを使って発信して、効果が広がるように取り組んでいきたいというふ

うに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 少子化につきましては、女性や若者の県外流出が一つの要因だということで、流出して戻ってこないものですから、それに関しまして各自治体とも危機感を感じていくというような報道もなされております。その辺の町の認識はどうか、これに対する取組なんかはどのようになっているのか、改めてお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かに社会減ということで、高校を卒業するとき、または大学卒業した後に県外に転出する方が多いのは事実でございます。当然その割合からいっても、女性が出ていかれる率が高いというようなところは認識しているところでございます。ただ、これに関して特別今美里町で若い女性の流出対策に特化した取組というのは、今のところ実施しておりませんが、そういったものにつきましても様々な県、国、そういったところからの情報を得ながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 子どもを産み育てる環境整備につきましてお聞きしたいと思います。

よく産後孤立化して鬱病を発症するような女性もいるように聞いております。全員が全員鬱になるということはないかと思うのですけれども、産後の育児に関しまして孤立化にならないような対策、環境整備、それにつきましてはどのように取組をしているのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、通告では所得の保障等や企業等に対する補助の件で通告しておりますので、ただいまの質問は通告外になると思いますので、質問を変えていただきたいと思います。

長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） （5）の人口減少に歯止めをかけるための少子化対策の強化に関しまして、そういった子育て支援の環境整備が必要だというふうに思いまして、産んだ後の女性の支援とか、そういった整備が必要だと思いまして先ほどの質問にしたのですけれども、それにつきまして町としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、先ほど6 番のほうでの質問だったと思うのですけれども、5 番に戻す感じですか。

長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 人口減少、子育て支援ということで、5 番、6 番もひっくるめた形の、まとめた形での再質問でございます。

○議長（大竹 惣君） それでは、答弁をお願いします。

健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの長嶺議員の質問にお答えいたします。

子どもを安心して産み育てる環境という部分のつながりであるというところで、先ほど産後鬱のというお話がありました。町としては、早期発見、またそういった支援体制の強化が必要だというところで、昨年12月会議の一般質問においても、家庭センターと絡めて子育て支援についてご質問があった際に、ちょっとこういった産後鬱に関する取組などをご説明させていただきました。改めてということになります。妊娠期、出産、子育て期とそれぞれの導入部分において、それぞれアンケート調査等を実施いたしまして、しっかり悩みや心配事を抱えていないかどうかというところの把握には、早期に把握に努めております。またあと、病院とのネットワークの確立というところがもうされておりますので、妊娠期の健診のとき、または産後の2週間、1か月健診のときに、それぞれ病院のほうでしっかり産後鬱とか、あとストレスを抱えていないかどうかというような形で、ちょっと心配な方がいらっしゃいましたら、ハイリスク妊産婦としまして町のほうに情報が来ます。それを受けて町のほうで早期に訪問いたしまして、状況確認をしているところがあります。また、7年度の新たな取組としまして、当初予算において、こども家庭センター事業において養育支援訪問事業ということで、委託事業を予算化させていただいております。まず、導入部分については、保健師、子ども家庭支援員が訪問相談に対応するところではありますが、その後継続的な支援、長期的に支援が必要だという方に関しましては、委託により対応するというところで、新たに今年取り組むというところで上げております。というところで、しっかりして今後も安心して子どもを産み育てる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） しっかりと子育て支援をお願いしたいと思います。

それから、小中学校の統合の問題につきまして再質問させていただきます。事前に教育委員会にお伺いしたところ、1学年16名以下になると複式学級等も視野に入るといような説明を受けました。1学年16名以下になるということは、当面は町としては考えていないと思うのですが、将来的に先ほど申し上げましたとおり年少人口257人ということで、極端に子どもの数が減るといような中で、そういった減少の中で、統廃合、あとは複式学級化につきましては、町としてはどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

1つ、今長嶺議員がおっしゃいました複式の基準については誤っておりますので、訂正させていただきますが、2学年を集めた人数が16名以下の場合ということで、しかも小学校の場合には1年生を含めた場合には8名以下という基準でございます。それが複式化の基準でございます。現在最も小規模であります新鶴小学校におきましても、ゼロ歳児まで見ましても当面複式学級が発生する見込みは今のところございませんけれども、今後10年、20年というスパンの中では出てくる可能性はございます。その際にはやはり住民感情、保護者の要望等が一番大事だというふうに思っておりますので、現在

令和5年10月の検討以来休止しております適正規模、適正配置の検討委員会を再考いたしまして、皆さんで知恵を出しながら対応を協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、複式化が行われても充実した教育を実施しているところは多数ございますので、少人数がすぐにいけないことだということだけではないというふうには認識しております。

それから、現在学校教育法の一部改正が行われまして、遠隔による授業も当然履修可ということになっておりますので、そういうふうなICT環境なんかも活用した教育の内容の充実も今後さらに考えられる時代が来るのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 複式学級の認識不足は大変失礼しました。あと、私もこれ先入観で言うのですけれども、複式学級になったら十分な教育を受けられないのではないかなというような心配が先走ったものですから、その辺の懸念もちょっと払拭されたと思いますので、今後の小中一貫教育も含めて、子どもの学力向上に努めていただければというふうに思います。

あと、地域移行につきましてちょっとお聞きしたいのですが、部活動指導員3名雇用ということなのですけれども、教員の場合は数年で異動になります。そうすると、この部活動指導員3名につきましては、この3名をずっと雇用しているわけではないかと思うのですが、何年か置きに替えたり、人を増やしたりというようなことも出てくるかと思うのですけれども、その辺、人事上ではないですが、指導員の入替えとか、その辺はどのように考えなのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 部活動指導員につきましては、ご存じのとおり会計年度任用職員ということで任用させていただいておりますけれども、国、県、当町3分の1ずつ費用負担しております。この部活動指導につきましては、地域人材等を活用することが念頭でございますけれども、当町で雇用しております3名のうち1名は、遠隔地からわざわざ来ていただいている方でもあります。ご存じのとおり、会計年度任用職員でございますから、年度ごとの雇用ということになっていきますけれども、基本的には同じ方を継続雇用できる場合には、継続していただくという方針ではあります。なお、人材確保が何よりでございますので、今後も部活動指導員の予算は確保したが、実際には人がいなくて使えないという状況がないように努力してまいりたいとは思っていますが、実は本年度4名の部活動指導員を雇用するだけの予算を要求して認められているのですけれども、文化活動、つまり合唱とか、今音楽関係の部活動指導員を念頭に1名増員したいと思っているのですが、なかなか人がいなくて、今雇用できない状況であります。今後とも人材確保しながら、子どもたちの個性を伸ばす活動の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 部活動の一試合一試合、中体連なのですけれども、全国大会で種目数が減った形になったわけなのですが、今後学校対抗にプラスして、クラブ対抗というような形態も出てくる

かと思うのですけれども、そういったことにつきまして、広域的に何か会議とか、その中で方向性というのは決められているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今の運動部活動を念頭に考えますと、全日本中学校体育連盟というのが最上位の統括組織でございまして、その下部組織として、この辺であれば東北、そして県、そして全会津というふうに中体連がございすけれども、全日本としては、今議員がご指摘のとおり、全国大会を中体連として主催しない方向に今動いております。いわゆる各競技団体等で主催して、それなりに実態に合った形で進めてくださいというような形です。ただ、東北とか県のレベルになりますと、まだまだ学校主体の参加の形態を温存したような動きがございまして、クラブとしても参加を団体競技として、チーム数を制限したりするような動きがまだございます。ですから、子どもたちもそういう意味ではまだまだ学校の部活動に入って、そこから上位大会に参加したいという子どもも多くいるのが実態でございます。今後、恐らくクラブチームがもっともっと増えていって、県や東北なんかの中体連にしても、そういうクラブチームの参加の枠を増やさざるを得ない状況に多分進展していくものというふうに考えているところでございます。学校の部活動の在り方の変化、そしてそれを大会として主催している中学校体育連盟なんかも変化が今後かなり急激に起こってくるものというふうに考えているところであります。ということで、今決定されているものということとはございません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、部活動指導員の3名のことににつきましてお聞きしますが、その3名につきましてはどういう競技に指導されているのか、あとはその3名で十分なのか、今後増やす考えはあるのかどうかもちっとお聞きしたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） まず、3名の内訳であります、高田中学校の卓球、それから本郷学園及び新鶴中学校の野球ということで3名でございます。それから、芸術関係は、先ほど申しましたとおり予算枠はありますが、人がいなくて確保できない状況でございます。部活動指導員というのは、その名のとおりに、学校に部活動があつて、教員の専門性がないために指導が十分できないとか、そういうところを補完するために今行っている制度でありまして、部活動の地域展開という理念を考えますと過渡期の制度でございます。ですから、これは将来的に部活動が中学校から多分なくなって、例えば地域の活動なんかに全て移行されていけば、もちろん存在はできないわけですから、そういうふうなものだというふうにご理解いただければよろしいかなというふうに思っております。ただ、国としても県としてもそれぞれ3分の1負担しておりますから、無尽蔵にどうぞ活用くださいということではございませんので、当町も希望してようやく3名から4名という形で認められているわけですが、今後5人、10人と増やすことはなかなか困難だというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 生徒の移動手段と費用負担についてなのですが、今現在そういった状況は発生しないという先ほどの答弁でございました。今後、近い将来なのですけれども、例えば新鶴競技場が整備されて、そこまで送迎が発生するとか、そういう移動の状況が発生する場合が出てくるかと思っています。そういった中で、保護者の費用負担をお願いするような形になると思うのですけれども、その辺の保護者に対する理解を得るためにどのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 部活動の地域展開における費用負担の問題でありますけれども、当初部活動の地域移行が提唱された頃には、文科大臣も国としても何らかの財政的支援をしなければならないというようなこともお話ししていらしたのですが、その後の様々な取りまとめがされて、今の状況では全くはしごが外された状況になっております。なので、町単体として何か今すぐに公的な補助というのは難しいところではありますけれども、国も最近では公的扶助と、それから個人負担のベストマッチを見つけていくべきだというふうなことを申しておりますので、将来的にはそんなふうになっていくのかなというふうに思っております。部活動という形が世界的にも特殊な形で、無償で今までずっと行われてきたわけでありまして、基本的には。これは、普通だったらスポーツジムに通ったり、学習塾に行くと同じように、本当は有料なものであるべきだったはずですが、日本はそこをうまくやってきたわけです。ただ、これがやっぱり制度疲労を起こしているということですから、ここは保護者の方にもご理解いただきながら、やっぱり公的負担と保護者の負担のベストミックスを求めていくことが必要だろうというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今ほど教育長の説明のとおり、日本の文化を見ますと、学習塾は有料は理解できるのだけれども、運動活動の指導はボランティアだというような風潮になっているのかななんて、こう思いますので、そういった保護者の理解を深めていただくような形でしっかりと説明して行って、子どもたちの心身の健全育成のための部活動の在り方を十分説明して行っていただきたいということをお話ししまして、質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 (午後 2 時 2 0 分)

定 例 会 6 月 会 議

(第 3 号)

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 3 号

令和 7 年 6 月 4 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１４名）

１番	櫻井幹夫	君	９番	洪井清隆	君
２番	小柴葉月	君	１０番	堤信也	君
３番	荒川佳一	君	１１番	鈴木繁明	君
５番	長嶺一也	君	１２番	横山知世志	君
６番	村松尚	君	１３番	横山義博	君
７番	小島裕子	君	１５番	根本謙一	君
８番	星次	君	１６番	大竹惣	君

○欠席議員（１名）

４番	山内豪	君
----	-----	---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	鈴木木國人	君
総務課長	平山正孝	君
政策財政課長	渡部雄二	君
政策財政課参事	金子弘吉	君
会計管理者兼 出納室長	児島隆昌	君
町民税務課長	大竹淳志	君
健康ふくし課長	渡部朋宏	君
健康ふくし課 主幹	福田富美代	君
産業振興課長	鵜川晃	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	猪俣利幸	君
生涯学習課長	小林隆浩	君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平山正孝	君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜川晃	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	小	林	一	成	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項1、物価高騰に対する支援について。ロシアのウクライナ侵攻以降、円安の影響などで様々な物価の高騰が続いています。また、昨年からはいわゆる令和の米騒動などと言われる米の販売価格の上昇も、抑制にはまだ時間がかかる状況となっています。このような状況を鑑み、令和5年9月会議にも質問を行ったが、再度高齢者世帯や子育て世帯、大学生を対象にした支援制度が必要と考えることから、見解を伺います。

質問事項2、Wi-Fi事業のトラブルについてであります。3月下旬より、あいづみさとWi-Fiの回線に接続できない状況が続き、5月1日には運営事業者からサービス終了が周知される事案がありました。この事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、町内全てにWi-Fi網を形成することでデジタルの様々な恩恵を活用することを目指す事業であったことから、以下のことについて伺います。

(1)、今回の事業停止について、事業者と契約者の直接契約であることから、町は直接的な責任はないと考える。しかし、町広報紙などで契約者の募集を行ったなど、契約者が300件程度おられたこと、名称もあいづみさとWi-Fiと町が関与しているようなネーミングであったことを考えると道義的な責任があると考えますが、見解を伺います。

(2)、今回の契約者には小中学生の児童生徒がいるご家庭の契約者もいると思うが、自宅での学習用タブレット端末利用に関して問題はないのか伺います。

質問事項3、豪雪被害に対しての補助についてであります。2月の豪雪災害については様々な被害が確認されています。農業用ハウスの倒壊被害については、育苗ハウスや園芸ハウスなどは県や町の補助事業の対応準備が現在進んでいます。しかし、農機具や農具などを格納していた農業用ハウスについては補助対象になっていません。単独事業として格納ハウスや被害木等についても検討し、予算化がなされている町もあることから、当町においても農業の継続意欲のためにも被災施設としての考えで補助制度の創設が必要と考えるが、見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6 番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、Wi-Fi事業のトラブルについての2点目、学習用タブレット端末利用に関する問題につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、物価高騰に対する支援についてであります。高齢者世帯や子育て世帯、大学生を対象にした支援制度につきましては、令和5年度、令和6年度に国の交付金等を活用し、全ての町民や低所得者の高齢者世帯、子育て世帯に対し給付金の支援を行っております。また、令和7年度におきましても国の交付金を活用し、水道料金及び公共下水道使用料等の基本料金減免を7月から9月までの間において実施する予定であります。物価高騰に対する大学生を対象とした支援につきましては現在検討は行っておりません。

なお、高齢者世帯や子育て世帯のほか、幅広い対象への支援策につきましては、国や県からの十分な支援が必要となりますので、今後も国、県の動向を注視してまいります。

次のWi-Fi事業のトラブルについてであります。1点目の町の道義的責任につきましては、あいづみさとWi-Fiサービスは町が整備した設備を活用して、運営事業者が利用者との契約に基づいて行っていたものであり、町の直接的な責任はないと認識しております。ただし、町所有の設備を利用していること、利用者増加のためにサービス内容の広報を行ったことや初期費用の補助金を創設したことなどから、道義的な責任はあるものと考えております。

なお、町といたしましては、道義的な責任を果たすために、町に相談があった方については利用者の心情に寄り添った対応を行っております。また、新たなインターネット接続サービスを希望する方への相談会を開催するなどの対応を行ったところであります。

次の豪雪被害に対しての補助についてであります。今回創設された令和6年度福島県大雪農業災害特別対策事業補助金については、県と市町村が連携し、豪雪により倒壊した施設の復旧や農産物の再生、さらに必要な種苗等の購入費用についてそれぞれ3分の1を支援するものであります。また、町独自支援といたしまして、施設撤去費の4分の1の上乗せ補助を予定しております。この補助金は、豪雪により被災した農業者の経営継続に向け、必要な生産施設の復旧等に対し支援するもので、水稻育苗ハウスや園芸用ハウス、果樹棚などを対象としており、農産物生産の再開を最優先に支援していくものと考えております。農業機械格納倉庫のハウスについては、県では補助金の交付対象外としており、町でも県と同様の取扱いとしているところであります。今回の豪雪被害を教訓に、農業者の方々に対し、早期の対策を講じてもらうよう周知徹底を図ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6 番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

Wi-Fi事業のトラブルについてであります。2 点目の児童生徒の自宅でのタブレット端末利用につきましては、年度末から年度初めにかけての期間は更新作業のため、タブレット端末の持ち帰りを実施していないことから、あいづみさとWi-Fiトラブルの影響はございません。

なお、現在各学校において、家庭におけるWi-Fi環境の状況を調査しているところですが、Wi-Fiがつかない家庭があった場合には、必要に応じてモバイルルーターの無償貸出しを行う予定であります。今後も児童生徒のICTを活用した学習機会を担保するため、タブレット端末の利用環境整備に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 答弁のほうありがとうございました。再質問させていただきます。

物価高騰に対する支援についての考え方です。大学生を対象とした支援については検討を行っているということですが、県外の大学に行っている大学生、子どもさんたちにやはり地元に戻ってきてほしい、そういう波及効果、別の視点です。支援するということの中に、やっぱり町の中にもう一度大学生活が終わったら戻ってきてほしい、町にはこういうものがあるよというやはり情報なども詰め込んだ上、やはりしっかり町として、子育て世帯もそうですけれども、やっぱり今回下水道の使用料金であったり、水道料金の減免もありますけれども、これは町の中で町民の方々が分かることですが、やはり町外にいる、そういったこれから未来の町を背負っていく子どもさんたちにもやっぱり支援することで町を理解してもらい、町を知ってもらい、もう一度町に戻ってもらい。これは、あくまでも制度の一環としての考え方ですが、そういった別の視点での波及効果もあると思うのですが、その辺のお考えはいかがなのですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

以前に、私もこども教育課のときに大学生向けの物品の、ふるさとの産品の希望者に対しての発送という、そういった事業をやって、さらにそのときに町長のメッセージを同封してということで、ふるさとを思い出すような効果は一定程度あったというふうには理解しております。ただ、今回の物価高騰対策につきましては、まず町としまして広く少しでも多くの方に恩恵が行くような内容ということで、水道料金の減免に対応することとしたものでございます。確かに大学生がふるさとを思い起こすような、思い出すような施策は必要だというふうには思いますので、そういったことにつきましては政策財政課だけではなくて、教育委員会等々と今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 大学生は今回の物価高騰、様々な高騰を受けて、非常にやっぱり学生生活は

大変なものだと思うのです。日々毎月のように商品が上がっていってしまう、食べ物であったり。そういうものをやはり町のほうでもしっかり考えているよという部分を見れば、確かに財政的な部分というのは必要にはなってくるということも当然理解します。やはり今回何も物価高騰対策をやらなかったわけではないです。確かに水道料金の減免であったり、そういったものをやっているということは当然理解するのです。ただし、それだけではやっぱり足りないのではないかなと。これが、こういった物価高騰のとき、大変なときに、やはり地元からの支援、そういった支援というものがあればやはり町に対する思い、町のほうに戻ってきたいという思い、そういったものも、そういった気持ちも、やっぱり人というものは気持ちで動くものだと思うので、そういったものもやっぱり感じてもらえるのではないかなと思うのです。あまりこれは何回も質疑しても仕方ないので、この辺までにしますけれども、最後にやはりこういった物価高騰、様々な社会的に上がっているときに、やはり町外に行っている学生に向けても、今後早い段階で、大変だろうと、そういったところに対しての物価高騰対策の町からの支援が何ができるのだろうかということも考えるのも必要だと思うのですけれども、最後にその辺の見解だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今現在、町独自の支援策としまして、小中学校の入学時、あと中学校の卒業時に現金の給付をしているところでございます。これなかなかほかの自治体で取り組んでいるのはまだ少ないのかなというふうに思っております。ただ、議員がおっしゃられるようなふるさとを思い起こせるような事業につきましては、担当課のほうと協議が必要だというふうに思っております。また、あわせて今後国、県の支援等があれば、またどういうものが効果的なのかということで調査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） 確かに様々な補助をしていることも事実です。子育て世帯に対して非常に手厚い保護はしているのではないかなと私自身も思います。ただ、それだけで果たして人口流出という部分が止まるのか。そういったものもしっかり検証しながらやっぱり考えていかないと、何せ大学生、町外に行っている学生の子たちというのはそこがもう最終的に戻ってくるか、もうそこから外に出るかの2択しかないわけですから、やっぱりそういったところも考えれば、こういった物価高騰とかそういった折にはやっぱりそういう学生支援という施策も必要になると思うので、ぜひ検討のほうをお願いいたします。

それでは、質問事項2点目のWi-Fiのサービスについてであります。こちらについては様々なことで、委員会も通して様々なお伺いをさせていただいていますけれども、これ実際のところ一番やはり利用者の方々が疑問に思うのは、なぜ町のほうが、私たちが行かないと町のほうからWi-Fiが止まったよという連絡が来なかったのだろうと。これは、業者さんとの個人契約ですので、当然業者さ

んが持っている個人情報、それを町のほうで引き出すということはまず無理な話なので、そこはもう十分理解しています。そうすると、どうしても契約者の方々からの感情の部分という部分がなかなか拭き切れなかった。結局やることが何かどうしても後手後手に回ってしまったような感じを受けるのですけれども、その辺の関係性というのですか、町民に対する関係性の部分どうお考えなのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事、金子吉弘君。

○政策財政課参事（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、町からの利用者様への連絡がなかったのはなぜかというふうな点でございますが、まず議員おただしのとおり運営事業者とユーザー、利用者の方の直接契約となっていることが一番の原因でございます。あくまで私どもとしてはその契約の部分に関しましては個人情報になるというふうなところで、なかなか個人に対して町から直接ご連絡をするということが難しかったというのが一番の原因でございます。ただ、事業者からの直接の連絡がやはり受け取れないというふうな利用者の方もいらっしゃるものですから、それは随時ホームページのほうに載せさせていただきまして、事業者からの連絡内容と同じものをホームページのほうに貼りまして、ホームページのほうからも御覧いただけるような状況にはしたというふうなところでございます。いずれにいたしましてもかなり利用者の方々にはご迷惑をおかけしたというのは重々承知しておりますので、その後の電話等の応対についても真摯に対応させていただいているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 町が契約者にできる手だてはそれしかなかったかなと、私自身もそう思います。何せ情報がない中で、どなたが契約しているかも分からない状態の中で手探りの中でやるには、町のホームページ、SNS等なりを活用した上で広報、周知と、それでご理解くださいというのが多分もう限界だったのだと思います、今回の事案に関しては。ただ、当然それに伴って、その後協力事業者等と呼んで説明会を開いて契約していただく。そういった道義的な部分の責任の取り方を行ってきたと思うのですけれども、これ答弁でもいただいているのですけれども、初期費用の補助金を創設したのです、これ一番最初のときは。そうすると、解約された方ももう一度新たなプロバイダーとの契約の中で、初期費用という部分が当然多分出てくると思うのです。確かにもともとは町が今回行ったWi-Fi網の設置であったり、町の設備を活用した上での事業だったことから、こういった補助金があったのかもしれないのですけれども、やはりいきなり契約をぱちんと切られた方々からすれば、最初のときは契約に対しての補助があったよねと、初期投資に対しての補助が幾ばくかあったよねと。だけれども、今回は全くないよねと。これ実際解約されて、違うプロバイダーに乗り換えられた方のお話をちょっと数名伺ったのですけれども、人によっては工事費用が2万円程度かかったという方もいらっしゃいました。そういったところを見ると、全部が全部、初期投資に対する初期費用のお金を

全部出せという話ではなく、やはりそういったところでの道義的な部分、前回は初期費用の一部は出していますから、違うプロバイダーと契約する上でも一部を町のほうでも見ますよというような考え方という部分、責任の部分、そういった部分の取り方というのも一つの考え方かなとも思うのですが、その辺についてお伺いさせてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

新たな契約に伴いまして発生する費用についての補助のおただしでございますが、これにつきましてはやはり町の設備を利用して、町が行っているWi-Fi事業であったために、やはり多くの方にご加入いただきたいという思いの中で補助を実施してまいったところでございます。このサービスの終了に伴います新たな契約に関しましては、やはりここで既に多くのキャリアのほうと契約をなされた方もいらっしゃると思います。今後道義的な責任の果たし方としては、議員のおっしゃる心情も十分理解はできるところなのですが、ただ町といたしましては、やっぱり補助事業の事業執行に当たりましては公正、公平に行わなければいけないというふうなところで、既存のユーザーの方とのやはりそういう公正面を考慮する必要はあろうかなというふうに思っておりますので、これは各自がやっぱり各利用形態に合わせてキャリアのほう、新たなプロバイダーのほうをお探しいただくものでございますので、これについての費用の一部補助等については考えていないというか、できないというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 確かにそういった考え方も非常によく理解もします。

根本的なところなのですけれども、今回プロバイダーさんがやめました、運営事業者さんが。新たな運営事業者さんがいれば、極端な話、今設備というものは全て動いているわけです。やはりそういった受け手、要は新たな運営事業者を早急に探す。それで運営してもらおう。ですけれども、これって一度離れたユーザーをもう一回戻すというのは難しいのです。行ったり来たり、行ったり来たりして、結局また町のほうでこういうことをやりますからと。ですから、今回の失敗って割と簡単なようで、割と大きい失敗なのかなって思うのです。今ただでさえデジタルの恩恵を町民の方々にとって訴えかけていて運営事業者が頓挫するというのは、これ本末転倒の話ですから、それを考えると実は今あるシステム、所管としては運営してくれる事業者もやはり今後も探していくのか。探して行って、町民の人たちに再度こういう事業者がもう一回Wi-Fi網がつながりますよというふうにしてアピールするために運営事業者を探していくのか、それとも運営事業者を探さずにこの設備自体をどういうふうにご利用していく考えなのか、その辺お伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

まず、初めの新たな事業者を探す部分に関しましては、これ実はRFIというふうな方式を取らせ

ていただいて、これは民間からの事業情報の提供依頼でございます。これを一応5月1日から6月4日、本日までなのですが、新たな事業者を探すべく、そういった依頼を全国的にかけているような状況でございます。利用者の方からも既存のサービスがやっぱりそのまま維持されていくことが一番望ましいというふうなご意見は多くいただいておりますので、その意向に沿ったような形で民間事業者からの提案を待っているというふうな状況でございますが、今日はちょっとまだ確認はしておりませんが、昨日までの段階においてはそういった事業者からの今の現行のサービスを維持したままで事業を行うことが可能だというふうな提案については来ていないというふうな状況でございます。

2点目の確かに議員おただしのとおり、こういった形で事業を終了してしまったことに対して、新たな今後の利活用の取組の中でもユーザーの方が戻ってくるかという部分に関しては非常に私も懐疑的に思っているところでございます。既に多くの方が新たなプロバイダーとの契約をなされているというふうな状況も聞いておりますので、恐らくはこの事業が同じサービスを提供するという形でまた募集をかけても、ユーザーの方は戻ってこない、利用者の方は戻ってこないのかなというふうに考えているところでございます。今後の利活用につきましては、個人向けWi-Fiサービスというのができない場合については、やはり町が整備したWi-Fi設備でございますので、これを有効活用しなくてはいけないというふうに思っております。やはりそのやり方といたしましては、公衆Wi-Fiというふうな特性を生かして、やはり多くの町施設において利用できる、または町民の方向けのサービスの仕方とすればやはり防災とか、防犯とか、あとはまたお子様、あとは高齢者の方の見守りサービスとかいったところをしっかりと構築して、なるべく早い時期に運用していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） ちなみに、ちょっとお伺いするのですけれども、今回の設備に関して入替えというのですか、ソフトの入替えであったり、そういったものというのは、通常使用期間というのは何年今の機材のままで入替えせずにずっと使えるものなのか、それとも何年かに1度基盤ないし中身は入替えしなければならないとかという部分のスケジュールみたいなものはあるのですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

Wi-Fi設備の入替えの周期といいますか、耐用年数につきましては、一般的には5年ほどというふうになっております。ただ、実際の運用上5年では機械が傷んだりする例は、あまりに条件が悪ければあり得るのですけれども、一般的には六、七年はもつというふうなところで事業者のほうからは伺っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、例えばもう傷んできたもの、例えばこれから先ローリングの中で傷んできた部分に関しては、そこの設備はもう撤去しながら減らしていくような形なのか、それと

もそのまま維持して入替えしながら、費用、コストをかけてでもやっていく考えなのか。そこら辺って結局入り口の中からして、もともとはこれ運営事業者がいなくなった話なのですけど、ではもぬけの殻になって、家主がいなくなったところにそれをどう利活用するのだというような話になってしまおうと思うのです。そうすると、今参事のほうからもお伺いしたとおり確かに見守りの防犯であったり、それに特化した、またそれに対してもなかなか予算という部分がかかってくると思うのです。それを速やかにという形、どこまで速やかにできるかというのは、これなかなか現実的な部分というのは出てくると思うのですけれども、その間にもやっぱり多分定期的に例えば優先して入れる場所、そういった防犯カメラなのか、そういったシステムを構築する場所。だけれども、それではない場所、逆に壊れていってしまう場所、そういった部分というのはもう撤去しながら、言葉悪いですけども、縮小していくような形で運用していく、今後そういうふうな考え方になっていくのかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） お答えいたします。

今後の運用の方法につきましては、これから実際のところ事業提案等も参考にさせていただきながら実際構築してまいるわけですが、基本的には今Wi-Fiのアンテナ、基地局的には120か所程度ございますが、その中で何がやはり町民の方々の生活の向上につながるのか、さらにどういったサービスが町として提供できるのかというのはやはり全庁的な形で協議していかななくてはならないというふうに思っております。ということで、かなり時間のほうもかかってくるのかなというふうには思っておりますので、あとは限られた財源の中で実施していかなければいけないというふうな、そういう制約もございますので、この辺につきましては協議といたしましては速やかにさせていただくようなことで考えておりますが、実際それがどのように、いつの時点で運用が可能かというのは今後の協議になってまいりますので、その都度、当然これ常任委員会のほうの継続の調査案件というふうになっておりますので、事が進んだ段階において報告させていただきながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 何せ一番被害を受けたのはやはり300件近い契約者の方々だと思いますので、町としては確かにできることはやったのですけれども、その後の利活用も含めながらちょっと考えていかないと、町民の人たちにはもうWi-Fi事業終わりましたよ、では何で今でも設備はそのままではないのかと、運営事業者も呼んでこれないのかというような、契約者の方からすればそういった疑問が今度次から次に多分出てくると思うので、町のほうとしてもやはり方向性のある程度示した上で、もう事業者提案もないから、町としてはもう今ある既存の120か所程度のものに対してこういったふうな形で利活用を進めていくというふうな形を取らないと、なかなかただ単に補助金使っただけではないのかというような批判も受けかねないので、その辺はしっかりと考えていただきながら前

に進めていただければと思います。

では、2点目のほうですけれども、年度末の時期は更新作業ということで持ち帰りはありませんということで、必要に応じてモバイルルーターの無償貸出しを行う予定でありますというお話なのですが、現在モバイルルーター自体は何台程度あるのか。また、これモバイルルーターは非常にエリア狭くなります、確かに電源を上げて。距離、モバイルルーターって、多分ポケットWi-Fiの話だと思うのですが、ポケットWi-Fiってそんなに多く、電波が遠くまで飛ぶというものではないと思うのですが、その辺で対応が利くのかどうか、その辺のお考え伺います。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

モバイルWi-Fiルーターにつきましては、各学校に配置しておりますけれども、全部で114台配備しております。

2番目のやはり家庭内で支障がないかというようなご質問ですけれども、タブレット端末を自宅に持ち帰る際については家庭における通信環境について毎年調査を行っております。これまでも障害があったというような、通信できないというような状況はございましたが、今年度も今月から持ち帰り実施してございますので、各学校において現在調査を、支障がないかと。そういうような調査を受けて、そういうような支障があれば個別に対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今調査してからの話だと思うのですが、これ多分モバイルWi-Fi自体のスピードであったり、そういったもの、タブレットに対してスピードをリアルタイムでやれるのか、速度の問題とかもいろいろあるのでしょうか、確かに114台あります。これ無償で貸し出すにも一定のルール、例えば何かしらのルールがないと、何でもかんでも、では例えばみさとWi-Fi契約していました。今回契約中止になってしまったので、家の中にWi-Fiがありませんとか、そういった例えばみさとWi-Fiを利用していた方で、入れていない方に関してはモバイル貸しますよと、ポケットWi-Fi貸しますよとか、そういう点、枠組み、何でもかんでもではポケットWi-Fi貸し出すというわけにも多分いかないと思うのですが、やはりそういったところの中で貸し出していくということですか。そういう考えでよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 貸出基準というおたまだと思うのですが、特にやはり今回のトラブルだとか、これまでも貸出しを行ってございますけれども、あくまでもやはりそういうような環境がないというご家庭については、それを条件に貸出しをするということでございますので、あくまでも子どもさんの学習環境の整備のために、目的に貸し出すということでございますので、特に厳しい、今回のトラブルに関してとか、そういうような基準というのは特に設けてございません。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、これ今調査しているという段階ですから、今後それも含めた上で家庭環境に応じてタブレット端末の利用環境整備という部分も含めながら見ていくということなのでしょうけれども、これはまだ調査中なので、中身についてはお話何うこともできないので、子どもたちの学習の機会、学習環境を少しでもよくしていただくということがやっぱり大事だと思うので、その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の3点目に移らせていただきます。答弁いただいた中でちょっと気になったところなのですが、今回の豪雪被害を教訓に、早期の対策を講じてもらおうと、農業者の方々と。毎年豪雪が降りますよということを基準に、豪雪になってもいいような対策を毎年してくれということを知周徹底していくということなのですか、この中身的には。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの豪雪対策の内容でございます。内容につきましては、昨年度2月の降雪の際において、ビニールハウスが張りっ放しのハウスがございました。そういった場合につきましては早期に剥がすような形で、骨組みに影響がしないような指導をさせていただいておりますし、降雪があってもビニールが外れないといった場合につきましては、農家の皆様には申し訳ないのですが、ビニールを切るという形で骨組みに負担がかからないような対策をお願いしております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6 番（村松 尚君） そうしますと、それは前々からやっているということですね。分かりました。

県の基準に合わせて当然やっていくということは、多分しかるべき話なのかなと思うのですが、常日頃から基幹産業、基幹産業って、農業は基幹産業であるというお話が出ているわけです。実際隣の会津坂下町さんでは保管のハウスであったり、農機具倉庫として活用していたハウスに対しても一定の補助を出していると。意欲が失われるというのが、やはり今実際ハウスが倒壊して、機械倉庫として使っていた、機械収納ハウスとして使っていたところなんかは機械むき出しです、雨降ると雨ざらしで。そういったところもやっぱり実際歩いてみると、なかなか機械は野ざらしにすればやっぱり傷みますし、しまう場所もないから、多分。ただ、法律上の建前上、確かに建築基準法でいくと、ではどうなのだというところは分かります。それは言われることはもう十分分かるのですが、そこはやっぱり決断と言うとおかしいのですが、それは町としてですけれども、独自の考え方にそういった支援という部分は検討はしていくべきだとは思っているのですが、全くなかなか難しいというお考えなのかご見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの町単独の補助事業として検討していくのかというおたまだと思いますが、今回の補助対象としなかった理由につきまして、県のほうにも私のほうでも伺っておりますし、そういった事案につきましては当然合理的な理由であるというふうに認識しております。

すし、そのため今回町としましては県の要綱に沿った形での交付対象としたいということで町長答弁にもございます。こういったことで、今回の豪雪に対する被害対策については対応していきたいということで考えておりますし、単費、単独事業として考えていくのかという部分につきましては県の要綱に基づくものでやっていきたいということで、単独の部分については考えてございません。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 昨日、二、三日前ですか、農水省さんに、多分JAさんも含めて陳情に行っています。多分ハウス関係の追加で見てくれと。そういった部分鑑みると、では例えば県でオーケーとなった場合は、その場合はもう県の基準に合わせてそのままやっていくというお考えだということですね。県がノーだからノーだ、県がイエスだからイエスでいくという、そこの判断だということですね。それでよろしいですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの国に対するJAさんを中心とした要望事案があったということで、私のほうも把握しております。こちらにつきましては、まだ国、県から情報が今現在一切ない状態ではありますが、要望事項が県のほうでどういった判断をされるか、これからそういった内容を注視しながら、そういったものが情報として流れてきた場合についてはそれぞれ判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 多分これはなかなか難しいと思うのです。というのは多分稲作がもう始まって、多分倒れたハウスとかそういったものはもう解体されて、なくなっていると思うのです。でも、補助対象外だと思ったら、もう多分写真も撮っていない。何も撮っていない。多分補助金出せますよ、この書類出してくださいよってなった場合は、確かに一番最初町としては把握はしていると思います。倒壊件数であったり、そういった部分に関しては多分把握はしていると思うのですけれども、その後必要な例えば申請書類に対して写真が欲しい、これが欲しいっていった場合には、多分もうその頃、仮に100歩譲って、こういった補助金ができますよとなった場合多分無理だと思うのです。やっぱり町のほうでも常に基幹産業と言っている以上は、それに対する、今回の豪雪というのは毎年あるものではないと思うのです。あってもらっても困るのですけれども、特に会津地域周辺が非常にひどかっただけの話なのかもしれないですけれども、そういった地域に関して、県だって全部が全部均等に見ようと思ったら、会津地域だけ多く出せません、それは。何でもかんでもというわけにはいきません。だから、そこの足りない部分をやっぱり町で、自治体で補っていくというものも私は大事だと思うのですけれども、その辺注視しながら、やっぱりそこは検討の余地は私はあると思うのですけれども、その辺課長、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの検討をしていただけないかというようなおたまだと思

いますが、先ほども申し上げたとおり国や県の状況を踏まえながら、新たな部分につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） お尋ねしますけれども、そうしますと今把握している件数の中で、今回の補助要綱に合致するハウスの件数というのはどの程度、全体で町で把握しているもの何割ぐらいが補助対象になるのか、その辺はお分かりでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまおただしの農業用の格納庫の部分でよろしいと思うのですが、現在113棟ございます。全体の265棟から比べますと、約40％程度ということになります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、40％は該当しないということになってしまうのです。これなかなか大きい数字だと思うのです。それを考えると農業に対する意欲、先ほどもお話ししましたけれども、それでいて補助金に対するスピードは決して早いわけではない。早い方はもう早い段階で、補助申請が始まる前からもう建物をやって、JAさんを通さない方なんかはもうばんばん、ばんばんやっていく。そういうスピード感もなかなかない。極端な話、枠組みが決まらないと町としてもやはり見切り発車はできないというところもあると思うのですけれども、やっぱり今回の豪雪のハウスに関してですけれども、やっぱり確かに町としても県に準じてやる。さらに追加で町独自支援として4分の1の上乗せ補助という部分もやっているという部分も理解しますけれども、それだけではなくて、やっぱり県にはない、だけれども町の中で稲作をやっていく上で勇気が出る。そういった生産者の人たちの心に響くようなやっぱり補助という部分も私は必要だと思うのです。最後に、そこら辺の考え方について町長、一言お伺いしてもよろしいですか、今回の補助に対して。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今の課長の答弁に尽きるわけですが、今回の豪雪に関して我が町では2月の補正でも上げています。ほかの町村、自治体を聞いてみますと、そこまでは至っていない、これからというところもあります。そういった中では我が町としては早い判断をさせていただいて、ある程度十分な予算を確保したというふうに考えてございます。その中で、一番最初に県から示された中で、パイプハウスの撤去作業に関してはほかの自治体はやっていません。それを課長から求められたときに、大分前ですけれども、パイプハウスが災害でやられたこと、大幅にかなりやられたことも、その撤去作業を私も手伝わせていただきました。いただきましたときに、大変な作業です。なので、我が町としてはほかでは補助をしない撤去作業に関してはやろうという決断をしてやったということだけのご理解をいただきたい。確かにできるもの全てやれば、それは農業者の方々ありがたいわけですけれども、私も今回の豪雪の中で農業者に話を聞きますと、やっぱり少しでも町で補助してくれる、これは本当に心強いのだと

いうお話を聞いていましたから、そういった中では町としての判断ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時51分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第6号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項1、1点目、町長の2期目の政治姿勢についてであります。町長は、無投票で再選を果たしました。今後4年間の町政運営を先頭に立って実施していくと思いますが、町長は人口減少、少子高齢化が一番の課題としています。魅力があって住みたくなる町を目指すために、多くの課題解決を図る必要があります。出会いから結婚、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者世帯の支援、空き家を有効活用した移住、定住の促進、新たな働く場所の確保、農業の後継者育成や担い手、新規就農者の確保、地域計画策定後の相談体制の強化等いろいろな課題が考えられますが、町長はどこに力を入れていくのか伺います。

2点目であります。3地域の整備計画についてであります。3地域がそれぞれの特色や強みを生かし、既存の地域資源に新たな価値を創造し、再生することで町民が幸せを実感できるまちづくりになると考えますが、その整備事業には多くの予算が投入されます。財政的な観点から考えると計画期間の延長や縮小の考えも選択肢として考えられるが、見解を伺います。

質問事項の3点目であります。観光振興計画の進捗と今後の計画策定についてであります。観光振興計画基本構想は、令和7年度で終了します。この計画は、イベント開催が中心だった観光から住民全体でおもてなしをする着地型観光を実現する計画となっています。

そこで、以下について伺います。（1）、観光地域づくりプラットフォームは創設されたのか。

（2）、着地型観光実現のための各団体との相互連携をどのように図ってきたのか。

（3）、1人当たりの観光消費額と観光入り込み客数の過去5年間の数値は。

（4）、基本構想の将来像、基本理念並びに4つの基本方向がどこまで計画どおりに進んだのか。

（5）、令和8年度からの計画策定において、課題解決を図るための施策はどのように考えているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8 番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の 2 期目の政治姿勢についてであります。最優先すべき課題は人口減少及び少子高齢化への対策であります。人口減少に伴う経済、産業活動の縮小は、雇用の減少や人材の流出など、他の社会課題を一層深刻化させ、さらに地域経済の縮小を招き、負のスパイラルを引き起こします。こうした状況を踏まえ、当面は町内に点在する多くの観光拠点を最大限に活用した観光振興施策の推進と 3 地域それぞれの特色や地域資源を生かしたにぎわいの創出を通じて、加速する人口減少の流れを少しでも緩和していく取組を進めてまいります。また、将来にわたり持続可能な社会の構築が急務である中、次世代へ町をしっかりと引き継ぐために、結婚、子育て施策や移住、定住促進施策、さらには農林業、商工業など産業の施策を含め、あらゆる選択肢の中から最も効果的な施策について皆様と議論を重ねながら、実効性のある人口減少及び少子高齢化対策を進め、魅力ある会津美里町の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次の 3 地域の整備計画についてであります。財政的な観点からの計画期間の延長や縮小につきましては、限りある予算の中で政策方針に基づく重点プロジェクト事業を戦略的に取り組むものとして予算編成を行っております。近年は物価の高騰や人件費の上昇などで事業費が増加しており、計画している整備事業に影響があると考えております。そのため徹底した歳出抑制に取り組み、費用対効果を考慮しながら積極的に見直しや再構築を行うとともに、年度間の財政負担を平準化するため、計画期間を見直すことも必要であると認識しております。

次の観光振興計画の進捗と今後の計画策定についてであります。1 点目の観光地域づくりプラットフォーム創設につきましては、関係機関と協議を進めてまいりましたが、地域の事業者を取りまとめ、地域全体に経済効果を波及させる観光地域づくりプラットフォームの機能を有する組織の創設までは至っておりません。

2 点目の着地型観光実現と各団体との相互連携につきましては、会津本郷焼や農業者、神社仏閣などの関係団体と連携し、本町の魅力を体験できるツアーを観光協会のホームページで公開してきました。今後も受入れ態勢や全体のコーディネートを進め、着地型観光の実現に努めていきたいと考えております。

3 点目の 1 人当たりの観光消費額と観光入り込み客数の過去 5 年間の数値につきましては、観光入り込み客数については年間集計でありますので、ご了承願います。令和 2 年度が 2,400 円と 98 万 2,803 人、令和 3 年度が 2,494 円と 79 万 536 人、令和 4 年度が 2,935 円と 133 万 8,635 人、令和 5 年度が 3,060 円と 144 万 2,509 人、令和 6 年度が 3,738 円と 144 万 7,415 人となっております。

4 点目の基本構想の将来像、基本理念並びに 4 つの基本方向につきましては、いればいるほど元気になれる美しの里という将来像と会津美里町の地域資源を生かし、人が主役となり、地域をつなげる観光地づくりを基本理念として実施してまいりました。4 つの基本方向のうち、心地よく滞在でき、

つい長居してしまう環境を演出するにつきましては、宿泊事業者の減少が進む中で公設の温泉宿泊施設を民営化し、存続できたことは、大きな成果であると考えております。また、他地域とのつながりを生かして相乗効果を生むにつきましても、本町の観光協会が大内宿や昭和村の観光協会と連携した事業を支援するとともに、極上の会津プロジェクトなど広域的な取組においても、他の自治体と連携して取り組んでまいりました。しかしながら、会津美里町ならではの感動とリピーターを呼ぶ観光商品を作るや町内外の人々が連携し、みんなで町の観光を育てるについては計画どおりに進捗していない状況であります。

5点目の課題解決を図るための施策につきましては、観光振興計画の点検評価を行い、進捗しなかった原因、理由などを把握し、解決できる施策を検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、再質問をさせていただきます。

それで、町長はいろいろやりたい事業たくさんあると思います。このほかにも財政が許す限り、本当に町民が幸せになるための事業展開はもっともだと思うのですが、しかしながら財政的にどうかと。これ全てやるには、令和7年度の一般会計の予算見ても、これらの事業をするために財政調整基金の繰入金で7億5,900万円、それから町債については9億8,360万円充当しているのです。また、町長が力を入れたいという新鶴地域のふれあいの森公園整備事業、改修事業としてスポーツ振興の助成金、宝くじですね、通称。これには1億円見込んでいますが、この宝くじ該当になったのか、その辺もまだ私は把握していないわけでありまして。そういった中で私が本当に危惧するのは、このまま毎年こんな状態でいいのかということが心配でなりません。ですから、やっぱり歳入に合った歳出、そういうふうなやっぱり予算の組み方が必要ではないかというふうに考えますが、それで一般財源の伸びはあまり期待できないのです。そのために歳入を増やす施策というのが何だというと、やっぱり2期目に入って、町長の長年政治で培った人脈を生かした、やっぱりそういうふうな力と、今回副町長になった、副町長の長年の行政経験、そういう豊富な力を利用してのやっぱり産業を興して、そしてやっぱり歳入、一般財源を増やすというような手だてが必要でないかと思うのですが、その辺の考え方ひとつお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

確かに今年度の一般財源からの予算編成を見ると、予定よりもかなり多くの予算を拠出することになってしまいました。これは物価高騰だったり、様々な資材の高騰も加味しているわけですが、しかしながらそういった中でも町民の要望というのはだんだん多くなってきたり、私も1期4年務めてみまして、3地域の特色を生かした振興ということも申し上げましたけれども、見えてきた部分があります。会津美里町は1つですから、それぞれの本郷、高田、新鶴、それを言っていくと合併が失

敗したような形になってしまいますので、会津美里町は1つですが、やっぱり3地域の特性というのは、これ生かしていかなければいけない。その中でやりたいこともいっぱい出てきましたが、なかなかそういったものを全てやるとなるとやっぱり財政的な問題が出てきますので、ならばどうするかということになります。今年度から始まった、再選をさせていただきまして、職員ともしっかりと協議をしながら、お金がなければ知恵を出すといいますか、私も1期目の中で県議当時の人脈だったり、様々な経験が大変役に立った部分もありましたので、2期目についてもそういったものを生かしながら、なるべく町の財源を使わないでできるような、またお願いしていけるものであればお願いをしながら、この町のさらなる発展、住みよいまちづくりに向けて、挑戦を続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） さらに精進していただいて、本当に一般財源の歳出少なくなるような努力はしてほしいなというふうに思っております。

それで、隣の会津坂下町は町の幸福度、福島県一なのです。我が町はどうかというと低いのです。それは、やっぱり魅力ある町に、幸福度が1位というのは町の魅力がやっぱりあるのです。それで、そうした中で会津坂下町は、今年度から産業団地、通常工業団地ですね。その整備にもう着手するって言っているのです。私は、議会あるたびに雇用の確保、若者の定着図るにはやっぱり企業誘致だと言っておりますが、一向に進んでいないのが我が町の現状だと思うのです。そうした中で、やっぱり2期目の町長、これだという部分を町民に示す必要があると思うのです。もう少し強い情報発信をその辺をやって、やっぱり同僚議員も言っていますが、ここに定着する。それとか首都圏に行った若者、そして女性も帰ってきて我が町で就労できるような、そういうふうな整備が必要だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） 工業団地ということですが、今は必要に応じては雇用の確保でありますとか人が就職するという場所を確保するというのも必要だと思いますけれども、まずは人材をいかに確保していくのかなと。それを産業人材として扱っていくというような視点が働いているのかなと思っております。なので、それはやらないとかやるとか、多分具体的な話につきましては、今後いろんな調整の中で、いわゆる4総の中で協議していきなりなんなりという形になろうかと思しますので、まずは人に定住していただくそのための職業、インターネットを使って、業務をここで継続するということもありますので、様々な関わりの中で地域振興に向けて取り組んでいくということになろうかと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 付け加えさせていただきますと、星議員からは工業団地の造成について度々質問をいただいています。それは十分把握していますし、私自身もそういったものがあればいいなと

いうふうには思います。ただ、今の現時点で、町でも答弁していますけれども、候補地はやっぱりしっかり考えておかなければいけないと私も思っていますので、それは進めてまいります。ただ、今は、今の現状で造って待つということは、これはいかがなものかと私も思っていますので、その辺は議員のお話もいろいろお聞きしながら、前向きにそういった方向で進んでいきたいという考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） ただいま副町長から第4総で考えていくというような答弁ございましたが、それでは遅いのです。もう着手して、今言った人材育成もしなくてはならないと。当然もうやって、もう完璧なものにして今やっていかななくてはならない時代に、第4総で検討するといったらまだまだ2年も3年も先になって、こういう町だから、私はここに住みたくないとなって、ほかの町村に行ってしまうのです。やっぱりそうでなくて、町の職員は頑張っているのだというふうに、本当にここに住みたいというような、やっぱりそういうふうにしないと、ここで、答弁でも言っていますけれども、そういうふうなにぎわい創出とか、それからそういう雇用の促進と言っていますので、やっぱり早急に庁議というか、本当に戦略会議庁内持っていますので、そういう戦略会議の中で十二分に話し合っ

て職員の優秀な知恵を出して、美里はすごいというふうなアンテナをやっぱり立てて情報発信をしていくのが必要だというふうに思っております。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に参りたいと思います。3地域の整備計画についてであります。答弁では歳出の抑制とか費用対効果、それから見直し、再構築を行って、財政負担の平準化を図るというふうに答弁しております。また、計画期間の見直しということも町長は答弁しておりますが、もう少し具体的に、まだ事業費が出ていないわけなので、その辺はなかなか答弁はできないわけではありますが、やっぱりそういうふうな認識、期間延長とか、そういうのをやっぱり考えていかないと将来の財政負担、本当にますますポイントが高くなります。そして、そういうふうなことでないように、ここで言っていますが、平準化というふうなことも言っていますので、その辺を再度、もう少しかみ砕いて説明をお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

確かに議員おただしのとおり財政的にかなり厳しい状況でございます。それで、3地域の重点事業につきましては、ハード事業も含め、かなり事業費が大きくなる部分もございます。それで、先ほどもお話がありましたように、経営戦略会議の中でそれぞれの事業費の精査といいますか、どのぐらいかかるのだというようなことをその中で確認をしながら進めてまいっているところでございます。今後につきましてもできるだけリアルタイムなといいますか、事業の進捗を正確に把握しながら、将来に負担がかからないように、適時見直しをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、先ほども申し上げましたが、ふれあいの森の公園整備、これも3地

域の重点プロジェクトの中で展開するということではありますが、先ほどの宝くじは該当になったのですか。

○議長（大竹 惣君） 星議員、所管変わりますので、通告外になりますので、質問変えてください。

○8番（星 次君） 所管課。だけれども、私は町長に聞いているので、所管課がどこであろうと関係ないのではないですか。歳入で1億円上げているのです。それが所管課がどこであろうと把握すべきではないのですか、該当になったとかならないとかって。予算化しているのです。私は、そこを聞きたいのです、ふれあいの森。それがないと、もうまたあと持ち出しになってしまいます。ただ、その中で財政調整基金を充当している部分、重点プロジェクトのうちですから。だから、その辺の兼ね合いちょっと分からないので、私質問しているのです。

○議長（大竹 惣君） ちょっと暫時休憩します。

休 憩 （午前11時26分）

再 開 （午前11時27分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

星議員。

○8番（星 次君） 大変失礼しました。担当がふれあいの森は生涯学習課なので、ここの部分で町長だけで、教育長というふうなことがなっていないものですから、この部分については、今の発言については削除したいと思います。

それでは、質問事項の3点目に移りたいと思います。1点目のプラットフォームの創設について、まだ至っていませんというふうなことがございます。私は、せっかくこれ振興計画つくって、こんなすばらしいのつくってあるのに、生かし切れないというふうなことで、創設もなっていないと。努力したのですかって聞きたいのです。本当にこれをかみ砕いて、関係する団体とか課の中で十分にやったのかということを聞きたいので、創設していませんというようなことで、本当にこれでいいのかということなので、その辺のもう少し詳しいことを担当課からお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの課内での情報共有であったり、関係する機関との連携という部分のおたしだと思います。課内におきましては、このプラットフォーム化については協議を進めておりました。当然その中心となるべき団体としまして、観光協会が挙げられるかと思います。そちらのほうともいろんな毎月打合せをしたり、そういう形で情報共有を図りながら、少しでもこの計画に沿った形での組織となるべく協議を進めてきたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 観光協会ばかりでなくて、振興公社も入っているのです。それで、町の行政が積極的でないために、今課長は観光協会と言っていました、観光協会に全て委託というか、委任

していた部分があるので、観光協会としても今までの事業を消化するに手いっぱい、新たな部分というのはできなかったのが現実だと思うのです。ですので、こういう問題をやっぱり教訓として生かして、次のステップにやっていただきたいというふうに考えていますので、これもう見直しますので、これを全てやるというのではなくて、もう少し美里バージョンに合ったような現実性のある部分でやっぱりやるべきだというふうに思っておりますので、その辺再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 1つ目の観光協会ばかりではなくて、全体的な打合せ、連携を図るべきだという点につきましては議員おただしのとおりだと考えております。当然振興公社であったり関係団体、こちらのほうも巻き込んだ上で、観光協会と連携した上でどんなことができるかという検討も当然必要だと考えております。

あと、2つ目の観光振興計画が今年度最終年度ということで、令和8年度から新たな第2次会津美里町観光振興計画を策定することになりますが、こちらにおきましても議員おただしのよう、やはり事業展開につきましては選択と集中という部分が当然必要だと認識しておりますし、そういったターゲットの絞り込みであったり、提供サービスの選択ということも考えてございます。こういった部分につきましては、今後開催する予定でございます協議会において、委員の皆様からお知恵をいただきながら、そういったものを盛り込んで美里バージョンの計画となるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、2番目に移りたいと思いますが、2点目です。この着地型観光と関係団体、これ話合いは恐らくやっていないと思うのです。この答弁書にもありますが、観光協会のホームページで公開していますって、観光協会任せで町のホームページには載っていないのです。町はこういうふうに着地型観光を展開して、町内外から来訪者を増やすのだというような施策が町のホームページに載っていないので、これ町のホームページ見た人は、あれ、何にもやっていないなということで、やっぱりここに来たなくなってしまうのです。こういう関係団体との連携はやったのかやらないのかというのを私は本当に実際のところを聞きたいので、その辺の課長の考え方、本当に何回もやっているのか、定期的に定例会みたいに行っているのか、その辺お願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの関係団体との連絡調整につきましては、定期的に行ってはおりません。必要に応じて行っていたというのが実態でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） やっぱりそうでしょう。この着地型するには、関係団体というのは農業であったり商工業、それから宿泊業、それから飲食業、こういう人たちを全て行政がもう巻き込むというか、行政がやっぱり主導してこういうことをやりましょうって、本当に熱意を持ってこの方々と話合

いをしないとかいう実現はならないのです。今後令和7年度はこういうことをやっぱり行政が先頭に立ってやっていくというような考え方ありますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの関係団体との連絡調整を行政が主導的にやっていくのかということにつきまして、今年度において、試験的ではありますが、農業者の方々を含めまして、昨年度来立ち上げました高田まちなかのプラットフォームの関係者と打合せを行っておりまして、そちらのほうと今回あやめ祭りに合わせた、マルシェというよりは、軽トラ市というような新たな企画を検討してございます。そういった部分について、それをきっかけとしまして町が中心となり、当然プラットフォームもございますので、民間と町が連携した形で協議を進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、次に移りたいと思うのですが、3点目の観光消費額と入り込み数、答弁いただきましたが、令和2年、3年はコロナ禍の影響で恐らくこんなに数字が下がったのではないかと思います。4年度からは通常どおりの、コロナ禍前の数字に戻っているのだなというふうなことで認識はしますが、まだまだ少ないような状態ですので、この辺を、先ほどからやり取りやっている中で、やっぱりもう少し増やしていく手段というか、その辺の課長の考え方ちょっとお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの今現在入り込み、1人当たりの観光消費額については、議員おただしのおりコロナ禍で低下していた数値がコロナ禍、一応終結したということで、令和5年、6年度と伸びてきております。この後新たな展開という部分でのおただしでございましたが、そちらにつきましては今現在の取組を継続するとともに、新たな部分ということで、観光入り込み客の取り込みを通じた着地型観光の推進という部分も含めまして実施してまいりたいというふうを考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） やっぱり行政が本当に本気出してやらないとほかの団体動きません。それで、関係する方々が一生懸命やろうとしているのにも町が動かないと、本当に魅力がなくなってしまうのです。いろいろうちのほうは観光資源いっぱいあります。そういうのとやっぱり抱き合わせて、もう少しみんなで知恵を出して、答弁書に書いてありますが、いればいるほど元気になれる美しの里というふうなことがキャッチフレーズにあるので、これを目標としてやっぱり頑張っていただきたいなというふうに思っております。

それで、ここで4点目に入りますが、4つの基本方向のうちに、心地よく滞在でき、つい長居してしまう環境を演出するということで、これについては前は観光資源に来てはいるのですが、休み場所

がないので、そういう休み場所を造るというふうなことで答弁しているにかかわらず、この答弁によりますと、公の温泉施設を民営化したということは大きな成果ということで、これが心地よく滞在でき、長居してしまう環境ですか。でないでしょう。やっぱり前の答弁にあったように、それぞれの観光施設に長く滞在してもらってお金を落としてもらうというのが基本原則だと思うのですが、その辺再度ひとつ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議員おただしのつい長居をしてしまうような環境づくりという部分でございます。温泉施設につきましては、当然観光施設でもありまして、そちらのほうでゆっくりくつろいでいただくという仕掛けについては当然機能しているものと認識しております。議員おただしのほかにも観光協会、本郷地域のインフォメーションセンターで、今年度から試験的にではございますが、軽食が食べられる、もしくはコーヒーが少し飲めるような休憩スペースを確保しまして、そちらのほうで今現在試験運用をしております。今後そういった取組を通じまして、拡大していけたらというような考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。本郷のインフォにはそういうふうになったということですが、町が進めている会津三十三観音、これは日本遺産になったのですが、美里の三十三観音のところにそういう休む場所がありません。少ないのです。だから、そういうところにやっぱりくつろげる場所というか、そういう休む場所もやっぱりよく現場を調査して、そういう足りない部分は補助してやるというようなこともやっぱり考えていかななくてはならないというふうな、長居するにはそういう方法もあるのではないかなと思います。

それから、観光協会で他地域と大内宿とか昭和村やっているというのは、これは観光協会任せではないのですか。そうでなくて、行政もやっぱり同じ観光資源持っているならば、では広域化しようとか、そういう話を、やっぱりつながりを持って、1町村でできない部分は補ってやりましょうというふうに、そのぐらいの会津美里町がリーダーシップを取ってやっぱりまとめていくというのも私は必要でないかと思うのですが、その点の考え方。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの広域連携のお話でございます。広域連携につきましては、ここに答弁させていただいておりますが、町長答弁にありましたが、極上の会津プロジェクトというような取組がございます。これは、会津が中心となって、広域的に連携を図ってPRをしていくものでございます。こちらについても今現在機能しておるところでございます。さらに、先ほど大内宿や昭和村といった具体的な市町村名、場所を特定させていただいておりますが、そちらのほうとしましては今現在町内の1事業者からも町を通して連携をしないかというようなお話もいただいております。そういった民間事業者さんのご意見もいただき、さらに関係市町村と連携をするというのは町の

使命であるというふうに思っておりますので、そういった声をつなぎながら広域的な関係を深めていきたい。当然そこには観光協会と町が一緒になって活動していくということが必要だと考えております。そんな取組を続けながら、継続しながら、地域間の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしく願いいたします。

それで、私が議員1期目のときに那須町と交流したときに、白河から天栄、こちらは協議会つくっていたのですが、美里は入っていなかったものですから、那須町に私のほうも那須と美里で入れてほしいということで、那須町が事務局だったものですから、そういう那須町と美里、ずっと下郷も含めて協議会つくっているのも、ぜひそういうふうな協議会、やっぱり那須町、関東圏です。そちらから会津のほうに呼び込んで美里に来てもらうというような、やっぱり連携の強化も必要だと思うのですが、最近話が聞けないので、どんなになっているのか、その辺の連携はやっているのか。よろしくお願いします、ちょっとその辺の。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの白河や那須町との連携の話でございます。こちらにつきましては、今現在協議会として機能しております。しかしながら、なかなか補助金が受けられない時期もございました。事業的には縮小方向ではございましたが、最近のいろんな関係者からのお話の中で、那須も含めた形で白河、あと奥会津ということで、会津管内の会津美里町だったり、下郷町だったり、檜枝岐、南会津といったような広域連携の今お話、新たな関係を構築しようというお話がございます。そういったものについて慎重に協議、さらにはそういった活動ができるのか見極めながら、関係市町村と連携を今模索しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 課長から今力強い答弁というかあったので、ぜひ積極的に我が町へ誘客をお願いしたいというふうに思っております。

それから、4つ目のこれについては、町内外の人々が連携し、みんなで町の観光を育てるについては計画どおりに進捗していないというようなことでございますが、なぜこういうふうに計画どおりになっていないのか、問題点はどこにあったのか、ちょっと説明してください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） みんなで町の観光を育てるにつきましては、町内の各事業者さん並びに観光協会、町との連携が必要だと思います。連携協力が必要だと思います。こういった協議がなかなか進まなかったというのが原因かと推測はしております。そういった部分につきましては、今年度、来年度に向けた計画策定において検証してまいりたいというふうに考えておりますし、その検証の中で当然反省点も出てこようかというふうに思っておりますので、そういった部分を洗い出しをし

ながら、新たな計画のほうには盛り込んでまいりたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 5点目に入りたいと思います。今課長が話したとおりいろんな課題、この平成28年2月に策定した5年間の計画の中でいろんな課題が出てきたのです。その課題を今課長が次年度の振興計画の中で盛り込んでいきたいというようなことでございますが、この計画づくりはコンサルタントに委託したのです。だから、もうすごく立派な振興計画になっていて、なかなか美里バージョンにしていくには相当の、これ本当に予算もそうだし、エネルギーもそうだし、本当になかなか、だからなし得なかった部分あるので、これを材料として、これを模範としてというのですか、この部分をかみ砕いて、やっぱり美里に合ったような次期の観光計画をつくる必要があると思うのですが、それはなし得ることできるのですか。その辺の考え方。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今年度において、観光振興計画の策定業務ということで予算を計上してございます。この予算につきましては、15年前に委託したコンサルを想定したものではなくて、小さいコンサルをお願いしながら、職員が計画もつくりながら、一緒につくり上げながらやっていくという想定をしてございます。そういった形で予算を縮減しながら、町の職員も入った形で計画をつくろうと今準備をしているところでございます。なので、当然今回1次の会津美里町の観光振興計画を参考にしながら、これを実際町に合ったような部分を取り込みながら、新たにさらに協議会を開催しますので、そちらのほうの協議会の委員さんからもお知恵をいただきながら、町バージョンに合った形での計画策定にしていきたいというふうな考え方でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そのとおりだと思うのです。やっぱり美里に合ったような、そして職員の英知を結集して、美里の人がそういう理解を示す振興計画にしてもらいたいし、そうすべきだと思うのです。

それで、産業振興課の職員だけでなく、町の庁舎内の課長も抱き込んで、いろんな、観光振興計画どこの課にも波及するので、そういう優秀な各課長の知恵を借りながら、そこに盛り込んでいくというのも必要だと思うのです。そういう部分もぜひやってほしいのですが、そのような考えはどうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 当然計画は、町全体に波及する計画と認識しておりますので、関係する課長、課員の方もいらっしゃいますけれども、そういった方々のお知恵をいただきながらまとめていきたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 以上で質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休 憩 （午前１１時５２分）

再 開 （午後 １時００分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第７号、９番、渋井清隆君。

〔９番（渋井清隆君）登壇〕

○９番（渋井清隆君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

１点のみでございます。１番、制限付一般競争入札の中止について。令和６年度ないし令和７年度現在に至る制限付一般競争入札の中止が度々見受けられる。そこで、令和６年度ないし７年度現在までの入札の中止件数及びその理由と対策について伺います。設計書及び設計金額変更等の有無についても含めてでございます。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） ９番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

制限付一般競争入札の中止についてであります。入札の中止件数及びその理由と対策につきましては、入札の中止件数が令和６年度は建設水道課２件、生涯学習課２件の合わせて４件になります。令和７年度は、５月２６日時点になりますが、こども教育課１件、生涯学習課２件の３件になります。

中止の主な理由といたしましては、適用単価や設計条件の算定誤りなどの設計違算であり、直近で中止した１件を除き、設計の変更等を行い再度公告しております。対策といたしましては、中止した７件のうち３件が４月、２件が５月に公告したものであり、人事異動による体制の変更、業務や設計に慣れる前に発注に追われるなど複数の要因が重なり、設計違算につながったものと考えておりますので、発注時期等の検討や設計違算の内容を庁内で共有し、入札前のチェック体制を強化するなどの対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○９番（渋井清隆君） それでは、再質問させていただきます。

この内容を見ますと教育委員会が多いのです。生涯学習課、こども教育課１件と。そして、公告で見ますと設計誤りの中止の内容なのですが、ここにはこういういろいろ単価とか云々って書いてありますが、設計書の精査が必要と判断したという、中止の理由が具体的にはこういうふうにかかれていなかったのです。だから、私聞きたかったのはそこなのです。抽象的で何も分からないのです。あと、その中には質問でもってやったものと、質問であれば当然公告はしなくてはならない。告知、

回答しなくてはならないと思うのですが、そこら辺からいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） ご質問のほうにお答えさせていただきます。

一応中止した内容については、基本公告をして、業者さんのほうから照会、質問という形で上がって、その内容を精査した中で、これは再度設計書の精査が必要だということで、担当課のほうと協議した中で中止という形にさせていただいている部分でございます。あと、生涯学習課につきましても同様で、公告をした中で質問があり、その質問に対して対応する事務の中で誤りが見つかったということで、精査が必要だということで中止に至ったということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 内容的には簡単に申し上げるのは、それは入札を発注する側であって、片方、受ける側は、これはかなりそういうふうになると設計金額だって変わってもくるわけです、相対的に。それで、問題は、これ委託で出しているのです、皆委託。だから、そこら辺は入札の案内を公告する前に、当然全部見てからやるべきなはずですよ。それが度々本当に最近はこのように多いのです、現に。だから、どうなのですかというのがまず疑問に思われる。当然信用性がなくなってしまう、こんなことばかりやっていると。何があるのだから。結局これ中止した内容を、業者から来たのは公告するわけで、分かります。当然その中で分かっているものもあって中止した分も、自分たちのだけで分かって中止したのもあると思うのですが、それはなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 基本的には質問があって、その内容を精査してという形であったと記憶しております。こちらのほうで公告してから、内容が違っていたという形ではなかったと記憶しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうだとすると、この設計単価の変更だ云々これありますけれども、これでもって入札の金額の変更はなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 入札の金額というか、設計額の変更はやはり発生しております。改めて公告をしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、やはり金額が増えるとなってくるといろいろ問題があると思うのです。指定の入札に至った公告のときに評点数がありますよね、何百点以上。これ例えばその金額が何百点以上のところにあって、入札が年度を切り替えた年には650点、片方のときは700点となったりすると、同じ年度の中でも年と年度は違いますが、そうなってくると当初の規定の入った人でやらなくてはおかしくなるわけです。分かる、言っているの。650点なのが、3月31日まではそれでつ

ながなくてはならない、入札。だけれども、今年は700点ですよっていったら700点持っていけないのです。そうでしょう、年度でもって発注するのだから。あくまでも、ちょっとずれるっておかしいが、基本的には指名選考委員会でやるときには経営審査事項というのがあるでしょう。これから持ってきているのでしょうか、これは。だから、それを基本とすると2年に1回になる。そうでしょう。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 指名参加の登録は2年に1回でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、年度をまたがるとかまたがないのも2年に1回は動かさないとというのが基本なのです、評価点数というのは。でも、会津美里町の場合は見てみると毎年動いているのだ、2年に1回でなく。出してもらった。そうでしょう、恐らく。それは、あくまでもここという道路改良ばかりでなく解体。これ恐らく生涯学習のほうではほとんど解体です、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） はい。議員言われるとおり解体でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 解体にばかりこういうふうになってくると自体がちょっと疑問を受けるのです。何でこのように、解体というのは新たにやるのではなく、そもそもあったものを壊して更地にするということ。そうでしょう。それで、なおかつ生涯学習とこども教育課、これ教育委員会に物すごく固まっているのです。この理由は何でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 教育委員会に固まっているというのは意図的というわけではなく、偶然という部分なのですけれども、まず解体に関しましては、建築という分野の部分でこちらは捉えております。町として建築の資格を持った職員等がおりませんので、設計等も業者のほうに委託をしているところでございます。まず、解体をする。例えば6年度に設計をして、7年度に発注をするという形で町のほうでは対応しておりますが、その中で6年度設計したものを7年度発注する際には単価の改正を踏まえた見直しをしなければいけないということで、その部分で専門的な知識等もないということで、漏れが出てしまったということではないかというふうに判断しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 業務や設計に慣れる前に発注に迫られるなどという、こういう答弁だったのです。慣れる前とか慣れないとかではなく、きちんと精査をした上で出すのが当然であって、当たり前であって、これは理由にならないでしょう、こんなのは。だって、これは今言うように建築とか何かでどうのこうのって言いましたが、その前に資格者がいるとかでないでしょう、発注者なのだから。それなりにやはり精査はしなくてはならないわけです、入札かけるには。今言うように、先ほども言

いましたが、何百点とかなんとかある場合制限付一般競争にするとか、指名するとかなんとかというのが町がつくった指針に従ってやっているのでしょうか。そのときに指名選考委員会である委員長がそこで審査をするわけですから。それで、発注側はそうです。発注者、受けたほうはそれなりにそういう人たちが、ちゃんと専門業者がいるわけなのです。だから、それよりもレベルを高くしなくてはならないと思う、発注するとしたら。だから、慣れる前とかなない。これ慣れる前っていつまで慣れるのですか、これ。入札するまで。これからどんどん、どんどん入札していくのです。1・四半期から4・四半期まで、これからだんだん、だんだんやるのでしょうか、これ四半期に分けて。毎回毎回これやっては中止、これやっては中止。それで、なおかつこんな、一番これは、俺は設計がどうのこうのというより、雪寒地域が補正するとか何かの時期ではないのです、これ。なぜならば新しいものを造るわけではない。壊すだけです。補正係数はないでしょう、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ありません。そこまでちょっと把握できていません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） こっちばかり聞いてもしようがないから、やっぱり発注するほうだから、教育委員会ですよね。教育委員会どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えします。

雪寒地域の4月、5月公告ということになっていますので、雪寒補正等はございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これないのです。ないのに、こういうふうになるということは、設計の段階がおかしいのかということになってくることもあり得る、設計者が。だって、これ先ほど言ったのですが、会議あって、単価の変更はなかったと言っているものもあれば、設計内容は変更しないで、中止はしたけれども、まだそのままでいったというのもあるのです、これ中見てみると。片方はこういうふうにあるのもあると。だから、中止の内容がばらばらなの、見てみると。だから、不思議だったのです。最近これ、本当ここ何年のうちにおかしいのだ。今まで私も役場もいたし、議会でもこれ3期目やっていますが、こんないっぱいあるというのは、特に教育委員会が固まってあるという。それも解体だと、工種名が。これ誰しもが不思議がると思います。

それで、解体というのは、今まで言うように新築とか何かとか建築のあれだと言うから、技術能力は要らないのです、壊すだけです。そうすると、壊すだけなのに、強いて言えば要るなというのはマニフェスト。既存の設計書を見ながら今度壊すための発注をつくるわけですから、そのときにアスペクトを使っていたとか、そういうときのマニフェストからしかないので。なのに、中止が多いというのが、教育委員会に多いというのが不思議なの。そこら辺までちゃんと既存の設計書を持ってやるのだから、だからもともとがあったやつを壊すだけなのです。変更設計にならなかったやつは、

その設計書を持っていないときにはその当時のやったところの設計屋から頂いて、それを参考として解体の設計を組むのでしょうか。新たなときにはいろいろ建築物価とか何か、今言ったように単価の変更とか、それはあると思います。だけれども、これ壊すだけなのです。壊すのに、このようにほとんどが皆解体です。給食センターとか生涯あれとか、全部これなの。不思議に思わないですか。副町長、委員長として不思議に思いませんか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） ご質問によりまして、今回このような件数があったということで、不思議にも思わないということではなく、これだけあってしまったということに非常に残念だなという思いがございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） なかなか言いづらい言葉です、本音出すのは。町長だって同じ考えだと思います、これ。このようにあれば、町長、いかがでしょうか、これ。いっぱいあり過ぎる。どう思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

たまたまというのは、これは言葉的にどうなのかという思いはありますけれども、そういうことが重なってしまったという事実があったわけですから、これは適正な入札を執行するために、致し方ないことだったというふうに考えます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 町長、これ致し方なかったと言うのだけれども、最初からそういうことをやらなくて、やって、どうしてもなったというのだったらこれ分かります、1件、2件。毎年毎年、今言ったように。これそのほかに、ちょっとちゃちゃっと私見たときには、中止やって、中止やったときには単価の変更というのもあったかもしれない今記憶もあるのですが、それと設計書の精査が必要となった場合、判断したからやったと、こうなっているのです。なおかつ中止の中止があると思うのです。中止やった後の中止になった件数のあれがあると思うのですが、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 1度中止をして、再度中止をしたという工事ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○総務課長（平山正孝君） 2件ございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） こういうふうに中止やった後でもう一回やっているのです、これ。精査が必

要だったと。今度は単価があれだった。どういう理由でもって、ころころとやり方を変えれば、品を替え、物を替えてやればいいという問題ではないと思う。中止の中止です。ということは相当なる理由がなくてはできないと思う。いかがですか、副町長。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） ご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり結果としてこういうふうになってしまいました。その都度確認しながら入札のほうに臨んでいるというふうに思っております。その中で何回も起きてしまうというのは、今後やっぱり是正しなければならないなというふうに反省しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは当然のことなのです。未然に防ぐのが普通であって、問題は、副町長ばかり言うのではなく、担当課なのだ、問題は担当課。分かりますか。担当課がきちんとやっぱり見ないでやってしまった結果がこうだったと。これずっと、恐らくこの後もあると思うのです。これから、これ現在までのこと、この通告やったまでのときだと思う。この後恐らく出るか出ないか分かりません。こんな状態だとまだ出てきているのではないかなと思っています、私現在まで。こういうのをやっぱり副町長、町長になれば、発注側の者としてそれなりにきちんとやっぱり指導するか、または委託契約結んだ業者に設計書なりなんなりは引き渡すわけですから、渡してもらうわけですから、そのときまでに自分たちが納得がいけないとか理解できない部分はやはりそこでもってちゃんと理由なり内容的なことの精査を受けるとか、やはりそれをやった上で入札を出すと。やっぱりここまで必要ではないかと思うのです。いかがですか、副町長、そこら辺。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） 町長答弁にありますとおり、やはり入札前のチェック体制を強化する。その一つの手法として、今議員おっしゃられた再度委託業者でありますとか、そういった部分で精査をしていくという部分も取り入れながら再発防止に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今までこうやっていろいろやっているから、それは今後の対応策として述べているだけであって、本来であればそれになる前のことなのだ、ここへ至るまでの。だけれども、なってしまったから、今後はこうする。それは、やらなかったら当たり前ではないのです。やるのは当然であって、だけれども本来はやるものではないということだ。ましてやそれなりのかなりの入札の金額ですから、それならばある一定のこういうことになったら一般的制限入札はやめるとか。ここ一般的制限入札かけているから、結局町内に本店があるもの、これがあるものってなっているのでしょうか。建設業法で言うならば、何も評価点数以上であって、建設業法にのっとっていけば。全部入れないのだ。そういう見直しだって必要になってくるのではないの。業者から言われると、何だろうなど。でも、制限つきとか指名競争というのは、ここに、町にやはり貢献度があるから、いろいろ町に尽く

してもらっていると。そこに従業員もいる、税金も払っているということで、そこをもって、あと地域貢献とか、そういうのを加味した上でやっているわけですから、それらの条件をつけて付してやっているのですから、特にやっぱりこういうところは注意しなくては。そうでないと大きな業者、入っていない業者から、ならばぶち込めてやったらどうですかというようなものにもならざるを得ないので。やっぱり不思議がられることは、疑問みたいなもの持たれるというのは、やはり行政ですから、ましてや行政は二元代表制で我々チェック機能持っているわけですから、ここ我々は言っているのは当然の言葉なのです。と思いません、課長。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 確かに議員おただしのとおりだと思います。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、入札の方法を変えとか、変えろというのは私たちは言えません。それは、執行部である、町長である、指名選考委員会で決めることですから、そこをやはりちゃんとしっかりと見ながら、工種の種別に従って入札の発注をきちんとやるべきです。特に教育委員会に私言いたい。教育長さん、よく聞いていてください。これは、教育長さん管轄のほうにいっぱいあるのです、ご存じのように。やはりそこらに専門家がいなくて、いるとか、これはそういう問題ではないと思うのです、基本的に。そこら辺はどう思っているかお聞かせ願いたい。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） このたびこのような案件が多数発生したことについては大変遺憾でありますし、職員としても、今専門性が云々ではないというふうにはおっしゃっていただきましたが、やはり通常業務をこなしながら、教育委員会が庁内でも多数のこういう案件を今抱えておりまして、業務上は大変職員に困難な業務を与えているというふうに私自身は反省しております。ただ、そんな中にありましても、やはり間違いは許されませんので、精査を重ねながら、こういうことが再発しないように努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ教育長、今言葉、通常業務でないって言っていますが、これだって通常業務ではないですか。普通財産と行政財産の区分からすれば、壊さないやつは教育委員会管轄なのです、管轄は。それは通常業務です。初めて壊してから、引き渡したら総務課です。これは、そこまでは教育委員会の管轄には入っているのですから、通常業務なのです。それを通常業務でないという、その言葉はちょっとおかしいのではないですか。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 通常業務の捉え方がちょっと違うというふうに思っておりました。ごめんなさい。そこは今渋井議員との認識がちょっと違うなというふうに思いました。いわゆる工事が非常に今、度重なって多いと。ふだんはそんなにないのに、今教育委員会として所管している工事が非常

に多いと、そういう意味で申し上げたところであります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、教育長、言葉一つ一つで当然ころっと変わるのです、中身は。基本的には今私が言ったように、普通財産と行政財産の区分からすれば通常業務の中に入るのです。維持管理するのがセットなの。そうですね、総務課長。私言っているやつ、普通財産の管理のあれ、所管替えの。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 確かに行政目的を達しなくなったものについては普通財産という形でございます。目的を今達成している部分については行政財産ということになります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、それを終わるまでは管轄です、教育委員会。終わって初めてです、普通財産化は。ですから、維持管理はこっちにあるということです、まだ。そうですね。そういう意味ですよね。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、行政財産については、条例上に設置条例というものを置きます。それが廃止という形でなくなった時点で引渡しという形になりますが、町としましてはその施設の再利用、再活用等を検討して、処分するまでを担当課のほうで行うという形の要綱で定めをつくっておりますので、普通財産に、条例がなくなったとしても、解体終わって更地にして戻す、もしくは建物を再利用するということに至るまでは原課のほうで対応するという形で捉えています。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今総務課長がおっしゃるとおりなのです。だから、通常業務の範囲の範疇にも入るのです。維持管理をしているわけだ。万が一そこで事故起きた場合、これは補償の問題になってきますから。だから、例えば仮に道路だって、そこでなった場合道路管理者は町長なのです。今よく出ています、損害賠償。あれだって、道路のあれは町長がやっているから、あれと同じなのだ。だから、やはりこういう維持管理といいますか、責任の度合いというのはあるわけですから、きちんとそこら辺はやって、万全を期した上でやらないとおかしくなるということになるわけです。したがって、工事に関してもやはり疑問を持たれるような発注というか、それはあってはならないことになると思う。なってしまったことはしょうがないけれども、度々このとおりに何件も出てくるということは、ここに反省がなかったという意味合いになってしまうと思うのです。やはり次の手、こうなったら次はこうならないといけないよな、これだろうなと。それなのにかかわらず中止の中止。これどこまで行ったら、また今度は中止でなく、今度は工期の延長なんて、これはどんどん、どんどん別なところ移っていくのではないのかと。そういうところを心配した。今は雪降っていないからですけども、ここは会津ですから、雪降るのは当たり前だ。だから、そういうふうな、仮になってくるような

状態になっても困るのではないかと。だから、きちんと入札に結局当たっては、やはり町長答弁にも、ここにあります、チェック体制の強化、ここを十二分にやっていかないと本当に業者さんたちの、これ業者さんは質問やる人とやらない人がいるから、長くて分かっている人、解体に精通している人であれば出せますけれども、分かっている人はこんなの出しません、質問なんてほとんど。解体ですから。技術力も何もないのですから。壊せばいいのだから。更地にすると。だから、そういうやつは一番簡単なものなので、問題は更地にして、あと引き渡してそれで終わりなのだから。平らにして砂利敷いて終わりになっている。これで終わりなのに、こういうふうな中止がいっぱいあるということとは、もう少しチェック体制を強化していただきたいなと。そこら辺いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしのようにチェック体制のほう、町長の答弁にもありますように十分内部でのチェック体制も整えるとともに、あと今内部でも市町村支援機構等を活用した設計の再度チェックということもできないか、そういったことも検討しながら、チェック体制の充実に努めたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） その言う支援機構というのはどこでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 昔で言う建設技術センターでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今はないですが、技術センターってありましたね、県庁の前に。そののあれでもってやると。今はそこなくて、ばらついているのだ、これ。だけれども、業種目いろいろこれあるのですけれども、これはCDとか何かそういうのがあって、役場もそういうところから単価表の見直しとか何かやるときにはそこから引っ張ってくる契約していますよね。何かそこら辺との、これは解体というのはそういうあれはないのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 基本的に解体の設計を業者に委託してつくっていただきます。先ほども申しあげましたように、解体をするのが例えば今年であれば、前年度で発注をして設計書をつくっていただきます。実際入札にかける前には単価がやはり年度変わっているものもありますので、システムを使って、単価の入替え等の確認をするという作業は行っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、単価の入替えやったりなのですが、前年度で解体やった。今年度やりますって、大体解体同じです、項目は。どこか抜けていたなというのは一目瞭然で分かるわけです、これ見比べすれば。だから、抜けるというのはほとんどないと思うのだ、そういうシステムを使ったりなんたりすれば。だから、そこら辺を十二分にやはりもう一回目を通して、慌てることはな

いのですから。確かに予算を取ったらば速やかに執行するというのがあれでしょうが、多少1日や2日くらい置いても、そこら辺はちゃんとしてやっていいだろうと。あとは問題は労務災害です、工事になったあれでは。そこら辺の、その注意くらいしかないと思うのです、これチェックなんていうのは。ほとんどが皆解体ですから。そこら辺よく検討していただいて、答弁は要りませんから、これであとは今後見守りたいと思いますので、今後、これ以降の部分。あったときにはまたそのときに聞きますので、今日はこれで終わらせていただきます。質問終わります。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 1時37分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 4 号)

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 4 号

令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 10 時 00 分開議

- 第 1 報告第 8 号 令和 6 年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
 - 第 2 報告第 9 号 令和 6 年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第 3 報告第 10 号 令和 6 年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 第 4 報告第 11 号 令和 6 年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第 5 議案第 41 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 2 号）
 - 第 6 総括質疑
 - 第 7 議案の常任委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	9 番	洪 井 清 隆 君
2 番	小 柴 葉 月 君	10 番	堤 信 也 君
3 番	荒 川 佳 一 君	11 番	鈴 木 繁 明 君
5 番	長 嶺 一 也 君	12 番	横 山 知 世 志 君
6 番	村 松 尚 君	13 番	横 山 義 博 君
7 番	小 島 裕 子 君	15 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	16 番	大 竹 惣 君

○欠席議員（1名）

4 番	山 内 豪 君
-----	---------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会計管理者 兼 出納室長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課 課 長 補 佐	酒 井 新 一 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	小	林	一	成	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第1、報告第8号 令和6年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第8号 令和6年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書1ページ及び2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和6年度補正予算において議決をいただきました会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

議案書2ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、継続費の総額、令和6年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度通次繰越額、その通次繰越額に係る財源内訳でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、町道12009号線用地補償事業でございます。令和6年度継続費予算現額4,639万8,963円に対しまして、支出済額が1,322万4,728円となりました。その残額3,317万4,235円につきまして、翌年度に通次繰越しを行ったものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

○報告第9号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第2、報告第9号 令和6年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第9号 令和6年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和6年度補正予算において議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案書4ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、議決いただきました金額、最終的な翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳であります。

事業名でございますが、公用車管理事業、徴税賦課・徴収事業、農業総務事業、水利施設管理事業、道路維持管理事業、道路新設改良等事業、生涯学習センター施設管理事業、林道災害復旧事業の8事業につきまして、議決いただきました金額4億1,124万9,000円のうち4億863万4,445円を翌年度に繰越したものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号を終了いたします。

○報告第10号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第10号 令和6年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第10号 令和6年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ下段を御覧ください。本件は、林道整備維持管理事業につきまして事故繰越となったことから、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案書6ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、支出負担行為額、支出負担行為額に係る内訳として支出済額と支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳、事故繰越となった説明でございます。

5款農林水産業費、2項林業費、事業名、林道整備維持管理事業において、支出負担行為額2億262万1,100円における支出未済額である1億2,783万1,100円を翌年度に繰越したものであります。

事故繰越した理由につきましては、大滝線支線においては降雨等により地盤が軟弱となり、切土工及び盛土工に時間を要したこと、また水無沢線においては入札不落により不測の日数を要したことから、年度内の事業の完了が困難となったためであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5 番、長嶺一也君。

○5 番（長嶺一也君） 事故繰りということで、今年度中に工事は完了して、支出しなくてはいけないと思うのですが、6 年度末現在の工事の進捗状況、何割というようなことで分かっているかと思うのですが、その進捗状況と、間違いなく今年度中に工事が完了するのかどうか確認したいので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの事故繰越に係る林道工事の進捗率ということでございますが、6 年度末現在で大滝支線につきましては約45%、水無沢線、これ2 工区でございます。こちらにつきましては、伐採のみ完了したということで、10%程度ということで認識しております。

2 問目の年度内に工事が完了するのかというところにつきましては、年度内に完了するよう今現在努めております。

○議長（大竹 惣君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第10号を終了いたします。

○報告第11号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第11号 令和6 年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課課長補佐、酒井新一君。

○建設水道課課長補佐（酒井新一君） それでは、報告第11号 令和6 年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてをご説明いたします。

議案書7 ページ及び8 ページです。併せまして提出案件資料1 ページ下段を御覧ください。本件は、令和6 年度内において事業が完了しなかった水道事業におきまして繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3 項の規定により報告するものでございます。

議案書8 ページを御覧ください。1 款資本的支出、1 項建設改良費、老朽管更新事業配水管布設替

工事設計業務委託につきましては、委託料2,200万円を翌年度に繰越したところでございます。財源の内訳としましては、国庫補助金が717万4,000円、企業債が740万円、損益勘定留保資金が742万6,000円となります。

また、下の表となりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、老朽管更新事業舗装本復旧工事につきましては、工事請負費4,300万円を翌年度に繰り越したところでございます。財源の内訳としましては、企業債が2,150万円、損益勘定留保資金が2,150万円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号を終了いたします。

○議案第41号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第41号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第41号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料4ページから10ページを御覧願います。

なお、今回の補正の概要でございますが、子ども・子育て支援金制度導入及び放課後居場所緊急対策事業の実施等による補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,471万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為でございます。会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館管理委託事業から会津美里町せせらぎ緑地公園管理委託事業につきまして、令和7年度で債務負担行為の設定が終了するため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容

のみご説明いたします。

3 ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金528万9,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金でございまして、子ども・子育て支援金制度導入に伴い513万9,000円を増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金1,121万2,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため増額するものです。

次に、20款諸収入、4 項雑入、2 目雑入320万円の減額につきましては、コミュニティ助成事業助成金でございまして、地区の自主的活動を支援する自治総合センターのコミュニティ助成による事業の不採択により減額するものでございます。

なお、こちらの事業につきましては、令和6 年度中に申請をいたしまして、この3 月に不採択の決定がなされたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費98万円の増額につきましては、11節の手数料でございまして、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴訟の和解条項の不履行により、町営住宅使用料未払い者に対して強制執行をするため、新たに予算措置をするものです。

次に、2 目自治振興費187万2,000円の減額の主なものにつきましては、18節のコミュニティ助成事業助成金でございまして、歳入でもご説明いたしましたが、地区の自主的活動を支援する自治総合センターのコミュニティ助成による事業の不採択により240万円を減額するものでございます。

次に、6 目財産管理費331万4,000円の増額につきましては、10節の修繕料及び13節のテレビ受信料でございまして、複合文化施設の空調設備及び本庁舎駐車場の太陽光発電設備の修繕、またNHKとの放送受信契約を結んでいなかった受信設備があることが判明したことにより受信料の支払いが必要なため、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、7 目企画費480万円の増額につきましては、18節の住宅取得支援事業補助金でございまして、新たに5 件の申込みが見込まれるため増額するものでございます。

なお、こちらの住宅取得支援事業補助金につきましては、新築、中古問わず、基本的に1 件70万円、さらに様々な条件が満たされれば10万ずつ、満額100万円の助成があるものでございます。

次に、9 目電算管理費480万円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、子ども・子育て支援金制度導入に伴う業務システムの改修により増額するものでございます。

5 ページを御覧ください。3 款民生費、2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費115万5,000円の増額につきましては、放課後居場所緊急対策事業を実施するため、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

9 番、渋井清隆君。

○9 番（渋井清隆君） 歳入歳出に入る前に、鏡の第2条の債務負担行為なのですが、債務負担行為、これ今回新たに定めるものでございます。それで、当初予算に第2条については地方債が上がっているのです。第2表の地方債。今回は第2表の債務負担行為なのです。しかしながら、私が言いたいのは、地方自治法の14条ですか、そこに予算の調製の様式は別記のとおりとすると、こういうふうにも明記されているのだ。別記のとおりということで予算の様式があります、第14条関係。そこには、第1条には歳入歳出の予算のことが書いてあります。第2条には継続費、第3条には繰越明許費、第4条は債務負担行為、第5条に地方債、第6条に一時借入金、第7条に歳出予算の流用ということで、これ明記されているのです。しかしながら、私のほうでは、当初予算のときは継続費、繰越明許費、債務負担行為がなかったもので、第5条を第2条として地方債繰り上げています。今回は改めるわけですから、この様式の第1条の次に債務負担行為が入ると思うのです、挿入で。そうすると、これ繰下げしなくては、第2条が2つあるのです、地方債と債務負担行為、表も。これについていかがなものでしょうか。お答え願います。私の言っているの分かりますか。第2条が2つできてくるのです、当初から見ると、表も。ですから、第1条の次に第2条を入れて、以下繰り下げるのでしょうか、これ。そうでないと2つできます、今後ずっと皆。この後繰越しが出たり、事故繰越が出たり、明許費が出たりすると。表まで変わってきます。もう既にこれ表変わっているのです。第2表は、先ほど言いましたように当初予算は地方債です。今回また第2条に今度は債務負担行為でもって、第2表、債務負担行為と。2つできます、これ。条文の挿入したら繰り下げるのでしょうか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時22分）

再 開 （午前10時26分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

政策財政課長より説明があります。

○政策財政課長（渡部雄二君） 申し訳ございません。ただいま根拠を確認しておりますので、大変申し訳ございませんが、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） ここで11時まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時26分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

それでは、答弁を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 長く時間を取らせていただきまして、大変申し訳ございませんでした。

予算の調製の様式のおただしでございます。当初予算の様式におきましては、地方自治法施行規則の第14条におきまして、第1条が歳入歳出予算、第2条が継続費というように決まっているところがございます。ただ、補正予算につきましてはこういった様式の定めがなく、地方財務実務提要によりますと、欠番の条、または欠番の表が生じないように予算を調製すべきであり、補正すべき項目の当初予算の条、または表の番号表示とは全く関係なく、その補正予算の独自の第1条、第1表から調製すべきものとされておりまして、本町といたしましてはこれまでもこのような形で、当初予算と連動することなく、その補正予算で完結するような予算の調製をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 様式は、そうすると全然無視ということになるわけですか。そして、この様式も、見出しのあれなのですけれども、第14条の様式は何年度、団体名の一般会計の補正予算と、これもここなっている。ここは「の」「の」というのが全部なくて、2号へこれ持っていつているわけです。全然様式無視で、条文は関係なく欠番という。それは、今までは繰り上げていたわけですが、なかったものを。でも、こういうふうになると債務負担行為と地方債2つ出てくるわけだ、第2条が。どっちを今後やればいいのか、そうすると。当初ではもう地方債で第2条を取っているのです。今度は債務負担行為。だから、条文というのは2つ使うわけいかないでしょうというの、同じ名前を。だから、当然第1条を置いて、そのところに第2条とするなら繰り入れるわけですから、以下第2条から繰り下げるのでしょうかというの。それで初めてこの債務負担行為の補正という文言が出てくるのではないですかという。このときに、結局言うのは、ここにも書いてありますが、歳入歳出予算の補正と。ここには歳入歳出の補正の予算ではない。負担行為となっている。だから、これは改正後のその次の第1条を加えるというときにこの文言が出てくるのではないですか。いわゆる債務負担行為の補正としておいて、第2条として令和7年度会津美里町の一般会計補正予算のこれ出てきて、以下第4条という。第4条を第5条とし、一番末尾を削っておいて、下げておいて、第2条から予算第3条まで第1条ずつ繰り下げ、第1条の次の第1条を加えるというときに債務負担行為という、これが出てくるのではないですか。ちょっと解釈、それ県のほうに聞いたのですか、県。それ確認したほうがいいと思います。今後ずるずる、ずるずる、今度はここに、さっきも言いましたが、これから継続費が出たり、明許繰越ししたり、これあたりが出てきたらまた第2条、また第2条と、こうなってきます、これ。どんどん、どんどん第2条ばかり皆増えます。順番は狂わせられないのだから。それ書いてあるやつとその解釈、ちょっと県に聞いたほうがいいと思います、これ。もう第2条ばかりどんどん、どんどん出てきます、これ皆。だって、既定のあれになっていけば、全部ここへ早まってくるの

ですから。繰下げもしないで、そこへどんどん第2条、第2条、継続費、どんどん、どんどん第2条ばかり出てくる。3つも4つも出てきたら、第2条どうなっていく。内容が違うというのはおかしいと思う。それ県のほうにもう一回、自分の見たやつでなく、県のほうに確認してみたらいかがでしょうか。終わり。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 再度のおたかしでございます。議員おたかしのとおり県のほうにも再度確認はしたいとは思いますが、私どものほうとしましては、先ほどもご説明しましたとおり地方財務実務提要にありますとおり、補正予算の場合は当初予算の番号表示等々関係なく、その都度繰上げ等々をして予算を調製することとなっておりますので、これまでそういうふうにしてきたところでございますが、なお県のほうにも照会はしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 言っているのは当初のことを言っているのだけれども、補正もそうだといいことですか。当初予算はないものは繰り上げて、番号に関係なくやってもいいです、当初予算は。だけれども、今回新たに入るわけですから、順番には最後にはつけられないわけです。そこに入るわけです。だけれども、既決しているのが地方債なのです、第2条は。私そこを言っているのです。それでいいのならいいのです。今後ずっと来ますよ、それ。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 先ほどもお答えしたところでございますが、あくまで補正予算と当初予算は別物というふうに捉えてございまして、当初予算は先ほどもお話ししましたとおりその様式が決まっておりますが、補正予算はあくまで、今回であれば2号補正の中で該当してくるものを順次予算調製しているものでございまして、地方財務実務提要の説明に合った内容というふうに理解しております。ただ、念のため様々なところで確認をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 予算書5ページ、5款農林水産業費、1項の農業費、1目農業委員会費なのですが、その中の12節の委託料、農地台帳システム管理業務委託料ですが、これいつ業務委託を発注したのかということと増額分の委託内容についてお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長、鵜川晃君。

○農業委員会事務局長（鵜川 晃君） ただいまのおたかしでございます。梁田地区の基盤整備によりまして、換地処分が3月以降で確定するという通知がございました。この関係で、今回補正予算を議決いただきましたらば、速やかに業務委託を追加で発注をしたいと、変更して発注するという意味でございしますが、変更して発注したいと考えております。その業務内容につきましては、換地処分と

いうことで、新たな地番が付番されました。付番されましたので、この番号を農地台帳に取り込む必要がございますので、面積なり、地目なり、そういったデータを入れるようなシステムを入れまして、そちらのほうのデータを入れる作業になります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） これ当初予算に梁田地区が換地処分ということで、それは想定はできなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） ただいまの当初予算で間に合わなかったのかというおただしでございますが、当初予算の段階では換地処分がいつになるか情報がございましたので、今になってしまったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 結構です。

○議長（大竹 惣君） 2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 2点あります。予算書4ページの総務費、総務管理費の6目の財産管理費の10節の修繕料です。2点目が5ページの民生費、児童福祉費の4目児童福祉施設費の12節委託料、放課後居場所緊急対策委託料についてです。

まず、1点目の4ページのほうからですが、太陽光発電施設が除雪で破損したって書いてあるのですけれども、具体的にはどういう状況だったのか、ちょっと教えてほしいです。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 修繕費の件ですが、太陽光発電設備、役場庁舎前に太陽光パネルが設置されております。そこのところに集電箱というものがちょっとぶら下がっています。2月の大雪のときに役場庁舎前除雪していただいたのですが、その物が見えなくなっていて、除雪でその部分に触ってしまって、今ちょっとぶら下がっているような感じになっている状況であります。そちらのほうを修繕する必要があるということで、そのままにしておく断線の可能性もあるということで、そちらのほうをきちんと修繕して機能させるということで修繕するものでございます。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 私ちょっとその設備を見たことがなかったので、ちょっとどんなものかイメージがつかないのですけれども、雪が多分どれくらい積もったらそれが埋もれるということは、多分今回それが分かったということですよ。ある程度降ったらこれ埋もれてしまうよねということですよ。今まではそれは埋もれなかった高さで積雪していたけれども、今回の大雪で埋もれてしまって、それが見えなくて除雪してしまったという話なのか。もしそうなのであれば、多分今後もしこれだけ、今年ぐらい降ったときに、毎回それやられてしまうのではないのかなと思って、例えば棒が立つとか、

柵があるとかだったら別に大丈夫だと思うのですが、ちょっとその辺だけお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 今回の2月の大雪で、押す場所がなくなってしまったというのが実際のところですよ。周辺に全部、役場前の駐車場。駐車場の前に、ソーラーパネルはちょっと分かりづらいですか。骨組みしか見えないような状態になってありますけれども、通常ですと西側とかのほうに寄せて、駐車場の雪を排雪するのですが、今回もう押す場所がないということで全体的に寄せています。その影響で、雪を押した影響でその部分に触ってしまったということで、今までですとそういった押す場所はもう十分余裕がありますので、そこは避けてということだったのですが、今回の2月の大雪の影響でこういった事象が発生したということでもありますので、今後またそういった大雪が万が一あればそういう可能性は出てきますけれども、今後十分対応なんか検討しながらしていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。多分また降ったときに同じことになるのではないのかなと私は思ったので、検討して対策するという方向性なのであれば大丈夫だと思います。

次に、5ページのほうなのですが、放課後児童クラブの緊急対策というところで、具体的な内容と、あといつからなのか。夏休み等って書いてあるのですが、何休みを何回想定しているのか、あとは委託先についても教えてください。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

放課後居場所緊急対策事業についてなのですが、このまず対象者としまして今現在児童クラブの待機児童を対象としております。期間については学校の長期休業期間、夏休み、冬休み、春休みを想定しております。場所については宮川生涯学習センターを予定しておりまして、実際朝の7時半から午後6時半までを実施したいと考えております。ただ、児童クラブと違いまして、児童の入退館の把握、または見守りということが主な内容になっておりまして、子どもの居場所を提供するという内容になっております。委託先については、シルバー人材センターのほうに委託したいと考えておるところでございます。

以上です。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長より答弁の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） ただいまの梁田のシステムの発注関係についてであります。

大変申し訳ありませんが、単独新規発注ということで、変更で追加ではなく、単独発注ということで訂正をお願いします。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第41号を終了いたします。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 会津美里町税条例の一部を改正する条例、議案第38号 会津美里町児童館条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号 会津美里町下水道条例等の一部を改正する条例、議案第40号 会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前１１時１９分）

定 例 会 6 月 会 議

(第 5 号)

令和 7 年会津美里町議会定例会 6 月会議

議事日程 第 5 号

令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 10 時 00 分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第 37 号 会津美里町税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 38 号 会津美里町児童館条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 39 号 会津美里町下水道条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 40 号 会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 41 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議員派遣の件について
- 第 8 陳情第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 第 9 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 第 10 陳情第 4 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情
- 第 11 陳情第 5 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情
- 第 12 陳情第 6 号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について
- 第 13 陳情第 7 号 「消費税 5 % への減税を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

第 13 まで同じ

- 追加日程第 1 議案第 42 号 旧会津高田学校給食センター解体工事請負契約について
- 追加日程第 2 議案第 43 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 3 同意第 2 号 会津美里町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 4 発議第 2 号 会津美里町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 発議第 3 号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第 6 発議第 4 号 会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

- 追加日程第 7 発議第 5 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 追加日程第 8 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 追加日程第 9 発議第 7 号 インボイス制度廃止を求める意見書
- 追加日程第 10 発議第 8 号 消費税 5 % への減税を求める意見書

○出席議員（１４名）

１番	櫻井幹夫君	９番	洪井清隆君
２番	小柴葉月君	１０番	堤信也君
３番	荒川佳一君	１１番	鈴木繁明君
５番	長嶺一也君	１２番	横山知世志君
６番	村松尚君	１３番	横山義博君
７番	小島裕子君	１５番	根本謙一君
８番	星次君	１６番	大竹惣君

○欠席議員（１名）

４番	山内豪君
----	------

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	鈴木木國人君
総務課課長補佐	高橋力也君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子弘君
会計管理者 兼出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	大竹淳志君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課 主幹	福田富美代君
産業振興課長	鵜川晃君
建設水道課長	加藤藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	猪俣利幸君
生涯学習課長	小林隆浩君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜川晃君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
------	-------

事務局長
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、村松尚君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（村松 尚君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（村松 尚君） それでは、総務厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

令和7年6月10日午前10時より、本庁舎議場にて委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、議案2件、陳情5件であります。なお、今回の付託案件について、論点がなかったことを報告いたします。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第37号は、委員より、施行期日が令和8年1月1日からの施行と令和8年4月1日からの施行と2つに分かれている理由はとの問いに、当局より、いわゆる学生年代に対する所得控除の拡大の見直しがあったことから、そちらの期日は1月1日から施行するというものであり、次年度の所得に速やかに反映するために前倒しで施行するものでありますとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号は、委員より、5年から5年以内に変更するに当たり、現在どのような課題があるのか。指定管理事業者からの要望や保護者などからの意見等もあつての課題なのかとの問いに、当局より、課題として以前から発生している待機児童問題、これは支援員不足がある。また、支援員の資質向上のための適正な講習受講で人材育成を図る必要があるが、現状限られた人材の中で様々な勤務形態にて雇用が行われていることから、十分な人材育成は図られていない。さらに、高田児童館、高田児童クラブ館などは設置年数が異なり、それぞれに指定管理委託を行っており、高田小学校を使用した児童クラブ運営は業務委託であったりすることから、しっかり整理をし、効率よく運営できるようにしたい。運営事業者からも事務の煩雑化との声もあり、保護者とのコミュニケーションが図れていないとの声もある現状を踏まえつつ、これまでは5年間としてきたが、今回の補正予算の中で指定管理については3年と設定させていただいた。その間に適正な児童クラブ運営を検討していきたいとの答弁がありました。また、委員より、5年から5年以内とした理由については、多くの事業者が手を挙げやすい環境にすることなどは考えていないのかとの問いに、当局より、令和8年度からは積極的に民間事業者の方を活用していきたいと考えており、この1年で複数の課題が見えたことからできるだけ早く効率的な運営につながるようにしたいとの答弁がありました。次に、委員より、5年を5年以内

に改めるとのことだが、５年以内には５年も含まれる。課題解決や整理を行うのであれば、期間を延ばすほうがよいのではないかと。明確な改正理由は何かとの問いに、当局より、５年以内とした理由は、現在様々な課題に対する業務の見直しや整理をするため、令和８年度からの指定管理は３年で公募をかけたいと考えていることが大きな理由である。ただし、効率的運営につながるようであれば、これまでどおり５年の指定としていきたいとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論はなく、採決の結果、賛成全員にて本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第３号は、委員より、陳情者は物価高騰対策や社会保障の充実などにおける地方財政の充実に対する意見書であり、賛同するとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論はなく、採決の結果、賛成全員にて採択すべきものと決しました。

陳情第４号は、委員より、当町に関係しているかということが判断できかねるとの意見がありました。次に、委員より、今、国のほうにおいても審議がされていることから判断が難しいとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論に入り、委員より、陳情書については判断ができかねることから反対するとの発言がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成なしで不採択にすべきものと決しました。

陳情第５号は、委員より、陳情内容について当町に関係しているか判断できかねるとの意見がありました。次に、委員より、現在国会で審議されている事柄であり、会津美里町としては判断できる内容にないことから反対であるとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論はなく、採決の結果、賛成なしにて不採択すべきものと決しました。

陳情第６号は、委員より、この制度が導入され、１年８か月ほどがたったが、小規模事業者や個人事業者はこの制度により減収や税負担が重荷となっており、事務も煩雑となっているとの声も多くある。経済効果を考えるならばこの制度は廃止との考えから、賛成の意を表すとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論はなく、採決の結果、賛成多数にて採択すべきものと決しました。

陳情第７号は、委員より、現在国会でも現在議論されている。国民が生活する上において、物価高騰の点からも消費税５％には賛成であるとの意見がありました。ほかに意見はなく、討論はなく、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で総務厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（櫻井幹夫君）登壇〕

○産業教育常任委員長（櫻井幹夫君） おはようございます。産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

令和7年6月10日、午前10時より、常任委員会室において、委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催しました。本委員会に付託されました案件は、議案2件、陳情1件の計3件です。なお、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審議の結果についてはお手元に配付されているとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第39号は、委員より、技術的助言の背景はとの問いに、当局より、令和6年能登半島地震の際、工事の需要に対して宅内配管工事を担う地元事業者の数が少なく、事業者の確保が困難な状況となったことが背景にあり、災害、その他の非常の場合においては市町村が他の市町村の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは工事を行うことができることとするものですとの答弁がありました。また、委員より、他市町村というのは県外でもよいということかとの問いに、当局より、県外でも可能ですとの答弁がありました。さらに、委員より、工事指定業者の要件は全国的にほぼ同じなのかとの問いに、当局より、国家資格等を有する者など全国ほぼ同じであると捉えていますとの答弁がありました。その他若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号は、委員より、基準緩和の必要性とその背景はとの問いに、当局より、どの自治体においても技術者が集まらず、人員不足が深刻な状況にあります。これまで簡易水道事業は、上水道事業で必要な経験年数の半分の経験年数が資格要件となっていました。今回の改正で給水人口が5万人以下の水道事業も簡易水道事業の場合と同じく経験年数が半分でよくなったというものですとの答弁がありました。また、委員より、従来の実務経験10年以上を5年以上に緩和するわけだが、技術的に十分と言えるのかとの問いに、当局より、小規模事業者の場合、大規模事業者より水道全般に関する経験を短い期間で積むことができるというようなことで改正に至ったようですとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号について、委員より、東日本大震災以降続けて陳情されており、本町議会としても採択してきたところである。震災から年数が経過し、少しずつ緩和されてきてはいるが、まだまだ就学支援については必要であるとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で本件は採択すべきものと決しました。

以上をもちまして産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第37号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第37号 会津美里町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第38号 会津美里町児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第39号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第39号 会津美里町下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第40号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第40号 会津美里町水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第41号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第41号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員派遣の件について

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び会津美里町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

○陳情第２号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第８、陳情第２号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第２号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第２号は原案のとおり採択されました。

○陳情第３号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第９、陳情第３号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第３号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第3号は原案のとおり採択されました。

○陳情第4号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第10、陳情第4号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成する方の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。原案に対して採決します。陳情第4号を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前10時29分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

陳情第4号をもう一度採決したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

それでは、陳情第4号を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○陳情第5号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第11、陳情第5号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成する方の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第5号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。原案に対して採決します。陳情第5号を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

○陳情第6号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第12、陳情第6号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 陳情第6号につき、現時点で当町の公益に関する事項と判断できかねるため、

反対します。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

8 番、星次君。

○8 番（星 次君） ただいま反対討論ということで、判断できかねるというふうなことで発言がありましたが、私はこのインボイス制度が、2023年10月に制度が制定されたわけであります。この制度では、発行事業者でない事業者からの仕入れで税制控除ができないために、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者からは、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は不当な値引きや値引きの打ち切りが求められることが懸念されてきました。インボイス発行事業者になると消費税の申告、納税が義務づけられて、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。したがって、小規模事業者からは減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声も上がっております。

そのようなことから、私はこの意見書については賛成の意を表するものであります。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第6号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第6号は原案のとおり採択されました。

○陳情第7号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第13、陳情第7号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

2 番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 陳情第7号につき、陳情第6号と同様の理由で反対します。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 今、国会等でもいろいろ議論されている中で、我々国民は長引く物価高で生活に困難を期している状況でありまして、せめてこの5%の消費税減税ということで、本当になればいいというふうな国民の願いでありまして、この意見書に対して私は賛成の意を表するものであります。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第7号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第7号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、1番、櫻井幹夫君、6番、村松尚君、15番、根本謙一君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、全員協議会終了まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時37分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第42号、議案第43号、同意第2号、15番、根本謙一君より発議第2号から発議第4号、1番、櫻井幹夫君より発議第5号、6番、村松尚君より発議第6号から発議第8号の計10議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第42号、議案第43号、同意第2号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案2件、同意1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第42号は、旧会津高田学校給食センター解体工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

次の議案第43号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億4,808万8,000円とするものであります。

次の同意第2号は、会津美里町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、町監査業務にご尽力いただきました小島隆一氏より辞職願が提出されたことに伴い、その後任といたしまして新たに薄久男氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。薄氏におかれましては、昭和47年4月に福島県庁に入庁後、総務、土木、農林水産など、各部局において幅広く行政事務に奉職されていたことから適任であると考えます。なお、任期は、令和7年6月16日から4年となります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議案第42号 旧会津高田学校給食センター解体工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 議案第42号 旧会津高田学校給食センター解体工事請負契約についてご説明いたします。追加議案書、追加提出案件資料、追加提出案件（参考資料）、いずれも1ページであります。

本案は、旧会津高田学校給食センター解体工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容は、給食センター本体鉄骨造り2階建て及び車庫兼倉庫鉄骨造り平家建て、そのほか附属建物及び附帯工作物を解体、撤去し、その後整地、碎石の敷きならしを行うものであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は1億5,840万円で、契約の相手方は会津美里町米田字吹上下甲505番地、株式会社平山工務所、代表取締役、平山賢一であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、議案第43号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第43号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。予算書と併せまして追加提出案件資料2ページを御覧願います。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,808万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開きください。歳入でございます。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金337万4,000円の増額につきましては参議院議員通常選挙事務委託金でございまして、期日前投票受付業務の賃金単価の上昇及び業務委託範囲の拡充並びに投票所の設営業務に伴い増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費337万5,000円の増額につきましては、歳入でもご説明しましたが、期日前投票の受付業務の賃金単価の上昇及び業務委託範囲の拡充並びに投票所の設営業務に伴い増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第２号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第３、同意第２号 会津美里町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第２号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○発議第２号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第４、発議第２号 会津美里町議会議員定数条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） それでは、発議第2号 会津美里町議会議員定数条例の一部を改正する条例の趣旨をご説明いたします。

この条例の一部改正は、地域別意見交換会及び町民アンケートでの意見を踏まえ、議会の効率化と機能強化を図るとともに、今後の人口減少を考慮し、議員定数を3人削減し、13人とするものであります。

附則において、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとしております。

趣旨ご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、発議第3号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） それでは、発議第3号 会津美里町議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨をご説明いたします。

この規則の一部改正は、まず産前休暇について、母体保護を手厚くする観点から、出産予定日の6週間前からとしているものを8週間前に改正するものです。また、標準町村議会会議規則の改正によるものと併せ文言等の整理を行うほか、議会のデジタル化に対応するため、所要の改正をするものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

趣旨ご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第４号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第６、発議第４号 会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） それでは、発議第４号 会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の趣旨をご説明いたします。

この条例の一部改正は、委任しております会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則を廃止し、新たに規程として制定するためのものです。所要の改正をするものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

趣旨ご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第４号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第7、発議第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

1 番、櫻井幹夫君。

〔1 番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1 番（櫻井幹夫君） それでは、発議第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

この意見書は例年継続的に提出しており、令和6年6月会議においても議員各位の賛同をいただいているところであります。本事業は令和7年度も5億円が予算化されてはおりますが、事業に係る予算措置は単年度であることから、令和8年度においても本事業の継続により必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援が実施されることを願い、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第8、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由といたしましては、地方公共団体において多様化する地域公共サービスを担う人員不足が深刻化しています。今後増大する行政需要や不足する人員体制を鑑み、財政確保が大きな課題となることから、賃上げ基調にも相応する人件費の確保も含めた地方財政を実現するために、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣宛てに意見書を提出するものです。

趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第9、発議第7号 インボイス制度廃止を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） 発議第7号 インボイス制度廃止を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由は、制度導入から1年8か月が経過し、小規模事業者からは減収や税負担の増により経営状況が悪化しているとの切実な声が上がっています。制度の新規登録事業者に対しては、3年間は納税額の軽減措置も講じられていますが、対策は不十分で事業への影響は大きく、原材料の高騰や人材不足が深刻な状況であるため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣宛てに意見書を提出するものです。

趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第8号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第10、発議第8号 消費税5%への減税を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） 発議第8号 消費税5%への減税を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由は、長引く物価高騰の影響、今般の米価格の急激な上昇に対し、昨年の実質賃金は前年比マイナス0.2%減であり、物価の伸びに対し賃上げが追いついていない現状です。不公平感がない減税は暮らしを守る視点においても急務なため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣宛てに意見書を提出するものです。

趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和7年会津美里町議会定例会6月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時50分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 荒 川 佳 一

議 員 長 嶺 一 也